

令和2年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和2(2020)年7月

東京造形大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	10
基準 3. 教育課程	33
基準 4. 教員・職員	48
基準 5. 経営・管理と財務	60
基準 6. 内部質保証	70
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	75
基準 A. 社会連携と社会発信	75
A-1 教育課程の整備	
A-2 社会連携の取り組み	
A-3 社会発信の取り組み	
V. 特記事項	88
VI. 法令等の遵守状況一覧	89
VII. エビデンス集一覧	101
エビデンス集（データ編）一覧	101
エビデンス集（資料編）一覧	102

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

東京造形大学（以下、「本学」という。）は、昭和 41(1966)年に桑澤洋子によって設立された。本学を設置している学校法人桑沢学園の設立は昭和 32(1957)年に遡り、その母体となったのは昭和 29(1954)年に桑澤洋子が創立した専門学校桑沢デザイン研究所である。本学の創立者桑澤洋子の教育思想は、既に専門学校桑沢デザイン研究所の創立目的の中で、当時の社会に顕在化していた「人間と機械」、「美術と技術」、「精神と物質」といった対立概念を統合して、新しい時代の生活様式や精神風土の創造を推進する必要性として表明されている。本学の設立に際して、創立者のこうした思想は、設立時の教育目的の中で「デザイン及び美術を「造形」という広い観点から総合的にとらえ、その理論・応用を教授研究するとともに、深く専門技能をきわめ、個性豊かな人材を育成し、文化の創造、とくに日本の産業の発展、社会の福祉に貢献することを目的とする。」と表されている。本学は日本で初めて大学名に「造形」という言葉を冠した大学であり、この「造形」の一語に創立者の教育思想が集約され、表されている。

1. 建学の精神

本学は平成 24(2012)年度に、建学の精神を簡潔で分かりやすい文章として表現するよう、これまで「建学の精神」「大学の基本理念」として表してきた内容を一文に凝縮し、「社会をつくり出す創造的な造形活動の探究と実践」を本学の建学の精神として掲げ、平成 29(2017)年度に「東京造形大学 建学の精神及び使命に関する規程」を定めている。

創立者桑澤洋子は、「デザイン及び美術の意味は、単なる自己表現というより、社会に責任をとる表現であり、デザイナーや美術家は、現代の社会や産業がはらむ矛盾を解明する文明的な使命をもたなければならない。」「デザインとは個の問題でなく衆の問題であり、社会の問題である。」などの言葉によって、デザインや美術の活動がその時代の精神や社会の創造に果たすべき使命と責任を意識することの重要性を指摘している。

本学は、創立者のこうした教育思想を継承し、デザインや美術の創作活動を単に視覚的な形態や物の創出としてとらえるのではなく、社会や時代を創り出す動的なはたらきであるととらえ、広く社会的観点からこれらの造形活動を探究し、進取の気概を持って創造的に実践することを、建学の精神として表している。

2. 本学の使命・目的

本学は、「東京造形大学 学則」第 1 条（目的）において、造形学部の目的を「デザイン及び美術に関する学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の技能、理論及び応用を教授研究し、人格の完成を図り、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造、産業の発展、国家社会の福祉に貢献することを目的とする。」と定めている。また、「東京造形大学 大学院学則」第 1 条（目的）において、大学院造形研究科の目的を「東京造形大学の建学の精神に基づき、広く総合的な視野を持ち、高い見識に立った教育と研究を、より高度な次元において推進することを目指し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

本学はこれらの目的に基づき、平成 24(2012)年度に、これまで「大学の基本理念」「基本

理念の実践」として表してきた内容を簡潔で分かりやすい文章として再編し、本学の使命として、次の3つを掲げている。

1. デザイン及び美術の諸領域における優れた専門的知識・技術の教授研究
2. 社会全体を広く総合的な視点でとらえ、社会的問題の解決に向けて取り組むことのできる人材の育成
3. 造形活動を通じた文化の創造と社会の発展への貢献

上記の本学の使命は、平成 29(2017)年度に「東京造形大学 建学の精神及び使命に関する規程」において、明文化している。

3. 本学の個性・特色

本学は、本学の使命でも示しているように、デザイン及び美術における高度な「専門性」の探究に加え、デザイン及び美術を「造形」という広い観点からとらえ、他の諸領域と結びつけて探究する「総合性」、また、デザインや美術の創作活動を、社会や時代を創り出す動的なはたらきとして探究する「社会性」の3つの視点を教育研究の基軸としており、これを本学の個性・特色として位置付けている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 29(1954)年	4月	桑澤洋子、桑沢デザイン研究所を創立（東京都港区青山北町）
昭和 32(1957)年	4月	学校法人桑沢学園 設立（理事長：桑澤洋子）
昭和 41(1966)年	1月	東京造形大学 文部省認可（設置者：学校法人桑沢学園）
	4月	東京造形大学開学（東京都八王子市元八王子町、学長：桑澤洋子）
		学部構成：1学部（造形学部）2学科6専攻

【デザイン学科】 グラフィックデザイン、写真、インダストリアルデザイン、
テキスタイルデザイン
【美術学科】 絵画、彫刻

入学定員 120 人（デザイン学科 75 人、美術学科 45 人）

昭和 44(1969)年	4月	デザイン学科に室内建築専攻を新設
--------------	----	------------------

【デザイン学科】 グラフィックデザイン、写真、インダストリアルデザイン、
室内建築、テキスタイルデザイン
【美術学科】 絵画、彫刻

入学定員 200 人に変更（デザイン学科 140 人、美術学科 60 人）

昭和 46(1971)年	4月	デザイン学科一部専攻名変更 （グラフィックデザイン→ビジュアルデザイン、写真→映像）
--------------	----	---

【デザイン学科】 ビジュアルデザイン、映像、インダストリアルデザイン、
室内建築、テキスタイルデザイン
【美術学科】 絵画、彫刻

昭和 48(1973)年	4月	阿部公正学長就任
昭和 49(1974)年	4月	明石一男学長就任

東京造形大学

	6月	氣賀健三理事長就任
昭和 52(1977)年	3月	開学 10 周年記念事業として「東京造形大学の 10 年」刊行
昭和 53(1978)年	4月	宮田豊太郎学長就任
昭和 55(1980)年	4月	鈴木二郎学長就任
昭和 56(1981)年	4月	教育課程改編、学科構成改編
		<p>【デザイン学科】 I 類（視覚伝達計画）、II 類（環境計画）</p> <p>【美術学科】 I 類（絵画）、II 類（彫刻）</p>
昭和 59(1984)年	4月	豊口協学長就任
昭和 60(1985)年	8月	新キャンパス用地取得（東京都八王子市宇津貫町）
昭和 61(1986)年	10月	開学 20 周年記念式典
昭和 62(1987)年	4月	入学定員 300 人に変更（デザイン学科 200 人、美術学科 100 人）
平成 2(1990)年	4月	宇津貫キャンパス用地の開発行為認可
	6月	宇津貫キャンパス建設工事着工（設計：磯崎 新）
平成 4(1992)年	4月	海本健学長就任
		宇津貫キャンパス一部開校
平成 4(1992)年	4月	入学定員 460 人に変更（デザイン学科 300 人、美術学科 160 人）
		※臨時的入学定員増
		教育課程改編、学科構成改編（専攻設置）
		<p>【デザイン学科】 デザイン専攻、造形計画専攻</p> <p>【美術学科】 美術専攻、比較造形専攻</p>
平成 5(1993)年	4月	宇津貫キャンパスへ移転、全面開校
平成 6(1994)年	6月	山本哲也理事長就任
平成 8(1996)年	11月	開学 30 周年記念式典、記念事業として「ZOKEI」刊行
平成 10(1998)年	4月	教育課程改編、学科構成改編
		<p>【デザイン学科】 視覚伝達専攻、メディア造形専攻、環境計画専攻</p> <p>【美術学科】 絵画専攻、彫刻専攻、比較造形専攻</p>
	6月	小田一幸理事長就任
平成 12(2000)年	4月	白澤宏規学長就任
平成 15(2003)年	4月	教育課程改編、学科構成改編（専攻領域設置）
		<p>【デザイン学科】 グラフィックデザイン、写真、映画、アニメーション、 メディアデザイン、室内建築、インダストリアルデザイン、 テキスタイルデザイン、サステナブルプロジェクト</p> <p>【美術学科】 絵画、彫刻</p>
		入学定員 380 人に変更（デザイン学科 270 人、美術学科 110 人）
平成 17(2005)年	4月	12 号館 大学院棟完成
		大学院造形研究科造形専攻（修士課程）開設
		大学院造形研究科造形専攻（修士課程）入学定員 42 人
		渋谷校地に「大学サテライト教室」を設置
平成 18(2006)年	4月	学科入学定員変更（デザイン学科 280 人、美術学科 100 人）

東京造形大学

平成 20(2008)年	11 月 開学 40 周年記念事業として「桑沢洋子 ふだん着のデザイナー展」を開催 4 月 諏訪敦彦学長就任 編入学（3 年次）定員 19 人認可（デザイン学科 14 人、美術学科 5 人） 収容定員変更
平成 21(2009)年	4 月 学科入学定員変更（デザイン学科 285 人、美術学科 95 人）
平成 22(2010)年	9 月 10 号館 CS PLAZA 棟完成
平成 23(2011)年	11 月 桑澤洋子生誕100年記念事業「SO+ZO展」「SO+ZOシンポジウム」開催 1 月 桑澤洋子生誕100年記念事業「SO+ZO映像祭2011」開催 4 月 教育課程改編、学科構成改編
<p>【デザイン学科】 グラフィックデザイン、写真、映画、アニメーション、 メディアデザイン、室内建築、インダストリアルデザイン、 テキスタイルデザイン</p> <p>【美術学科】 絵画、彫刻</p>	
平成 24(2012)年	4 月 大学院造形研究科造形専攻（修士課程）入学定員 50 人に変更 7 月 桑澤洋子生誕 100 年記念事業「SO+ZO MOVEMENT 八王子市夢美術館 展」開催
平成 25(2013)年	12 月 有吉徹学長就任
平成 26(2014)年	10 月 有吉徹理事長就任 創立 50 周年記念事業として「ZOKEI 教育展」、「国際造形教育シンポジウ ム」他開催
平成 27(2015)年	6 月 田口浩一理事長就任 10 月 国際造形シンポジウム 2015 「Design Research for Integrating Meaningful Systems」他開催
平成 28(2016)年	4 月 大学院造形研究科造形専攻（博士後期課程）新設 大学院造形研究科造形専攻（博士後期課程）入学定員 5 人 大学院造形研究科造形専攻（修士課程）に造形教育研究領域を新設 10 月 創立 50 周年記念事業の実施（「ZOKEI NEXT 50」東京造形大学の教 育成果展」、「勝見勝 桑澤洋子 佐藤忠良—東京造形大学 教育の源流」 展、他）
平成 29(2017)年	4 月 山際康之学長就任
平成 30(2018)年	1 月 学校法人桑沢学園創立 60 周年 桑澤洋子没後 40 年 記念展「「ふつう」をつ くったデザイナー桑澤洋子の活動と教育の軌跡」開催 4 月 教育課程改編 13 号館大学院棟完成
平成 31(2019)年	3 月 「東京造形大学 50 年史」刊行 4 月 デザイン学科「映画専攻領域」名称変更、変更後名称「映画・映像専攻領 域」
令和 元(2019)年	7 月 山際康之理事長就任

東京造形大学

2. 本学の現況

- ・ 大学名 東京造形大学
- ・ 所在地 東京都八王子市宇津貫町 1556
- ・ 学部等の構成 造形学部（デザイン学科、美術学科）、造形研究科（造形専攻）
- ・ 学生数、教員数、職員数

(1) 学生数

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	在籍学生総数	在籍学生数			
						第1年次	第2年次	第3年次	第4年次
造形学部	デザイン学科	285	14	1,168	1,400	350	369	329	352
	美術学科	95	5	390	393	100	102	101	90
合計		380	19	1,558	1,793	450	471	430	442

研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数			
				第1年次	第2年次	第3年次	
造形研究科	造形専攻(修士課程)	50	100	117	55	62	
	造形専攻(博士後期課程)	5	15	5	2	2	1

(2) 教員数

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在

学部・学科		専任教員数					助手	設置基準上必要専任教員数	兼任教員数
		教授	准教授	講師	助教	計			
造形学部	デザイン学科	17	8	0	2	27	0	13	134
	美術学科	8	2	0	0	10	0	8	53
	学部共通	8	4	0	1	13	0		80
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数								18	
計		33	14	0	3	50	0	39	267

研究科		専任教員数					助手	設置基準上必要研究指導教員数	兼任教員数	兼任教員数
		教授	准教授	講師	助教	計				
造形研究科	造形専攻(修士課程)	0	0	0	0	0	0	5	49	10
	造形専攻(博士後期課程)	0	0	0	0	0	0	5	38	0
計		0	0	0	0	0	0	10	87	10

(3) 職員数

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在

	正職員	嘱託	パート (アルバイトを含む)	派遣	合計
人数	53	10	32	8	103

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

東京造形大学（以下、「本学」という。）は、使命・目的及び教育目的を、それぞれ学則や規程において簡潔かつ具体的に明文化している。

本学は、創立者の教育思想に基づき、「社会をつくり出す創造的な造形活動の探究と実践」を建学の精神として掲げている。この建学の精神は、デザインや美術の創作活動を時代の精神や社会の創造に深く結び付いたものとしてとらえ、それら造形活動を広く社会的な観点から探究し、進取の気概を持って創造的に実践することを意味している。

この建学の精神に基づく大学全体としての使命を「東京造形大学 建学の精神及び使命に関する規程」に定めている【資料 1-1-1】。

また、建学の精神に基づき、造形学部（以下、「学部」という。）の目的を「東京造形大学 学則」第 1 条（目的）に、大学院造形研究科（以下、「研究科」という。）の目的を「東京造形大学 大学院学則」第 1 条（目的）に、それぞれ定めている【資料 1-1-2～3】。

教育目的については、使命・目的に基づき、学部及び研究科それぞれに「人材の養成に関する目的」「教育研究上の目的」として定めている。学部の教育目的は、「東京造形大学 大学の目的に関する規程」に定めている【資料 1-1-4】。研究科の教育目的は、「東京造形大学 大学院の目的に関する規程」に定めている【資料 1-1-5】。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学では、「専門性」「総合性」「社会性」の 3 つの視点を基軸とした教育研究の実践を本学の個性・特色として位置付けている。この個性・特色は、本学の使命にも反映しており、使命として掲げる 3 項目の中で、「専門的知識・技術の教授研究」「総合的な観点から社会的問題の解決に向けて取り組むことのできる人材の育成」「文化の創造と社会の発展への貢献」として明示している【資料 1-1-6～8】。

1-1-④ 変化への対応

本学では、大学に対する社会からの要請や期待を踏まえ、時代の変化に応じて使命・目

的及び教育目的の検証を行い、変化への対応に取り組んでいる。

平成 28(2016)年に社会的な要請に応えるべく大学院に博士後期課程を設置した際には、研究科の「人材の養成に関する目的」と「教育研究上の目的」の見直しを行った。

また、平成 29(2017)年度には、「東京造形大学 建学の精神及び使命に関する規程」を制定した【資料 1-1-9～10】。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的については、継続的な検証を行うことにより、社会情勢や時代の変化など、高等教育を取り巻く環境の変化に対応し、使命・目的及び教育目的達成のための教育研究活動の充実化を図っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的の策定・改定の際には、教授会や「研究科委員会」（研究科の教授会に相当する機関）での審議・承認の過程で教員の理解と支持を得ている。また、職員に対しては教授会や「研究科委員会」に陪席する役職者の職員から各職員にその意味・内容が伝えられている。教授会及び「研究科委員会」での承認事項については、学長から、「常務会」（常務の執行に関する意思決定のための組織として設置している機関）及び理事会へ報告して承認を得ており、役員、教職員の理解と支持を得ている【資料 1-2-1～3】。

1-2-② 学内外への周知

在学生に対しては学部、研究科の学生便覧である「キャンパスガイド」及び「学生生活手帳」等への掲載により周知を図っている【資料 1-2-4～5】。

教職員に対しては、教職員の情報共有のための学内グループウェアシステム「Group Session」（以下、「学内グループウェア」という。）への掲載により周知を図っている【資料 1-2-6】。

また、令和元(2019)年度に本学のブランディング活動（タグライン／ステイトメントの制定、ロゴマークの再設定）に関する報告会を学内で実施した際には、大学のブランドを構成する要素でもある人材育成の考え方について説明し、学生及び教職員への周知を図っている【資料 1-2-7】。

学外に対しては、学校法人桑沢学園事業報告や東京造形大学公式ウェブサイト（以下、「大学ウェブサイト」という。）等により周知を図っている【資料 1-2-8～9】。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学を設置する学校法人桑沢学園（以下、「本法人」という。）は、本法人の基本方針としての「学校法人桑沢学園中期ビジョン 2020」（以下、「中期ビジョン 2020」という。）を平成 27(2015)年にとりまとめ、その具体的な実行計画として「学校法人桑沢学園中期実行計画 2020」（以下、「中期実行計画 2020」という。）を平成 28(2016)年に策定している【資料 1-2-10～11】。

この「中期実行計画 2020」の柱の 1 つである「教育改革」において、本学の中長期計画を 31 項目掲げており、計画策定に当たっては、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえた重点課題の確認を行っている。進捗状況と必要な見直しについては、年度末に実施している事務部門による業務報告の中で行き、中長期的な計画への確実な反映が可能となる運用を実行している【資料 1-2-12】。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に使命・目的及び教育目的を反映している。

造形学部の学科ごと、及び大学院修士課程、博士後期課程に三つのポリシーを定めており、これらは本学の使命・目的及び教育目的の達成に向けた本学の方針として、使命・目的及び教育目的と強く結びついた形で定められている【資料 1-2-13～14】。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、使命として掲げている「専門性」「総合性」「社会性」という 3 つの視点を基軸とした教育研究を通じて、教育目的が達成されるよう、教育研究組織を構成している。

本学の教育研究組織は昭和 41(1966)年の設立以来、造形学部のもとにデザイン学科及び美術学科を置く 2 学科の体制を維持しつつ、各学科で教授研究する専門領域の改編を行いながら、時代の変化や社会の要請に対応してきた。平成 17(2005)年には大学院研究科造形専攻（修士課程）を設置、平成 28(2016)年には同専攻に博士後期課程を設置し、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために教育研究組織を拡充している。

学部においては、専門分野に特化した「専攻領域」を設置し、専門科目を通じた「専門性」に関する教育研究を行っている。また、人間形成科目やハイブリッド科目など、学科・専攻領域を越えて履修が可能な横断的科目を通じた「総合性」「社会性」に関する教育研究を行っている【資料 1-2-15】。

研究科は造形専攻（修士課程・博士後期課程）に「デザイン研究領域」「美術研究領域」及び「造形教育研究領域」を設置し、「専門性」を高める教育研究を行っている。また、修士課程では「造形に関する理論科目」と「造形プロジェクト科目」を設置し、博士後期課程では「理論科目」と「造形特別プロジェクト科目」を設置しており、「総合性」「社会性」に関する実践と教育研究を行っている【資料 1-2-16】。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在検討を進めている「学校法人桑沢学園中期ビジョン 2025」においても、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえた実行計画を策定し、学内外への周知を図るとともに、各事業計画を着実に実行していく。また、教育研究組織の構成については、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な体制の維持・向上を図っていく。

【基準 1 の自己評価】

本学は、建学の精神で示している本学の特色「専門性」「総合性」「社会性」を反映した目的及び教育目的を、学校教育法、大学設置基準等の関係法令に則して、「東京造形大学 学則」第 1 条（目的）及び「東京造形大学 大学院学則」第 1 条（目的）、「東京造形大学 建学の精神及び使命に関する規程」「東京造形大学 大学の目的に関する規程」「東京造形大学 大学院の目的に関する規程」に定め、それぞれを端的に表す簡潔な文章で明文化している。

本学の使命・目的及び教育目的については、社会情勢等の変化に対応しながら、教育研究組織の構成との整合性等を含めて継続的に検証し、必要に応じて教育研究組織の改編や使命・目的及び教育目的の見直しと三つのポリシーへの反映を行っており、これらの策定に際しては、教授会及び「研究科委員会」での審議、学長による「常務会」及び理事会への報告などによって、役員及び教職員の理解と支持を得ている。また、年度末に事務局各部署が報告する業務報告の中で「中期実行計画 2020」の進捗確認と必要な見直しを行い、中長期的な計画への確実な反映が可能となる運用を実行している。本学の使命・目的及び教育目的の内容は、大学ウェブサイト、学内グループウェア、学内配布物等、複数の媒体を通じて学内外へ広く周知を図っており、使命・目的及び教育目的の明確性、中長期計画への反映、教育研究組織との整合性に留意した取組みを履践している。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、使命・目的及び教育目的の達成に向けた本学の方針の1つとして、造形学部のアドミッション・ポリシーを学科ごとに定め、研究科のアドミッション・ポリシーを課程ごとに定めている。

アドミッション・ポリシーは、受験希望者、高校生やその保護者、高等学校の教員等に配布する「入試ガイド・入試問題集」、学生募集要項等の刊行物及び大学ウェブサイトや進学相談会、オープンキャンパス、各種説明会、高等学校訪問等において周知を図っている

【資料 2-1-1～3】。平成 30(2018)年 6 月には推薦入学試験の指定校の教員を対象に本学のアドミッション・ポリシー及び指定校推薦制度に関する説明会を開催した。オープンキャンパスでは、キャンパス全体を公開するとともに、各学科等のカリキュラムや特色について教職員が詳しく紹介している。また公開授業・体験授業などを通じて、本学の教育研究活動とアドミッション・ポリシーに対する理解を求めている【資料 2-1-4】。平成 27(2015)年度より開催している「ZOKEI ワークショップ」では、高校生を対象に本学教員によるワークショップを開催し、本学のアドミッション・ポリシーに沿った教育研究活動について、体験を通して理解する機会を提供している【資料 2-1-5】。学内においては、入学時に配布する「キャンパスガイド」に教育目的及び三つのポリシーを記載し、周知を図っている【資料 2-1-6】。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、造形学部の入学試験の実施及び検証のための組織として、学長又は学長が教授会構成員の中から指名する者を本部長とした入学本部の下に、「入学本部会議」「一般選抜入学試験作問会議」「一般選抜入学試験実施本部」及び「特別選抜入学試験実施本部」の各組織を設けている。【資料 2-1-7～11】。

「入学本部会議」は、入学本部長、学部長をはじめ、「一般選抜入学試験作問会議」「一般選抜入学試験実施本部」及び「特別選抜入学試験実施本部」の各組織の代表者及び事務局長によって構成し、本学のアドミッション・ポリシーに沿った公正かつ妥当な入学者選抜及びその実施方法について審議・決定している。

学部においては「入学本部会議」での決定事項について、教授会で承認を受けたうえで実施に移し、研究科においては「研究科運営会議」での決定事項について、「研究科委員会」で承認を受けたうえで実施に移す。こうした全学的な確認体制の中で、公正かつ適切に入

学試験を実施している。また本学は、使命・目的及び教育目的とアドミッション・ポリシーの整合性について継続的に検証・確認をしながら、入学試験制度や入学者選抜方法を改正し、多様な学生を受け入れるよう工夫している。

一般選抜入学試験では、学科試験及び実技試験により、本学の教育目的とアドミッション・ポリシーに沿った入学者を選抜している。デザイン学科では、学科試験と実技試験を組み合わせ受検する「一般方式」と、大学入学共通テストで受検した科目と実技試験を組み合わせ受検する「共通テスト A 方式」、大学入学共通テストで受検した科目のみで合否を判定する「共通テスト B 方式」の 3 方式があり、デザイン学科・美術学科合わせて 10 専攻領域の中から 2 つの専攻領域まで併願を可能としている。

美術学科では、実技試験 2 科目により入学者を選抜する「一般方式」と、大学入学共通テストで受検した科目と実技試験を組み合わせ受検する「共通テスト A 方式」「共通テスト C 方式」があり、入学志願者の能力を多面的・総合的に評価するための選抜方法を実施している【資料 2-1-12】。

なお、デザイン学科・美術学科ともに一般選抜入学試験の問題作成は「一般選抜入学試験作問会議」の構成員として任命された専任教員が行っている。

総合型選抜(自己アピール)入学試験では、書類審査とプレゼンテーション選考により、本学のアドミッション・ポリシーを理解した意欲的な学生を選抜している。実施方法としては、出願時に志望理由書等の書類に加えて A4 判 30～60 ページ程度のポートフォリオの提出を求め、1) デザイン・美術に関する基礎的能力を示す資料、2) 志望する専攻領域と関連した能力や実績を示す資料、3) 自分の能力や活動の実績を示す資料を確認している。提出資料に基づく書類審査によりプレゼンテーション選考対象者を決定し、プレゼンテーション選考対象者には、5 分程度のプレゼンテーション及び質疑応答を課し、合否を判定している【資料 2-1-13】。

学校推薦型選抜入学試験では、指定校として選定した高等学校の校長に、本学の教育目的及びアドミッション・ポリシーに相応しい人材の推薦を求めている。指定校には本学教職員による訪問等を通じて、本学のアドミッション・ポリシー及び教育課程等についての説明を行い、本学に対する理解を深めてもらえるように努めている【資料 2-1-14】。

3 年次編入学試験では、大学に 2 年次以上在学し 62 単位以上を修得した者(又は修得見込の者)及び大学・短期大学・高等専門学校等を卒業した者(又は卒業見込の者)を対象に、出願書類及びポートフォリオに基づく書類審査と面接選考を行い、本学のアドミッション・ポリシーに相応しい人材を選抜している。また、専修学校の専門課程を修了した者(又は修了見込の者)に対しても、一定条件のもとで出願資格を与え、多様な学生の受入れに努めている【資料 2-1-15】。

研究科の入学者選抜方法として、志願者に作品や活動実績を示す資料(ポートフォリオ又は論文)及び「研究計画書」の提出を求めている。これに加え、修士課程では小論文試験及び「研究計画書」に基づく面接選考を実施し、博士後期課程では外国語試験及び口頭試問(社会人の志願者に対しては面接)を課し、教育目的とアドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜している【資料 2-1-16～17】。

学部及び研究科ともに、入学試験制度ごとに学生募集要項を発行し、本学のアドミッション・ポリシーと試験方法等について詳しく伝えている。学生募集要項は、受験希望者(資

料請求者)や高等学校に発送するとともに、進学相談会や各種説明会において配布している【資料 2-1-18】。また、入学試験の内容と実施方法については、大学ウェブサイトにおいても詳しく公表している。また、本学のすべての入学試験制度について、それぞれの特徴と実施方法等を記した「入試ガイド・入試問題集」を発行しており、一般入学試験については同冊子に過去問題及び実技試験の参考解答例を掲載している【資料 2-1-1】。

総合型選抜(自己アピール)入学試験及び学校推薦型選抜入学試験の受験希望者に対しては、毎年6月に「ZOKEI FIRST CONTACT(専攻領域説明会)」を開催し、アドミッション・ポリシーの説明や教員による専攻領域の説明と併せて、入学試験におけるポートフォリオの作成方法等の受験準備のための指導を行い、受験希望者が本学に対する理解を深めることができるよう情報提供に努めている【資料 2-1-19】。加えて、7月に開催しているオープンキャンパスに於いてスクーリングを実施し、志望する専攻領域に対する理解を深めて受験準備ができるよう、情報収集の場を提供している【資料 2-1-20】。

入学手続きをした新生を対象に「新生アンケート」を実施し、受験に至るまでの受験生の動向や傾向、また本学に対するイメージ等について定量的・定数的なデータを算出することで、学生募集活動及び入学者受入れの検証を行っている【資料 2-1-21】。

なお、各入学試験及び入学者についての検証に基づき、近年に行った学生受入れ方法の改善・工夫は、以下のとおりである。

- ・平成 30(2018)年度入試から、美術学科絵画専攻領域の一般入学試験(現在の一般選抜入学試験)において、従来の「一般方式」に加え、実技試験「デッサン(ドローイング)」「油彩画」の2科目と大学入試センター試験の結果で合否判定する「センターC方式(現在の共通テストC方式)」を新設した。また、美術学科彫刻専攻領域では、実技試験「石膏デッサン」と大学入試センター試験の結果で合否を判定する「センターA方式(現在の共通テストA方式)」を新設した【資料 2-1-22】。
- ・平成 31(2019)年度入試から、「AO(自己アピール)入学試験」(現在の総合型選抜(自己アピール)入学試験)において、出願の時点で1つの専攻領域に絞ることが難しい志願者に対して、ポートフォリオ作成やプレゼンテーション選考の過程を通じて、本人の志向により適合した専攻領域を考える機会を提供することを目的として、2つの専攻領域への出願を認める複数専攻領域志願制度を導入した【資料 2-1-23】。
- ・令和 3(2021)年度入試から、大学入学者選抜改革に対応した学力の3要素の思考力・判断力・表現力を問う試験として、デザイン学科の実技試験に「発想力」を新設し、実施することとしている【資料 2-1-24~25】。
- ・令和 3(2021)年度入試から、外国人留学生の志願者増加への対応として、外国人留学生を対象とした外国人留学生選抜入学試験を新設して実施することとしている。なお、この入試制度の新設に伴い、従来は外国人留学生も受験していた総合型選抜(自己アピール)入学試験及び一般選抜入学試験の出願資格には、「日本国籍を有する者」および「外国籍の場合は日本の高等学校等を卒業(見込み含む)した者」を加えることとしている【資料 2-1-24】。
- ・令和 2(2020)年度入試から、研究科修士課程の入学者選抜において、外国人留学生の志願者増加への対応として、出願書類及びポートフォリオに基づく書類審査(1次審査)と小論文及び面接の2次審査による2段階選抜方式を導入した【資料 2-1-16】。

- ・令和 2(2020)年度入試から、研究科修士課程への内部進学率の向上及び優秀な学生の確保を目的として、学部 4 年生の進学希望者を対象とした学内推薦選抜を新設した【資料 2-1-26】。

2-1-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

現在の入学定員及び収容定員は、本学の教育研究環境の規模、教育課程の構成に見合った数を設定している。

令和 2(2020)年度の入学定員充足率は、学部が 1.16 倍、研究科修士課程が 1.08 倍、研究科博士後期課程が 0.40 倍であり、また、過去 4 年間の学部の入学定員充足率の平均は 1.20 倍、過去 2 年間の研究科修士課程の入学定員充足率の平均は 1.14 倍、過去 3 年間の博士後期課程の入学定員充足率の平均は 0.33 倍となっている。

令和 2(2020)年度の収容定員充足率は、学部で 1.15 倍、研究科修士課程で 1.17 倍、研究科博士後期課程で 0.33 倍となっている【資料 2-1-27】。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

学生の受入れに関する改善・向上に関しては、文部科学省が推進する大学入学者選抜改革や外国人留学生の増加などの社会の動向及び、年度ごとの本学の入学者受入れ状況を検証し、本学独自の実技試験の新設や大学入学共通テストの活用などと同様に、状況に即した入学制度の改善・向上を図っていく。また、本学の教育目的及び教育課程の特色とアドミッション・ポリシーの周知に努め、本学の教育目的やアドミッション・ポリシーを深く理解した学生の確保を図っていく。

入学定員及び収容定員に沿った適切な学生数の維持・確保に関しては、専攻領域ごとの入学者数や各年度の入学目標数について入学定員及び収容定員と教育研究環境との関係などを中心に検証しながら適正数について今後も検討を重ねていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

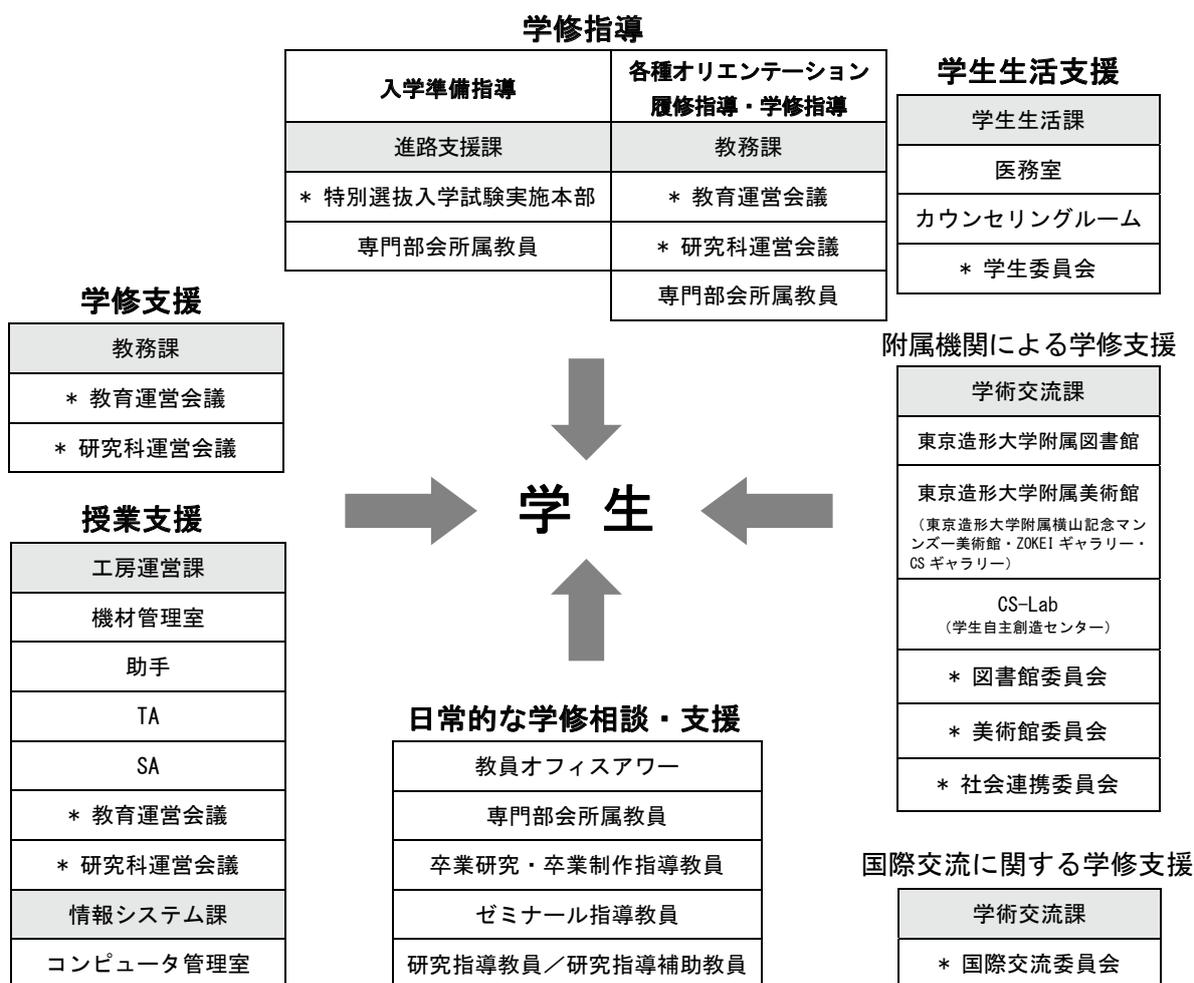
基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学は、図 2-2-1 のとおり教員と職員の協働による学修支援体制を整備している。

図 2-2-1 学修支援体制の組織図



本学は、教員と職員が協働して学生に対する学修支援を以下のとおり行っている。

入学準備指導

- ・ 総合型選抜（自己アピール）入学試験及び学校推薦型選抜入学試験による学部入学予定者を対象として、「特別選抜入学試験実施本部」が中心となり、事務局の進路支援課を通じて専攻領域ごとに「入学準備指導」として入学前の期間に課題を課し、添削指導を行うなど、入学予定者の学習意欲を高め、入学後の教育にスムーズに適応できるよう指導している【資料 2-2-1】。

学修支援

- ・ 学生の学修支援は事務局の教務課が中心に行っている。教務課は学部及び研究科それぞれの教育運営を統括する「教育運営会議」及び「研究科運営会議」において教員と協働しながら、学修支援と教務運営全般に関する業務を行っている。教務課は、他部署と協働して入学者に対するオリエンテーションを開催し、本学で学修する上での基

本格的かつ重要な事項について指導している。また、専攻領域ごとの専門科目を所管する「専門部会」の所属教員と協働し、年度当初に各専攻領域の学年ごとに履修ガイダンスを開催するとともに、全学生に対して教員及び職員による個別履修相談の機会を設けている。更に、資格課程に関するオリエンテーションやガイダンスを行い、これらを通じて本学での学修に必要な履修指導と学修指導を行っている【資料 2-2-2】。

- 学内ポータルシステム「CampusNet」（以下、「学内ポータルシステム」という。）を整備し、インターネットを利用した履修登録やシラバスの閲覧、学生個人の時間割・出欠状況・成績等の照会を行うことが可能となっている。また、学内ポータルシステム上で学生が授業担当者に直接連絡を取り、授業に関する質問や相談を随時受け付けることのできる仕組みを整備している【資料 2-2-3】。
- 教務課では、専攻領域ごとの所属学生の単位修得状況や当年度のGPA、累積GPA等を「専門部会」に伝えるとともに、単位修得状況が芳しくない学生に対する面談の実施などの個別対応を通して、学生の学修支援を行っている【資料 2-2-4】。
- 演習・実習科目が多い本学の教育課程の特徴に合わせ、授業支援のための事務組織として工房運営課を設けている。同課には分野ごとに専門の知識・技術を持つ「技術職員」を配置し、教員との密接な連携の下、演習・実習のための教室・機材等の授業環境の整備及び授業時における教員のサポート体制を整備している。また、授業運営を補助する助手を専攻領域ごとの「準備室」に配置し、教員と事務局との連携及び学生の学修支援を行い、教育の充実と授業運営の効率化を図っている。更に、工房運営課の下に機材管理室を設け、演習・実習授業で使用する機材を一元的に管理するとともに、授業時間外での学生の機材使用にも対応して学生の学修を支援している【資料 2-2-5～6】。
- 情報システムを活用した教育を支援する組織として情報システム課を設け、コンピュータ端末などの情報機器やソフトウェアの管理・整備などを通じICTを利用する授業を支援している。また、学生の授業時間外での情報機器の使用やインターネット等の利用、各種プリンターを利用した出力等のサポートにも対応し、学生の学修を支援している【資料 2-2-7】。
- 学生生活全般を支援する学生生活課は、在籍管理や外国人留学生の在留資格管理を行い、医務室やカウンセリングルームを通じた学生の心身の健康管理、休学や退学の相談を含めた修学のための支援をしている。
- 本学の附属機関である東京造形大学附属図書館、東京造形大学附属美術館、CS-Lab（学生自主創造センター）に関する業務は、事務局の学術交流課が担当し、教職員によって構成される「図書館委員会」「美術館委員会」「社会連携委員会」において教員と協働しながら、資料の収集と施設設備の運用、管理を行っている。同課では、図書館及び美術館の資料の公開や施設利用を通じた学修支援に努め、東京造形大学附属美術館及び学内ギャラリーにおいて企画展を開催するとともに、授業成果の発表や学生による利用を可能としている【資料 2-2-8～10】。
- 本学は、ヨーロッパを中心に10カ国の14大学との間で国際交流協定を締結しており、協定校との間で学生の派遣と受入れを行っている。こうした国際交流に関する業務は、学術交流課が教職員によって構成される「国際交流委員会」と協働し、派遣学生及び受入れ学生に対する学修支援を行っている。本学からの協定校への派遣学生に対して

は、「学校法人桑沢学園 奨学資金」から渡航費等の経済的支援を行っている【資料 2-2-11～12】。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学は、「東京造形大学 TA 規程」及び「東京造形大学 SA 規程」に則り、TA(Teaching Assistant)及び SA(Student Assistant)を活用した授業支援を通じて、教育の質確保に努めている。TA の業務は、学部開講科目の演習・実習科目における授業時間中の教育補助とし、本学研究科学生を採用することを原則としている。採用計画にあたっては、工房運営課が中心となり、学部長との協議、調整の上、「教育運営会議」へ報告し、決定する。本学研究科学生に TA の該当者がいなかった場合に限り、学部学生を SA として採用している。令和元(2019)年度における TA の活用状況は 1,728 時間程度、SA の活用状況は年間 2,418 時間程度である【資料 2-2-13～15】。

また、安定した学生生活を送るための学修支援として、以下のとおり体制を整えている。

障がいのある学生への配慮・支援

- ・本学では障がいのある学生の支援に関して、「東京造形大学 障害のある学生の支援に関する規程」を定め、障がいのある学生が障がいのない学生と平等に学修・研究に参加できるよう努めている。本学の支援の基本方針やガイドライン、支援体制等は、大学ウェブサイトで公表している【資料 2-2-16～20】。

教員オフィスアワー

- ・平成 22(2010)年度から、学生に対する日常的な学修相談や学修支援を目的に、全専任教員が年間を通じて「教員オフィスアワー」を設定し、学生ポータルサイト「CampusNetSub」(以下、「学生ポータルサイト」という。)上で教員ごとの「教員オフィスアワー」の時間帯を公表している【資料 2-2-21～22】。また、本学の専門科目では少人数制による教育を目指しており、4年生の「卒業研究」「卒業制作」や「ゼミナール」の指導体制においても、教員が学生個々の状況を把握することを可能としている。本学では、こうした学生と教員との関係の中で、専門部会所属教員や、「卒業研究」「卒業制作」「ゼミナール」の担当教員によって、学生への日常的な学修相談や学修支援が行われている。

継続的な修学のサポート

- ・平成 30(2018)年度より、教務システム「GAKUEN」の出欠状況管理機能によって、学生・保護者が随時 Web 上で出席状況を確認することができるよう環境を整えている【資料 2-2-23】。また、連続欠席学生に対しては教員から連絡をすることで、継続的な修学が困難な学生一人ひとりの状況を把握し、個別の相談に応じることで改善に努めている。

中途退学・休学及び留年への対応

- ・退学・休学を希望する学生には、本学所定の書式に記入した上で、事情書を添えて学

長に願い出ることとしており、これらの書類を学長・学部長・研究科長及びその他の関係教職員が事前に目を通したうえで、教授会及び「研究科委員会」において学籍異動として審議される。退学・休学に至る事情は様々であるが、所定書式（退学願／休学願）及び事情書の提出に際し、学生には事前に「専門部会」の教員（大学院生の場合は研究指導教員）との面談を義務付けており、教員から事情に応じた指導・助言を行う機会を確保することで、学生が自分1人で悩んだり、決断することが無いよう配慮している【資料 2-2-24】。また、年度当初の4月には「学部共通合同部会」及び「専門部会」所属教員による新入生対象のクラスミーティングを実施している。新入生が新しい環境に早く馴染むことで、不登校や退学を未然に防ぐことを目的としている【資料 2-2-25】。その他にも、日常的な学修相談や各種学生相談を通してきめ細かく対応し、改善に努めている。退学・休学の理由や傾向について、特出した問題がある場合には「専門部会」で共有し、対策を検討している。また、諸事情により退学・除籍した学生に対しては、「東京造形大学 再入学に関する規程」において再入学のための条件等を定め、再び本学で学修する機会を提供している【資料 2-2-26】。

- ・学生が最短修業年限で卒業することができるよう、入学時に配付している「キャンパスガイド」に、留年の条件及び進級・卒業条件を明記している【資料 2-2-27】。また、全学生を対象とした教員及び職員による個別履修相談の機会を設け、卒業に向けた計画的な履修計画の作成を指導することで、留年の防止に努めている【資料 2-2-28】。その他にも、日常的な学修相談を通して学生の授業に対する理解を促進することで、遅滞なく授業に参加することができるよう配慮している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

近年、研究科修士課程の入学者に占める留学生の割合が高い状況もあり、TA の確保が困難な状況となっている。一方で、TA、SA の運用基準が明確に示されていなかったため、履修者数が少ないにもかかわらず、前年度からの運用を踏襲して TA、SA を採用しているケースが見受けられた。そうしたことから、TA や SA、助手や技術職員それぞれの役割分担をより明確にするための関連規程の整備など、学修支援体制の強化に向けた検討を継続し、改善に向けた取り組みを実施していく。

退学者や留年者への対応については、「中期実行計画 2020」で掲げた重点課題の着実な実行によりリテンション率の向上を図っていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、教育課程内での学生の社会的・職業的自立に関する指導の一環として、教育

課程において、インターンシップ活動に対して単位認定をしている。また、本学の学問分野に関連する資格取得について、以下のとおり体制を整備している。

- ・学部に教職課程を設けており、教職課程を履修し所定の単位を修得した学生には、中学校教諭1種免許状（美術）、高等学校教諭1種免許状（美術、工芸）を取得することを可能としている。また、研究科において、所定の科目を修得することによって専修免許状を取得することを可能としている【資料 2-3-1~2】。
 - ・学部に学芸員課程を設けており、学芸員課程を履修し所定の単位を修得した学生には、学芸員資格を取得することを可能としている【資料 2-3-3】。
 - ・デザイン学科室内建築専攻領域の学生が所定の科目の単位を修得することにより、「一級建築士」「二級建築士」の受験資格を取得することが可能となっている。また、「インテリアプランナー」「施工管理技士（建築・造園・土木・建設機械・電気工事・管工事）」における受験条件の軽減、「商業施設士」試験における受験資格の取得及び一部受験科目の免除を受けることが可能となっている【資料 2-3-4】。
 - ・美術学科彫刻専攻領域の学生の希望者に対して、夏期休業期間中などに学外から技術講師を招き、アーク溶接、ガス溶接の資格取得のための講習を行っている【資料 2-3-5】。
- 事務局に就職課を置き、以下の進路・就職に関する指導及び支援を行っている。
- ・就職課内にキャリア支援室を設け、学生用コンピュータ端末、コピー機、プリンターを設置するとともに就職関連書籍を取り揃え、インターネットやコピーの利用、関連書籍・情報誌の貸出し・閲覧など情報収集のための環境を整えている【資料 2-3-6~7】。
 - ・キャリア支援室に、キャリアコンサルタントの資格を持つ職員及び専門のキャリアカウンセラー2人を配置し、日常的に学生の進路形成に関する相談、助言を行っている。進路相談は、学生とのコミュニケーションを重視するとともに、個々のニーズに応えるために、個人面談方式で行っており、年間約 2,300 件の相談に対応している。
 - ・平成 30(2018)年度から教務システム「GAKUEN」の就職支援機能の活用を開始し、学内ポータルシステムに企業インターンシップの情報や企業からの求人票を掲載している【資料 2-3-8】。
 - ・毎年、企業に本学を紹介する冊子「ZOKEI ARCH」（企業編）を作成し、全国の企業約 1,800 社に送付している。この冊子は本学学生の卒業後の活躍の場を増やすことを目的として、本学の建学の精神や学部・学科・研究科の紹介と併せて、社会で活躍する卒業生の作品（製品）を紹介しており、本学に対する企業側の理解を促進している。また、上記の企業向け冊子に加えて、在学生、志願者及び保護者向けの冊子「ZOKEI ARCH」（学生・保護者編）も作成し、本学の就職支援体制及び本学での学修の先にある卒業後の進路について周知を図っている【資料 2-3-9】。
 - ・留学や就職活動等を理由に卒業延期を希望する場合、「東京造形大学 卒業延期制度に関する規程」に基づき、学則で定める「教育課程修了の認定」を受けた学生が卒業認定を延期し、在学を延長することを認めている【資料 2-3-10】。
 - ・年間を通じて、原則火曜日の 17 時 00 分からキャリア支援イベントを開催している。学部 3 年生及び研究科 1 年生のみならず、学部 1・2 年生も対象として「キャリア」という観点から、視野を広げて卒業後の進路について考えるための指針となるよう、情報を提供している【資料 2-3-11】。

- ・企業の採用担当者を本学に招き、学内で学生に対しての会社説明会や業界研究説明会、インターンシップ説明会を開催している。令和元(2019)年度は年間を通じて 69 社の担当者が来学し、学生にとっては、会社の業務内容や採用試験の内容についての説明を受けるだけでなく、デザイナーの仕事内容や業界の将来的な見通しや動向などについても情報の収集が可能な機会となっている。これらの説明会は、1 日 2 社までの開催を原則として、各企業に在職中の卒業生を招へいするなどの工夫をしつつ実施している。
- ・3 月にクリエイティブ職を中心とした企業の合同説明会を学内で実施している。様々な業界の企業を 1 日 10 社程度招いて 2 日間にわたり開催し、学生が一度に複数の企業の話聞いて回ることでできる機会を提供している。
- ・平成 30(2018)年度には、他の美術大学（多摩美術大学、女子美術大学、武蔵野美術大学）と連携して「東京四美大合同企業説明会」を開催した。同説明会は参加大学に在籍する学生を積極的に採用したいと考えている各業界の有名企業・優良企業約 70 社による合同企業説明会で、4 美大合計で約 1,100 人の学生が参加し、本学からは 183 人が参加した。令和 2(2020)年 3 月に開催を予定していた第 2 回の「東京四美大合同企業説明会」は、社会状況により中止となったが、令和 2(2020)年度以降も継続して開催することとしている。
- ・卒業生に対する就職支援としては、本学に届いた求人情報の内、既卒者も応募可能なものについて、大学ウェブサイトを通じて卒業生に情報提供するシステムを用意している。このシステムは登録制となっており、令和元(2019)年度は年間で 40 人の卒業生が利用している。また、就職相談等についても、事務取扱時間の中で在学生同様の対応をしている【資料 2-3-12】。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

美術系大学の卒業後の進路は、就職の他に作家活動、進学、起業など多岐にわたるため、多様な進路選択に対応可能な支援体制を引き続き整備していく。就職に関しては、令和元(2019)年度から企業訪問に注力し、企業のクリエイティブ職採用に関する方針についてヒアリングを行っている。進学については本学学生の大学院進学の門戸を広げるために、令和 2(2020)年度入試から学内推薦選抜を実施している。学生の社会的・職業的自立に関する支援は主として就職課が担っているが、教育課程内でのインターンシップ科目履修においては就職課と教務課が連携し、また、大学院進学に関しては就職課と進路支援課が連携し、支援体制の充実を図っていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生生活全般を支援する部署として事務局に学生生活課を置き、教職員によって構成される学生委員会に所属する教員と協働しながら、学生生活安定のための各種支援を行っている。

学生委員会は、学生生活全般に関する事項を審議・決定する組織として、学生の奨学と表彰及び懲戒に関する事項や課外活動に関する事項、その他学生生活に必要な事項について審議・検討している【資料 2-4-1】。

学生生活課では、学生に対する日常的な窓口対応を通じて、各種手続きの支援を行うほか、提携学生寮・アパート等の住居情報の提供やアルバイトの紹介など、学生生活安定のための多様な支援を行っている。また、学生生活課の下に、医務室とカウンセリングルームを設けており、学生一人ひとりが健全な心身を保ち、充実した学生生活を送ることができるよう支援に努めている【資料 2-4-2】。

学生生活に関わる事項については、学生委員会が意思決定し、各種業務を学生生活課が担当している。また、学生生活に関する重要な情報は学内ポータルシステムに掲載するとともに、学内の掲示板でも掲示している【資料 2-4-3】。

本学が行っている学生生活の安定のための支援は、以下のとおりである。

学生に対する経済的支援

【資料 2-4-4～6】

- ・ 本学独自の奨学金制度「東京造形大学奨学金」を設けており、学生委員会による調査と面接を通して、経済的事由により修学が困難な学生に給付する「一般奨学生制度」、家計急変により修学が困難となった4年生に給付する「緊急奨学生制度」の運用を行っている【資料 2-4-7】。
- ・ 学業成績が優秀と認められる学部2～4年生に「学業優秀奨学金」を給付する制度を運用している。
- ・ 国際交流協定校への派遣決定者を対象に「派遣留学生奨学金」の運用を行っており、学生が積極的に派遣留学制度を利用できるよう支援している。
- ・ 平成30(2018)年度より、正規の課程に同時に兄弟姉妹が在籍する場合にそれぞれの授業料が減免される「東京造形大学兄弟姉妹在籍授業料減額制度」を新設し、運用を行っている。
- ・ 本学卒業生で学業成績が優秀と認められる研究科修士課程1・2年生に「大学院修士課程優秀奨学金」を給付する制度を運用している。
- ・ 本学を卒業し、卒業研究・卒業制作が優秀と認められる研究科修士課程1・2年生に「大学院修士課程研究奨学金」を給付する制度を運用している。
- ・ 研究科修士課程学内選抜における評価及び学部在籍時の学業成績等が特に優秀と認められる研究科修士課程1・2年生に「大学院修士課程特待奨学金」を給付する制度を運用している【資料 2-4-8】。
- ・ 本学を修了し学業成績が優秀と認められる研究科博士後期課程1・2年生に「大学院博士後期課程優秀奨学金」を給付する制度を運用している。

- ・災害罹災により経済的理由で修学が著しく困難になった学生に対し、学費減免による支援を行っている。
- ・平成28(2016)年度より、制作作品が著名なコンクールにおいて受賞、学術活動が表彰されるなど社会的に高い評価を受けた学生に対する顕彰を目的とした「学長賞」を新設し、運用を行っている。
- ・日本学生支援機構奨学金については、学生生活課が申請に関する手続きを行っている。また、地方公共団体や民間団体等の各種奨学金については、同課がきめ細かな相談対応と指導を行っている。その結果、多数の学生が日本学生支援機構、地方公共団体、民間団体等の、各種奨学金を受給している。
- ・本学は、高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）の対象機関として文部科学省より認定され、令和2(2020)年度より支援を開始している。
- ・本学卒業生によって組織されている「東京造形大学校友会」には、「校友会奨学金制度」が設けられており、経済的な支援を必要とする学部学生や、海外留学する卒業生に対して、奨学金を支給している。
- ・留学生の本籍国での兵役による休学の場合は、休学の最初の日の属する月から休学期間の満ちた日の属する学期末までの、授業料及び施設設備費の全額を免除している。尚、兵役による休学の場合は、その期間を在学年限及び休学期間に算入しないこととしている【資料2-4-9】。

課外活動への支援

【資料2-4-10】

- ・「学生自治会」への経済的支援としては、毎年10月に開催されるCS祭（芸術祭）の補助に「CS祭補助金」として年間300万円程度を、「クラブ活動補助金」として年間180万円程度をそれぞれ支給している。また、学生自治会室、クラブ室、自治会用倉庫等を設け提供している。「学生自治会・CS祭実行委員会」によって運営されるCS祭（芸術祭）に対しては、学生委員会及び学生生活課が対応し、実施を支援している。
- ・クラブ活動以外の課外活動の活性化を促す目的で、学生が学内外で主催するグループ展等に対し、学生からの申請に基づき学生委員会が審査を行い、補助金として年間120万円程度を支給している。
- ・大学の附属施設であるCS-Labは、学生たちが自ら学ぶ事を捉え直し実践するための場として、学生の課外活動を支援している。企画運営は、「社会連携委員会」の教職員サポートのもとで学生が行い、様々なシンポジウムやワークショップ、作品展示やパフォーマンスなどを行っている。またこの施設は、日常的な自習室としても活用されている【資料2-4-11】。

学生の健康相談・心的支援・生活相談

- ・医務室では、学生が入学時に提出する健康調査票の記載内容や、定期的を実施する健康診断の結果を基に、学生の健康管理にあたっている。また、看護師が常駐し日常的な健康相談に応じるとともに、事故・ケガに対する応急対応を行い、医師による診察や治療が必要な場合には、提携病院を中心に紹介している。定期的に校医（内科・

精神科) が来校し、健康相談や診察を行うとともに、必要に応じて薬の処方もしている。更に、学生の健康管理について注意を喚起するために、「医務室だより」を定期的に作成し、学内掲示板に掲示している。医務室の開室時間は、原則平日は9時00分から20時50分まで、土曜日は9時00分から19時50分までである【資料2-4-12~13】。

- ・ カウンセリングルームでは、学生一人ひとりが健全な心身を保ち、充実した学生生活を送ることができるよう、カウンセラーが学生からの相談に対応している。学生からの相談内容によっては、臨床心理専門のカウンセラーが対応にあたり、具体的な対処方法や問題解決方法をアドバイスしている。平成25(2013)年度以降段階的にカウンセラーを増員して6人体制とし、開室日も週6日(月曜~土曜)として、授業期間を通して相談に対応できる体制としている。なお、平成29(2017)年度より、年2回のミーティングを開催することによって、6人のカウンセラー間の情報共有と相談対応の水準確保を図っている。また、平成28(2016)年度より、利用申し込みのIT化を図り、何時でも何処でもスマートフォンやパソコンによって予約することが可能となったことにより、利便性が向上した。令和元(2019)年度におけるカウンセリングルームの利用状況は、166日の開室日数に対して、相談学生数が420人である【資料2-4-14】。
- ・ 委託により提携している外部専門機関が運営する健康相談ホットラインの利用を可能としており、1年365日(24時間)、健康やメンタルヘルスなどについて電話で相談できる体制を整備している。健康相談ホットラインは、学生本人のみならず家族の利用も可能であり、学生の日常生活を支える家族に対しても健康面を支援することで、直接的手段だけでなく間接的手段を含めた総合的な学生支援を可能としている【資料2-4-15】。
- ・ 学生生活課では、日常的な窓口対応を行っており、学生からの相談内容によっては、教員や関連部署との連携を図りながら親身な対応を心掛けている。また、学生生活を送るうえでの必要事項やトラブルを防止するための注意事項等を記載した「学生生活手帳」を作成し、学生に配付している。住居に関する情報として、「住まい探しの案内」等の冊子を作成するとともに、学内掲示板や大学ウェブサイト及び学生ポータルサイトで随時情報提供を行い、自宅外通学者を支援している【資料2-4-16】。
- ・ 定期的に開催される地域の警察署主催の大学防犯連絡会議に学生生活課の職員が参加し、防犯、交通安全、薬物の問題等の情報収集に努め、掲示等によって学生に注意を促している【資料2-4-17】。
- ・ 学生からの相談によりハラスメントに関する疑いが生じた場合には、学生生活課が学生に寄り添った支援を行いながら、専任教職員で構成され、中立的立場である「ハラスメント防止・対策委員会」が相談内容に応じて対応する体制となっている【資料2-4-18】。
- ・ 1号館2階に展覧会や公募展、各種奨学金などの情報コーナーを設置し、情報提供におけるサービス向上を図っている【資料2-4-19】。
- ・ 学生アルバイトの募集に関して、令和元(2020)年度より外部委託業者によるネット上での情報提供サービスを導入し、募集企業の社会的信用度の確保や利便性の向上を図っている【資料2-4-20】。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

多様化する学生への対応と学生サービスの向上を、本学にとっての重要課題の1つととらえ、「在学生アンケート」の結果等を活用して実情の分析を行いながら、学生サービスの一層の充実を図っていく。

「学校法人桑沢学園 中期実行計画 2020」において、学生サポートの充実を重点課題の1つとして掲げ、多様化する学生の様々な要望や相談、就学上の悩みや健康面での不安等に対応できる体制の構築や学生管理システムの導入、給付型奨学金の拡充に向けた検討を継続して行っていく。学生への経済的な支援については、第3号基本金組入れを実施し、基金の運用益を奨学資金として活用しており、現在、検討を開始している次期中期実行計画にも、この内容を盛り込み、継続して取り組んでいく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、昭和41(1966)年に東京都八王子市元八王子町に開学し、その後、更なる教育研究上の目的達成を目指して、平成5(1993)年に現在の宇津貫キャンパスへ全面移転した。現在、造形学部及び造形研究科を設置し、附属機関として東京造形大学附属図書館、東京造形大学附属美術館を設置している。現在のキャンパスは、JR 横浜線相原駅からスクールバスで約5分、徒歩約15分に位置しており、豊かな自然に囲まれた環境は、デザインや美術の教育研究活動を落ち着いて展開するに適した立地である。校地面積 96,045 m²、校舎面積 39,077 m²、運動場面積 3,807 m²を有し、学部収容定員1人あたりの校地面積は 61 m²であり、校舎面積は大学設置基準が定めている必要面積の2倍以上を確保している【資料 2-5-1～2】。

本学は、現キャンパスへの移転後も教育研究の充実及び学生に対する快適な学修環境の提供を目指し、継続的な教育研究環境の整備に取り組んでいる。

なお、近年に行った主な整備は、以下のとおりである。

- 平成 27(2015)年度、1号館4階のラウンジを学生の自習やグループワークスペースとして改修した。昼食等の休憩場所としても活用されている【資料 2-5-3】。
- 平成 29(2017)年度、一般講義室であった2号館 205 教室について、グループワークやグループディスカッションに適したレイアウトにしやすい可動式机・椅子の設置、壁面のホワイトボード化などの設備変更を行い、アクティブ・ラーニングの実施に適した教室に改修した【資料 2-5-4】。
- 平成 30(2018)年度、授業運営スペース及び学生の制作スペース不足を解消するため、

13号館を新設、主に大学院博士後期課程の制作活動拠点として活用されている【資料 2-5-5】。

- ・平成 30(2018)年度、東京都渋谷区にサテライトオフィス（原宿サテライトオフィス）を設置し、本学学生・教職員の教育研究活動、課外活動、展示スペース、ミーティングスペースとして活用されている【資料 2-5-6】。
- ・令和元(2019)年度、1号館および4号館の講義室の椅子をクッション性のある素材に変更した【資料 2-5-7】。

教育研究環境の管理と整備

- ・全体の施設管理は、事務局の庶務課が担当しているほか、消防設備、空調設備、電気設備、エレベーターの保守点検、建築設備の定期検査、演習・実習授業に関わる排水処理施設の維持管理、学内清掃業務等については、外部専門会社に業務を委託し、関係法令を遵守しながら日常点検及び定期検査を実施し、管理、保守等を行っている。また、施設設備のメンテナンスは長期休業期間中に実施している【資料 2-5-8～9】。
- ・演習・実習室が集中する7・8・10・11・12・13号館の管理は、工房運営課が担当し、授業外の利用にも対応している【資料 2-5-10】。
- ・施設の改修や、故障時における緊急対応等については、学長及び事務局長の指示の下、庶務課を中心に関連部署が対応する仕組みとなっている。
- ・設備の設置や、教員や学生からの要望への対応については、「環境整備委員会」が中心となり適切な整備と運営に努めている【資料 2-5-11】。

教育研究環境の安全性の確保

- ・教育現場においては様々な事故事例が見受けられることから、本学としてもより広範に学生の安全を確保する必要があると認識している。学内の危機管理だけでなく、近隣住民の安全確保をも視野に入れた「東京造形大学 危機管理規程」を制定するとともに、「危機管理委員会」を設置し、安全確保の体制を整えている【資料 2-5-12】。なお、災害時等緊急事態への対応は、「東京造形大学 消防計画」を教職員に公開し、これに則り行い、学生に対しては、防火・非常避難の対応を「キャンパスガイド」や「学生生活手帳」に記載し、周知を図っている【資料 2-5-13～15】。また、平成 23(2011)年から、学生及び教職員を対象とした避難訓練を実施し、避難経路等の確認、徹底を図っている【資料 2-5-16】。
- ・演習・実習室での事故を防ぐため、「デザイン工房7・8号館ガイドブック」及び「機械工房使用マニュアル」において、教室の使用方法和併せて、機材備品の使用方法や作業上の注意事項を記載し、注意を喚起している【資料 2-5-17～18】。
- ・建築設備、消防設備等については、法定点検、定期点検及び日常点検を行っており、事故の未然防止に努めている【資料 2-5-9】。
- ・平成 27(2015)年度、体育館（CS ホール）のつり天井の脱落防止を目的として、建築基準法施行令第 39 条に基づく耐震化工事を実施した【資料 2-5-19】。
- ・平成 30(2018)年度、学生のケガ防止のため、体育館（CS ホール）の床面を弾力性あるものへと改修した【資料 2-5-20】。

- ・学内の警備については、外部警備会社に業務を委託し、構内入口には警備ボックスを設置し、警備員が常駐して不審者の入構を未然に防いでいる。
- ・防災や防犯のための対策強化として、防犯カメラの新規設置・増設・点検・交換を継続的に行っている。また、東京造形大学附属美術館における展示作品の盗難や毀損を防止するため、防犯カメラを高解像度のものに更新している【資料 2-5-21】。
- ・平成 29(2017)年度、学内全域の電気錠を IC カード対応に変更し、学内のセキュリティを強化している【資料 2-5-22】。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学は、教室として講義室 19 室、演習室（実験・実習室）90 室、学生自習室 1 室を有している。講義室には視聴覚設備（液晶テレビ、DVD プレーヤー等）等を設置している。7・8 号館の演習室及び 12 号館、13 号館には、教育に必要な設備、機器を多数設置している【資料 2-5-17】 【資料 2-5-23】。

実習施設

工房運営課の機材管理室の職員により、7・8 号館（デザイン棟）での授業のための設備・機器等の点検及び機材の集中管理が行われ、併せて学生への機材の貸出し及び指導を行っており、授業及び学生の自主的な制作活動に有効に活用されている。また情報処理学習施設として、学生が授業や自習でコンピュータ端末を使用できる「コンピュータスタジオ」を 5 室、プリンター出力用コンピュータ端末のあるコンピュータ管理室がある。コンピュータ端末にはデザイン系のソフトウェアやフォントが備えられている。コンピュータ管理室には職員が常駐してコンピュータの整備・管理及び情報関連授業を支援するとともに、学生の授業時間外での課題制作やインターネット等の利用、各種プリンターを利用した出力等のサポートにも対応している。また、校舎内には、無線 LAN 環境を整備している【資料 2-5-17】 【資料 2-5-24】。

7・8 号館のデザイン棟及び 10 号館の絵画アトリエ、11 号館の彫刻アトリエには、それぞれの実習、演習授業に必要な設備、道具、素材を備えている。

本学は、教育活動を妨げない範囲で、授業以外の課外活動での教室利用を許可している。1 号館から 4 号館の講義室については、事前に所定の届けを提出することにより、通常授業実施期間中の平日は 21 時まで、土曜日は 20 時まで使用することができる。7・8・10・11・12・13 号館の演習室・実習室については、安全の確保の理由から一部の教室を除いて講義室同様の時間で利用を認めている【資料 2-5-25】。

体育施設として、体育館（CS ホール）、屋外グラウンド（運動場）及びグラウンドハウスを設置している。体育館（CS ホール）は、体育の授業や部活動で使用されるほか、「卒業研究・卒業制作展／修士論文・修士制作展（ZOKEI 展）」などの大学行事の会場としてなど多目的に活用されている。屋外グラウンド、グラウンドハウスは、年間を通して授業や部活動に有効に活用されている。

東京造形大学附属図書館

【資料 2-5-26～28】

- ・東京造形大学附属図書館は、本学創立以来、建学の精神に則りデザイン・美術の専門分野を中心とする文献の収集に努め、充実を図っている。現状の施設面積は2,035㎡であり、そのうち889㎡を閲覧スペース、298㎡を書庫スペースとしている。学生閲覧室の座席数は226席であり、そのほかに視聴覚コーナーを12ブース設け、オーディオ、ビデオ、DVD等の資料を利用できるスペースとしている【資料 2-5-29】。
- ・視聴覚資料は 6,897 種類（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）であり、ビデオ、DVD、LD、CD のほかマイクロフィルムやマイクロフィッシュが含まれており、リーダーによる画像の複写やプリントアウトが可能な環境も整備している。また、IBA (International Bibliography of Art)、DAAI (Design and Applied Arts Index)等のデザイン・美術関連図書に関するオンライン電子データベース 6 種類を導入し、利用者への指導を行い、インターネットに接続したコンピュータ端末より利用できる環境を整えている。
- ・開館時間は通常の授業期間において平日 8 時 50 分から 19 時 20 分、土曜日は 8 時 50 分から 17 時 20 分であり、学生が授業終了時刻後も利用できる体制をとっている。令和元(2019)年度の開館日数は 245 日であり、年間利用者数は 30,541 人、年間貸出冊数は 12,673 冊である。
- ・学生及び教員が使用できるコピー機を館内に 1 台設置しており、ニーズに応じている。また、学生用コンピュータ端末を 21 台設置している。この内 5 台は蔵書検索用システム「OPAC(Online Public Access Catalog)」用のコンピュータ端末として稼動しており、16 台はインターネット利用に供している。また、無線 LAN 環境を整備し、モバイルコンピュータ端末を持参した学生がインターネットに接続できる環境を整えている。なお、本学所蔵図書の検索は、学外からも大学ウェブサイトを通して可能な環境となっている【資料 2-5-30】。
- ・図書の購入にあたっては、司書が最新情報をもとに選書リストを作成し、各専門分野の教員によって構成される「図書館委員会」が選書を行ったうえで購入することにより、購入図書全体のバランスを図っている【資料 2-5-31～32】。また年 2 回、各専門部会より専門領域の推薦図書を募り、専門教育に資する図書の収蔵に努めている【資料 2-5-33】。
- ・学生の購入希望図書のリクエストに対しては、館内カウンターでの対応のほかに「選書ツアー」を年 2 回企画、実施し、学生が直接書店にて図書を選んで購入する機会を設けている【資料 2-5-34】。
- ・令和元(2019)年度より、学生や教職員等のさらなる図書資料の利活用を促進するため、電子書籍を導入し閲覧に供している【資料 2-5-35】。
- ・施設等館内の環境面整備については、平成 29(2017)年度より入退館ゲートを学生証や教職員証、利用者カードで入退館するゲートに変更した。これにより図書館内のセキュリティ強化を図ると同時に詳細な利用者の統計データ等を収集することで、図書館のより良い運営を模索する検討材料としている【資料 2-5-36】。

- ・平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度にかけて、閉架書庫の図書の除菌清掃を行うとともに、第 1・第 2 書庫内のリニューアル工事を行うなど、図書資料の収蔵に適した環境作りに努めている【資料 2-5-37】。
- ・令和元(2019)年度より約 4 万冊の図書資料を外部倉庫に移管した。これにより課題となっていた書庫スペースの狭隘化が改善され、さらなる資料の収集が可能となった【資料 2-5-38】。

東京造形大学附属美術館

【資料 2-5-39～42】

- ・本学は、東京造形大学附属横山記念マンズー美術館、ZOKEI ギャラリー（大学院棟 1 階）、CS ギャラリー（CS PLAZA 1 階）から構成される東京造形大学附属美術館を運営し、それぞれ教育研究及び社会貢献に供する活動を行っている。また、これらの施設は学芸員資格取得のための博物館実習施設（東京都教育委員会指定の博物館相当施設）としても活用されている。令和元(2019)年度より CS ギャラリーも新たに博物館相当施設とすべく東京都教育庁に申請し、許可されたところである【資料 2-5-43】。
- ・東京造形大学附属美術館は、イタリアの著名な彫刻家ジャコモ・マンズーの作品をはじめ、写真やポスター等を中心とした作品を収蔵している。美術館では収蔵作品を公開する展覧会をはじめ、「美術館委員会」の管理のもと企画展や卒業・修了制作展を開催している【資料 2-5-44】。
- ・ZOKEI ギャラリー、CS ギャラリーは、授業及び研究科学生の研究成果の発表の場として活用されるほか、申請に応じて作品展示ができる空間として運用されている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は、計画的なキャンパス整備を推進し、学内のバリアフリー化や施設・設備の利便性向上を行っている。学修環境の整備については、平成 28(2016)年度にとりまとめた「中期実行計画 2020」の中で、重点課題の 1 つとして掲げている【資料 2-5-45】。

近年における施設・設備の整備は、以下のとおりである。

- ・平成 28(2016)年度、1 号館地下 1 階及び 8 号館 1 階のトイレを車いす利用者でも利用ができるように改修を行った【資料 2-5-46】。
- ・平成 29(2017)年度、車いす利用者でも 4 号館の教室への入退室ができるように、教室出入口にある段差にスロープを設置し、段差を解消した。また、1 号館 2 階及び図書館 3 階のトイレを改修し、新たに多目的トイレの整備を行った【資料 2-5-47】。
- ・平成 30(2018)年度、低床型のスクールバスを導入した。また、美術館や 2 号館等への車いす移動用階段昇降車を導入した【資料 2-5-48】。
- ・令和元(2019)年度、図書館の正面玄関のドアを自動ドアに改修した【資料 2-5-49】。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

令和元(2019)年度における学部及び研究科の、受講者数ごとの授業科目数は表 2-5-1 のとおりである。

制度面での施策としては、平成 30(2018)年度に教育課程を改編した際に、学期あたりの

履修単位数上限を見直して従来の 24 単位を 20 単位に変更したことにより、平成 30(2018)年度以降に入学した学生は学期あたりの履修科目が 1~2 科目程度減じており、その波及効果として、科目ごとの受講者数も総じて減少している【資料 2-5-50】。

運用面での施策としては、本学は演習・実習科目における少人数教育を特長としているため、これらの科目において受講者数が過剰と判断した場合にはクラスを増設することで対応している。また、予め科目ごとの定員を設けるなどの方策を通じて、授業科目ごとの学生数の適切な管理に努めている【資料 2-5-51】。

表 2-5-1 受講者数ごとの授業科目数（令和元(2019)年度）

受講者数	造形学部		造形研究科	
	講義	演習・実習	講義	演習・実習
1 ~ 49人	76	544	8	19
50 ~ 99人	50	27	1	0
100 ~ 149人	26	0	0	0
150 ~ 199人	15	1	0	0
200 ~ 249人	8	0	0	0
250人以上	4	0	0	0
計	179	572	9	19

※1 学部「卒業研究・卒業制作」、研究科領域専門科目を除く

※2 同一科目における複数クラス数を含む

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

教育環境の整備に関する改善・向上については、「中期実行計画 2020」で掲げた重点課題を中心に、既存施設のリニューアル、バリアフリー化、学修スペースの拡充、ICT 環境の充実等を計画的に実行していく。また、「環境整備委員会」で審議を重ね、より機能的で効果的な教育ができるよう改善していく。今後も「在学生アンケート」などを参考に学生の満足度向上を目指し、「自己点検・評価委員会」及び「環境整備委員会」で検討・審議し、施設設備の改善に反映させていく。

また、東京都が都市計画道路整備方針を公表しており、今後 10 年以内に本学キャンパス内に都市計画道路が敷設される予定となっている。これに対し、本学では令和元(2019)年度より「キャンパス整備マスタープラン」を策定し、安定的な学修環境の提供を前提としたキャンパスの再整備について検討を行っている【資料 2-5-52】。

附属図書館においては、先述したように一定程度の整備を進めているものの、施設の老朽化・狭隘化が進み、所蔵図書の実管理スペースや自習室、グループワークのための学修スペースが不足している状況にある。本学学生や教職員の利便性の向上を高めるうえでも、これらの課題を解決すべく、引き続き「図書館委員会」で検討審議を図っていく。

附属美術館については、所有する作品のうち、資料の保存環境の整備やデータ化がなされていないものが多く、それらが本学学生や教員の教育研究に資するよう、継続して整備を進めていく。

授業を行う学生数の適切な管理については、平成30(2018)年度に教育課程を改編した際

に、1年次の必修科目である英語科目と初年次科目において、従来は30～35人程度であった1クラスの履修者を20人程度としており、今後もよりきめ細かい指導・支援が可能となるよう必要に応じた改善を図っていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

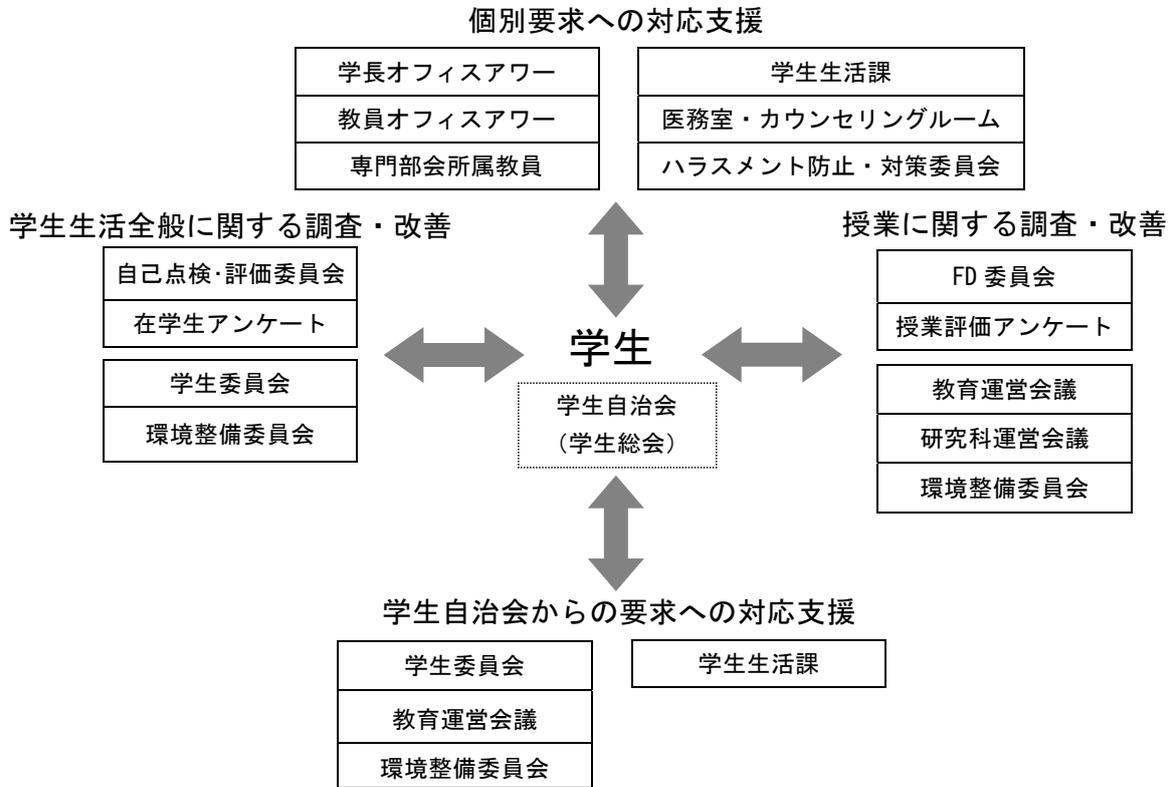
2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見等を汲み上げる仕組みは、図 2-6-1 のとおりであり、学修支援に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用に関する取り組みについては、以下のとおり行っている。

- ・「FD委員会」において、前期、後期ごとに「学生による授業評価アンケート」を実施し、学生の授業に関する意見や要望を把握し、教育活動の改善に向けた取り組みを行っている【資料 2-6-1】。
- ・「自己点検・評価委員会」では、毎年4月に、学部2～4年生を対象とした「在学生アンケート」を実施し、学生の大学に対する満足度やニーズなどを把握し、学修サポートの改善に向けた資料として活用している。学生からの意見や要望については、教授会や「教育運営会議」及び事務局の関係部署へ情報を共有し、改善につなげている。各委員会及び関係部署からの審議結果の回答については「自己点検・評価委員会」で内容を確認した上で、学内ポータルシステムを通じて対応や改善方策を学生に伝えている【資料 2-6-2】。
- ・学生の代表組織である「学生自治会」からの意見等を汲み上げる取り組みとして、学生委員会委員長及び学生生活課職員と意見交換の場を設けている。また、「学生自治会」からの要望については随時学生生活課で受け付け、関係部署に要望に対する検討及び回答を依頼し、学生生活課が取りまとめた上で、「学生自治会」に対して回答している。
- ・「学長オフィスアワー」を設け、学生が直接学長と意見交換できる場としている。また、全専任教員が「教員オフィスアワー」を設け、学生が教員と自由に意見交換できる機会を提供している【資料 2-6-3～4】。
- ・障害のある学生の学修支援に関しては、「障害のある学生の支援に関するガイドライン」に従い、学生生活課が支援を希望する学生との面談を通して要望を把握し、関係部署に要望に対する検討及び回答を依頼し、学生生活課が取りまとめた上で、学生及び保護者に対して面談で回答している【資料 2-6-5～8】。

- ・学生を含めた各方面からの意見や質問を受け付けるために、大学ウェブサイト、事務局の各部署の電話番号、Eメールアドレスを公表している【資料 2-6-9】。

図 2-6-1 学生生活全般に関する学生の意見等を汲み上げる仕組み



2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見等を汲み上げる仕組みは、図 2-6-1 のとおりであり、学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用に関する取り組みについては、以下のとおり行っている。

- ・「自己点検・評価委員会」では、毎年 4 月に、学部 2～4 年生を対象とした「在学生アンケート」を実施し、学生生活全般に関する意見や要望を把握するとともに、教授会や「教育運営会議」及び事務局の関係部署へ情報を共有し、改善につなげている。各委員会及び関係部署からの審議結果の回答については「自己点検・評価委員会」で内容を確認した上で、学内ポータルシステムを通じて対応や改善方策を学生に伝えている【資料 2-6-2】。
- ・ハラスメントのない健全な学生生活を形成・維持するため、「学生生活手帳」にハラスメント相談に関する項目を設けている【資料 2-6-10】。また、大学ウェブサイト及び学生ポータルサイト上に「東京造形大学 ハラスメントの防止・対策に関するガイドライン」を掲載し、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、逆ハラスメント、アルコール・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメントに関する説明と相談先を明記し、ハラスメントの防止及び被害があった場合の対

応について周知を図っている【資料 2-6-11~13】。ハラスメントやいじめを受けている可能性がある学生からの相談については、学生生活課が窓口となり、適宜相談を受け付けている。相談に対しては、必要に応じて、専任の教職員で構成され、中立的立場である「ハラスメント防止・対策委員会」が、学生生活課からの報告に基づき、当事者からのヒアリングによる事実確認と、問題が認められた場合の解消を図っている【資料 2-6-14】。

- ・ 医務室では、学生が入学時に提出する健康調査票の記載内容や、定期的実施する健康診断の結果を基に、学生の健康管理にあたっている。また、看護師が日常的な健康相談に応じるとともに、事故・ケガに対する応急対応を行い、医師による診察や治療が必要な場合には、提携病院を中心に紹介している。定期的に校医（内科・精神科）が来校し、健康相談や診察を行うとともに、必要に応じて薬の処方もしている。更に、学生の健康管理について注意を喚起するために、「医務室だより」を定期的に作成し、学内掲示板に掲示している【資料 2-6-15~16】。
- ・ カウンセリングルームでは、学生一人ひとりが健全な心身を保ち、充実した学生生活を送ることができるよう、カウンセラーが学生からの相談に応じている。学生からの相談内容によっては、臨床心理専門のカウンセラーが対応にあたり、具体的な対処方法や問題解決方法をアドバイスしている。平成 25(2013)年度、平成 27(2015)年度と段階的にカウンセラーを増員して 6 人体制とし、開室日も週 6 日（月曜～土曜）として、授業期間を通して相談に対応できる体制としている。なお、平成 29(2017)年度より、年 2 回のミーティングを開催することによって、6 人のカウンセラー間の情報共有と相談対応の水準確保をはかっている【資料 2-6-17】。
- ・ 「学長オフィスアワー」を設け、学生が直接学長と意見交換できる場としている。また、全専任教員が「教員オフィスアワー」を設け、学生が教員と自由に意見交換できる機会を提供している【資料 2-6-3~4】。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見等を汲み上げる仕組みは、図 2-6-1 のとおりであり、学修環境に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用に関する取り組みについては、以下のとおり行っている。

- ・ 「自己点検・評価委員会」では、毎年 4 月に、学部 2~4 年生を対象とした「在学生アンケート」を実施し、学修環境に関するニーズなどを把握し、改善に向けた資料として活用している。学生からの意見や要望については、教授会や「教育運営会議」、「環境整備委員会」及び事務局の関係部署へ情報を共有し、改善につなげている。各委員会及び関係部署からの審議結果の回答については「自己点検・評価委員会」で内容を確認した上で、学内ポータルシステムを通じて対応や改善方策を学生に伝えている【資料 2-6-2】。
- ・ 学生の代表組織である「学生自治会」からの意見等を汲み上げる取り組みとして、学生委員会委員長及び学生生活課職員と意見交換の場を設けている。また、「学生自治会」からの要望については随時学生生活課で受け付け、関係部署に要望に対する検討及び回答を依頼し、「学生自治会」に対して回答している。

- ・大学ウェブサイトにて、事務局の各部署の電話番号、Eメールアドレスを公開し、学生を含めた各方面からの意見や質問を受け付けている【資料 2-6-9】。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

平成 21(2009)年度から実施している「在学生アンケート」については、回答率が 30%台の状況が続いていたが、平成 26(2014)年度にウェブから紙による回答に切り替えて以降、70%前後の回答率となっている。引き続き多くの回答の回収に努めると共に、これまでの実施結果を分析したうえで必要に応じた設問項目の見直しを行うなど、よりの確に学生の意見を汲み上げることが可能となるよう改善を図っていく。

また、就学上の悩みや健康面での不安等、学生生活全般に関わる相談に対応するため、全学的なサポート体制の構築を目指し、教職員のメンタルヘルス・学生相談に関する研修会を実施していく。

【基準 2 の自己評価】

本学は、建学の精神、使命・目的及び教育目的等に基づき、学部・研究科ごとに入学受入れの方針をアドミッション・ポリシーとして明確に定めており、アドミッション・ポリシーに基づき、それぞれの入学試験において多様な学生を受け入れるよう努めている。入学定員充足率は、「2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持」で示したとおり、適切な学生受入れ数を維持している。

学修及び授業の支援、キャリアガイダンス、学生サービスについては、各種委員会を通じて教員と事務局各部署による協働の下、「学生による授業評価アンケート」や「在学生アンケート」で学生から挙げられた意見を基に改善に取り組みながら一層の充実を図っている。

授業を行う学生数についても、演習・実習科目が多い本学の教育課程の特長に合わせ、クラスの増設や定員の設定などを行うことにより、適切に管理している。

学修環境については、大学設置基準が定めている必要面積の 2 倍以上の校舎面積を有し、物理的、人的環境を整備し、学修と教授に資する環境の維持に努めている。

学生の意見・要望への対応については、「在学生アンケート」「学生による授業評価アンケート」の実施や、学生自治会からの要望を汲み上げる等、各委員会を通じて実態を把握し、学生満足度を向上するための取り組みを行っている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、使命・目的及び教育目的の達成に向けた方針の 1 つとして、学部のディプロマ・ポリシーを学科ごとに定め、研究科のディプロマ・ポリシーを課程ごとに定めている。

ディプロマ・ポリシーは、入学時に配付する「キャンパスガイド」に教育の目的やアドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとともに掲載し、学生への周知を図るとともに、大学ウェブサイトにおいて公表し、社会への周知を図っている【資料 3-1-1～2】。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学は、単位認定及び進級・卒業・修了認定の基準について、以下のとおり策定し周知を図っている。

- ・単位認定基準、進級基準、卒業・修了認定基準は、「東京造形大学 学則」及び「キャンパスガイド」に定めており、授業科目ごとに「授業の目的」「授業の計画」「授業の内容」「到達目標」「履修目標」「成績評価の方法」「ループリック（任意）」「事前・事後学習」「テキスト」「参考書」「履修者が用意するもの及び要望」をシラバスに明記している【資料 3-1-3～5】。それぞれの授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係は、カリキュラムマップで明示し、「キャンパスガイド」に記載して学生に周知を図っている。また、教務課より「教務関係案内」を毎年全教員に配付し、成績評価や GPA 制度等について周知を図っている【資料 3-1-6】。
- ・授業科目ごとの成績評価は、試験及びレポートや課題作品等の評価と出席及び受講態度を総合して評価し、S（90～100 点）・A（80～89 点）・B（70～79 点）・C（60～69 点）・F（59 点以下）の 5 段階で表し、C 以上に単位を認定することとしている【資料 3-1-7】。
- ・他大学等での学修を経て本学に入学した学生については、「東京造形大学 学則」第 39 条（入学前の既修得単位の認定）に基づき、他の大学、短期大学等において修得した単位のうち、本学の授業科目に相当する科目の単位を、教授会の意見を聴いて、本学の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位認定している。なお、入学前の既修得単位の認定については、編入学、転学等の場合を除き 60 単位を上限とし、編入学、転学等の場合は 62 単位を上限としている【資料 3-1-8】。

- ・本学入学後に学生が他の大学、短期大学、本学以外の教育施設、国際交流協定校等において本学の教育課程に相当する科目の単位を修得した場合、「東京造形大学 学則」第 40 条（他大学等での修得単位の認定）に基づき、教授会の意見を聴いて、入学前の既修得単位等の認定と合わせて 60 単位を限度として、本学で修得したものとして単位認定している【資料 3-1-9】。
- ・他大学院での学修を経て本学の研究科に入学した学生については、「東京造形大学 大学院学則」第 11 条（入学前の既修得単位の認定）に基づき、他の大学院において修得した単位のうち、本学研究科の授業科目に相当する科目の単位を、「研究科委員会」の議を経て、本学研究科の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位認定している。なお、入学前の既修得単位の認定については、10 単位を上限としている【資料 3-1-10】。
- ・本学研究科入学後に学生が他の大学院、国際交流協定校等において本学研究科の教育課程に相当する科目の単位を修得した場合、「東京造形大学 大学院学則」第 12 条（他の大学院等での修得単位の認定）に基づき、「研究科委員会」の議を経て、入学前の既修得単位等の認定と合わせて 10 単位を限度として、本学で修得したものとして単位認定している【資料 3-1-11】。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学部の教育課程における履修条件は表 3-1-1 及び表 3-1-2、研究科修士課程及び博士後期課程の教育課程における履修条件は表 3-1-3 及び表 3-1-4 のとおりである。

- ・単位認定については、授業科目ごとの成績評価の報告に基づき、学部では教授会において、研究科では「研究科委員会」において、それぞれ審議、決定している【資料 3-1-12~13】。
- ・学部教育課程では、学部全体で 1 年次から 2 年次及び 2 年次から 3 年次に、美術学科においては 3 年次から 4 年次にそれぞれ進級条件を設けている。進級認定については、成績評価の報告に基づいて、教授会において授業科目ごとに審議、決定している【資料 3-1-12】。
- ・卒業認定については、学部教育課程が定める卒業要件（4 年以上在学した上で、所定の教育課程に基づき各科目群に定められた授業科目・単位数を満たし、124 単位以上を修得すること）に則り、教授会において厳正に審議、決定している【資料 3-1-12】【資料 3-1-14】。
- ・修了認定については、研究科教育課程が定める修了要件（修士課程は、2 年以上在籍した上で、各科目区分に定められた単位数を含めて 30 単位以上を修得し、かつ、修士論文又は修士制作の審査及び学位審査の最終試験に合格すること、博士後期課程は、3 年以上在籍した上で、10 単位以上を修得し、かつ博士論文又は博士制作と制作に付帯する論文の審査及び最終試験に合格すること。）に則り、「研究科委員会」において厳正に審議、決定している。また、修士論文・修士制作については 3 人以上の審査委員会、博士論文又は博士制作と制作に付帯する論文については 5 人以上の審査委員会を組織して審査し、厳正な評価に努めている【資料 3-1-15】。

- ・学位の授与については、学部では「東京造形大学 学位規程」に基づき、研究科では「東京造形大学 大学院学位規程」に基づき、それぞれ教授会での卒業認定及び「研究科委員会」での修了認定を経て、学長が行っている【資料 3-1-16～17】。
- ・学修支援の一環として平成 25(2013)年度に GPA 制度を導入し、学生が自らの学修達成度をよりの確に把握できるよう、学期 GPA、通算 GPA をそれぞれ学内ポータルシステムに掲載するなどして、履修意識の向上を図っている。また、GPA を学修指導や成績優秀者への表彰基準、国際交流協定校への派遣留学生選抜基準等にも活用している。GPA は図 3-1-1 により算出している。なお、GPA 制度の導入とともに、前後期それぞれに履修の取り消し期間を設定している。

図 3-1-1 GPA 算定式

$$GP = \frac{100 \text{ 点法による原成績(素点)} - 55}{10}$$

$$GPA = \frac{(\text{科目の GP}^{\ast} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{履修した科目の単位数の合計}}$$

※GP が 0.5 未満の場合は一律 0 とする。

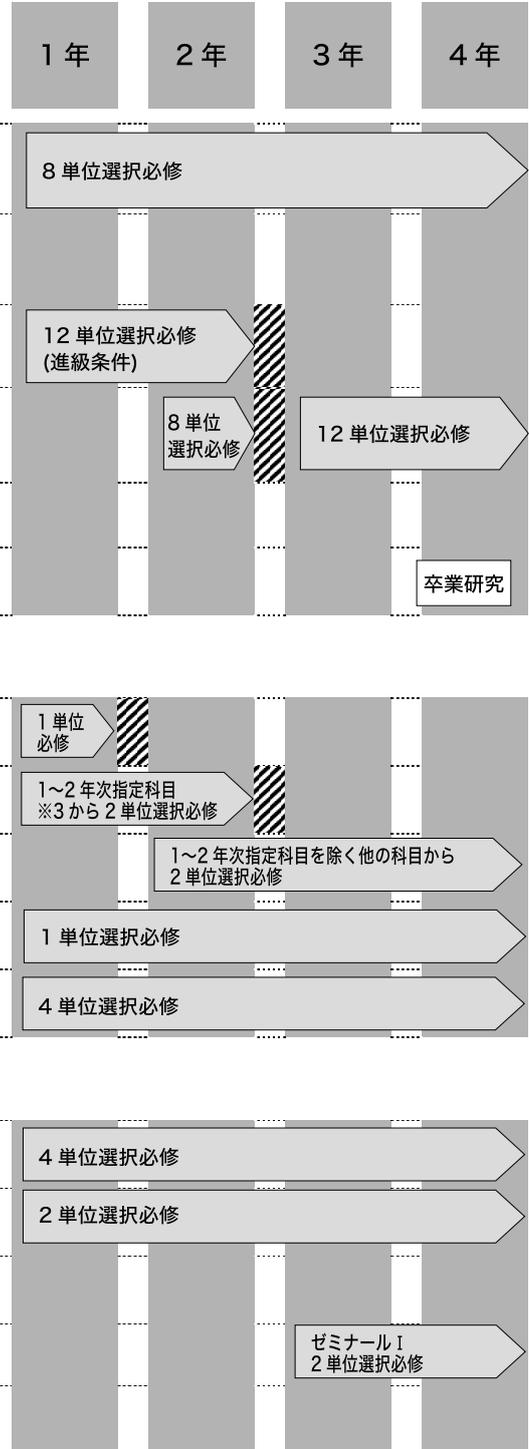
表 3-1-1 履修概念図〔デザイン学科〕（平成 30(2018)年度以降入学者）

///印は指定学年に所定の単位を修得できなかった場合、進級できないことを表します。

①卒業に必要な科目・単位数

区分	科目	科目群	配当年次	必修単位	卒業単位
デザイン学科専門科目	学科共通科目	専門理論科目	1~4年	8	124 単位
		学科共通科目 ※1	1~4年		
	専攻領域科目	基礎科目	1~2年	12 12単位選択必修 (進級条件)	
		研究指標科目	2~4年	20 2年で8単位必修 (進級条件)	
		選択科目	2~4年		
		卒業研究	4年	12	
※2 上記必修単位を含めて合計 64 単位					
人間形成科目	キャリアデザイン	1~4年	1		
	語学	1~2年	2		
		2~4年	2		
	身体	1~4年	1		
	自然・人文科学	1~4年	4		
上記必修単位を含めて合計 24 単位					
ハイブリッド科目	ハイブリッド基礎科目	1~4年	4		
	サステナブル科目	1~4年	2		
	プロジェクト科目	2~4年			
	ゼミナール	3~4年	2		
上記必修単位を含めて合計 12 単位					
総計 100 単位					

②履修方法



※1 教職課程受講者のみ履修可能とする。

※2 デザイン学科専門科目のうち、学科共通科目を除く科目群から 64 単位選択必修。

※3 総合英語基礎 A・B、総合英語初級 A・B

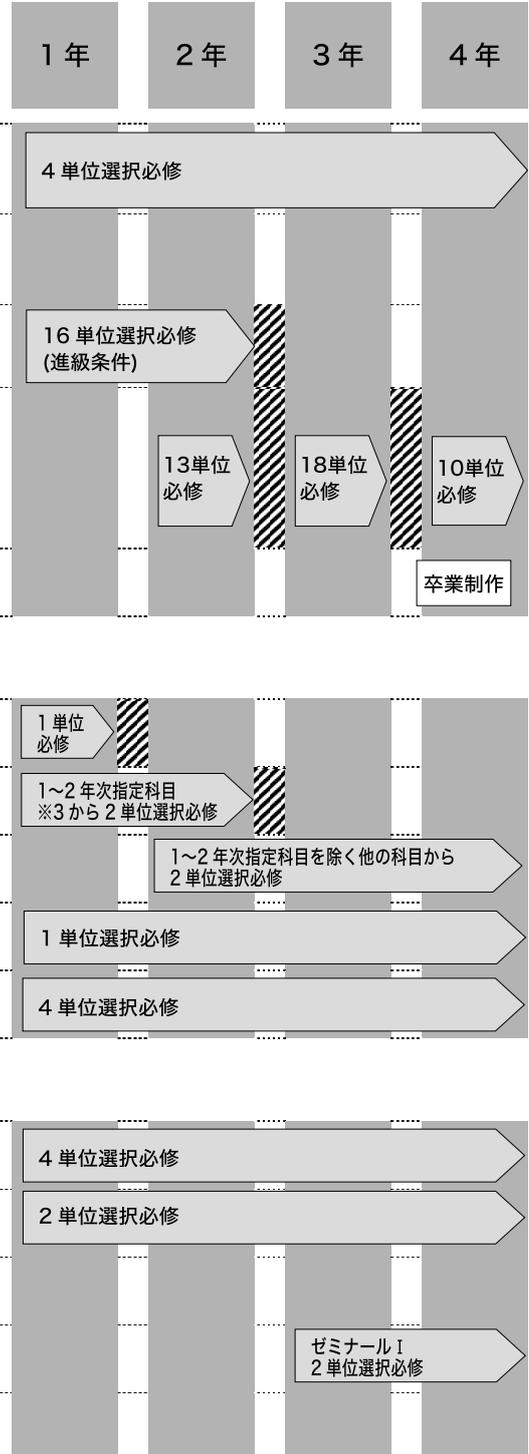
表 3-1-2 履修概念図〔美術学科〕（平成 30(2018)年度以降入学者）

///印は指定学年に所定の単位を修得できなかった場合、進級できないことを表します。

①卒業に必要な科目・単位数

区分	科目	科目群	配当年次	必修単位	卒業単位
美術学科専門科目	学科共通科目	専門理論科目	1~4年	4	124 単位
		学科共通科目 ※1	1~4年		
	専攻領域科目	基礎科目	1~2年	16 12単位選択必修 (進級条件)	
		研究指標科目	2~4年	41 2年で13単位必修 3年で18単位必修 (進級条件)	
		卒業制作	4年	12	
※2 合計 73 単位					
人間形成科目	キャリアデザイン		1~4年	1	
	語学		1~2年	2	
			2~4年	2	
	身体		1~4年	1	
	自然・人文科学		1~4年	4	
上記必修単位を含めて合計 24 単位					
ハイブリッド科目	ハイブリッド基礎科目		1~4年	4	
	サステナブル科目		1~4年	2	
	プロジェクト科目		2~4年		
	ゼミナール		3~4年	2	
上記必修単位を含めて合計 12 単位					
総計 109 単位					

②履修方法



※1 教職課程受講者のみ履修可能とする。

※2 美術学科専門科目のうち、学科共通科目を除く科目群から 73 単位選択必修。

※3 総合英語基礎 A・B、総合英語初級 A・B

表 3-1-3 研究科修士課程の教育課程編成と開講科目及び履修条件

科目区分	授業科目名	配当年次	種別	単位数	履修条件	
造形に関する理論科目	美学特論	1・2	講義	2	選択科目から4単位以上を選択履修する。	
	芸術学特論	1・2	講義	2		
	デザイン論特論	1・2	講義	2		
	美術史特論	1・2	講義	2		
	デザイン史特論	1・2	講義	4		
	造形特講	1・2	講義	4		
	造形教育研究 I	1・2	講義	4		
	造形教育研究 II	1・2	講義	4		
造形プロジェクト科目	造形プロジェクト AI	1・2	演習	2	選択科目から4単位以上を選択履修する。	
	造形プロジェクト AII	1・2	演習	2		
	造形プロジェクト BI	1・2	演習	2		
	造形プロジェクト BII	1・2	演習	2		
	造形プロジェクト CI	1・2	演習	2		
	造形プロジェクト CII	1・2	演習	2		
領域専門科目	デザイン研究領域	デザイン総合研究 I ※	1	演習	4	それぞれの領域の必修科目から18単位を履修する。 ※印は修士論文・修士制作の指導に関する科目で1・2年次に履修する。
		デザイン総合研究 II ※	2	演習	6	
		デザイン制作研究 I	1	演習	4	
		デザイン制作研究 II	2	演習	4	
	美術研究領域	美術総合研究 I ※	1	演習	4	
		美術総合研究 II ※	2	演習	6	
		美術制作研究 I	1	演習	4	
		美術制作研究 II	2	演習	4	
	造形教育研究領域	造形教育総合研究 I ※	1	演習	4	
		造形教育総合研究 II ※	2	演習	6	
		造形教育制作研究 I	1	演習	4	
		造形教育制作研究 II	2	演習	4	

表 3-1-4 研究科博士後期課程の教育課程編成と開講科目及び履修条件

科目区分	授業科目名		配当年次	種別	単位数	履修条件	
研究領域科目	領域共通	造形総合研究Ⅰ	1	演習	2	6単位必修	
		造形総合研究Ⅱ	2	演習	2		
		造形総合研究Ⅲ	3	演習	2		
	デザイン領域	デザイン特別演習Ⅰ	1	演習	2	それぞれの領域の必修科目から4単位を履修する。	
		デザイン特別演習Ⅱ	2	演習	2		
	美術領域	美術特別演習Ⅰ	1	演習	2		
		美術特別演習Ⅱ	2	演習	2		
	造形教育領域	造形教育特別演習Ⅰ	1	演習	2		
造形教育特別演習Ⅱ		2	演習	2			
プロジェクト科目	造形特別プロジェクト		1・2・3	演習	2		自由選択
講義科目	造形特別理論		1	講義	2		自由選択

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

「中期実行計画2020」において教育力の強化を重点課題として掲げ、カリキュラムマップ、カリキュラム・フローの有効的な活用、シラバスの充実化を図るとともに、平成30(2018)年度に整備した科目ナンバリング制度の周知や、ルーブリック記載科目の拡充を図っていく。科目の内容や授業の方法等について「教育運営会議」や「FD委員会」で精査し、学修到達点を明確にすることで教育の質を保証し、本学の使命・目的及び教育目的とディプロマ・ポリシーとの整合性について検討を進めていく【資料3-1-18】。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、使命・目的及び教育目的の達成に向けた方針の1つとして、学部のカリキュラム・ポリシーを学科ごとに、研究科のカリキュラム・ポリシーを課程ごとに定めている。

令和 2(2020)年度には、研究科修士課程、研究科博士後期課程及び学部の三つのポリシーの点検を行い、各ポリシーの関係をより具体的に理解できるよう「東京造形大学 大学の目的に関する規程」及び「東京造形大学 大学院の目的に関する規程」におけるカリキュラム・ポリシーについて記載事項の追加を行っている【資料 3-2-1～2】。

カリキュラム・ポリシーは、入学時に学生に配付する「キャンパスガイド」や新入生オリエンテーションにおいて学生への周知を図るとともに、教育の目的やアドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを大学ウェブサイトにおいて公表し、社会への周知を図っている【資料 3-2-3～4】。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、教育研究の特性を踏まえてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを一貫性のあるものとして策定し、卒業までに学生が身に付けるべき資質や能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施を示すカリキュラム・ポリシーの一体性や整合性を保っている。

学部においては、ディプロマ・ポリシーで示した卒業までに身に付けるべき 5 つの資質・能力と、それを獲得するための具体的な科目との対応関係を表にまとめたカリキュラムマップを作成し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性を学内外に示すとともに、学修計画を考えるうえでの参考資料として学生に示している【資料 3-2-5】。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

学部の教育課程の編成は、表 3-2-1 のとおりである。

学部においては、本学の個性・特色である「専門性」「総合性」「社会性」をより一層明確に教育課程に反映することを目的に、平成 30(2018)年度入学者から従来の教育課程を改編した新たな教育課程を導入した。この教育課程は、「専門科目」「人間形成科目」「ハイブリッド科目」の 3 つの科目区分によって、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成している。科目区分とカリキュラム・ポリシーとの関係は以下のとおりである。

- ・「専門科目」は、「基礎科目」「研究指標科目」「選択科目」（デザイン学科）「卒業研究」（デザイン学科）「卒業制作」（美術学科）「専門理論科目」によって編成し、選択的な履修や段階的な履修をもとにデザイン・美術に関する知識と技能等を身につけ、それらを応用し実践的に考え表現することのできる高い専門能力を獲得するための科目である。高度な専門性を身に付けるために「専門科目」では、学びの順次性と、各科目間の関係性への理解が、知識や技能を高める上で重要となる。そのため入学時に配付する「キャンパスガイド」において、科目の履修順序や関連科目など、4 年間の学修を俯瞰できる「カリキュラム・フロー」と、履修の参考となる「履修モデル」を専攻領域毎に掲載することで、学生が早い段階からカリキュラム体系を理解・把握し適切な学修計画が立てられるよう努めている【資料 3-2-6】。
- ・「人間形成科目」は、「キャリアデザイン」「語学」「身体」「自然・人文科学」の科目群によって編成し、人間や文化に関する豊かな教養を身につけ、広い視野から造形活動を理解することができる総合的な視野と能力を培うための科目である。
- ・「ハイブリッド科目」は、「ハイブリッド基礎科目」「サステナブル科目」「プロジ

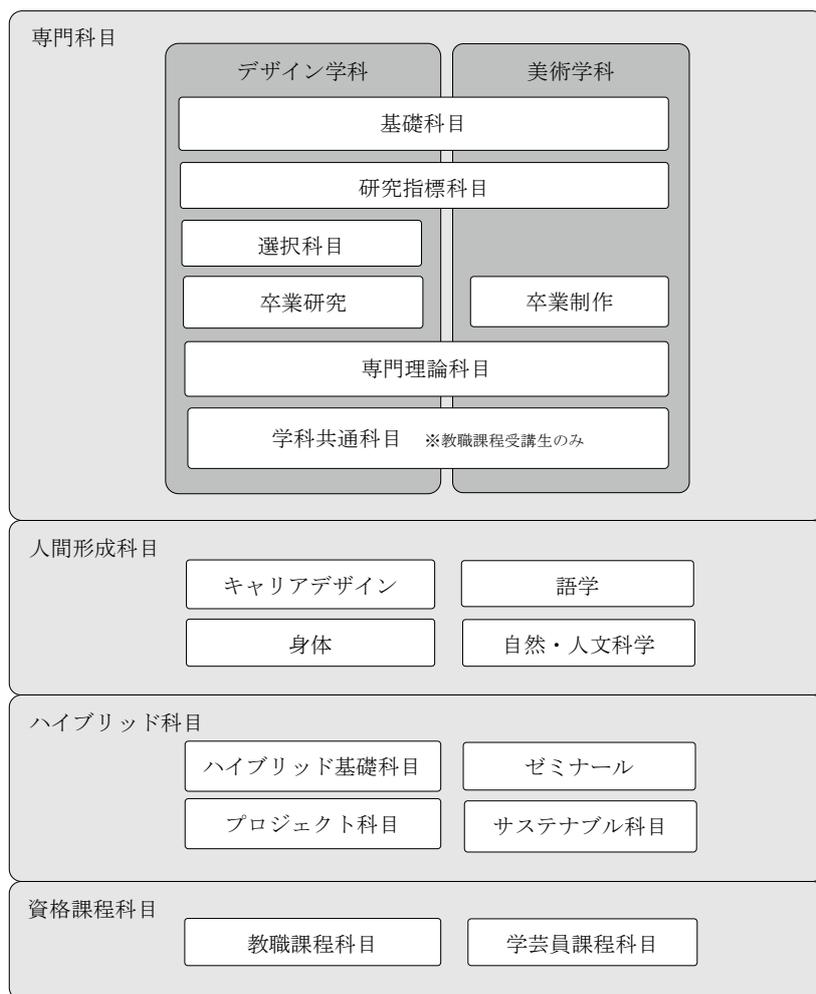
ェクト科目」「ゼミナール」の科目群によって編成し、学科・専攻領域を跨いだ横断的な履修を可能とすることで専門性についての認識を広げ、社会や時代の動向に対する関心を高め、主体的に課題をみつけ出して解決に取り組む態度と技能を培うための科目である。

- ・本学では「ハイブリッド科目」等によって、1年次より専攻領域を超えた横断的な科目履修を可能としているが、実際に様々な専攻領域の基礎科目を学修した結果、転学科・転専攻領域を希望する場合には、「東京造形大学 転学科等に関する規程」に基づき審査をした上で、許可をしている。転入先の「カリキュラム・フロー」に沿った学修を進めていくことができるよう、転入時期は2年次への進級時のみとしている【資料 3-2-7】。

シラバス及び履修単位数の上限の設定については、以下のとおり整備している。

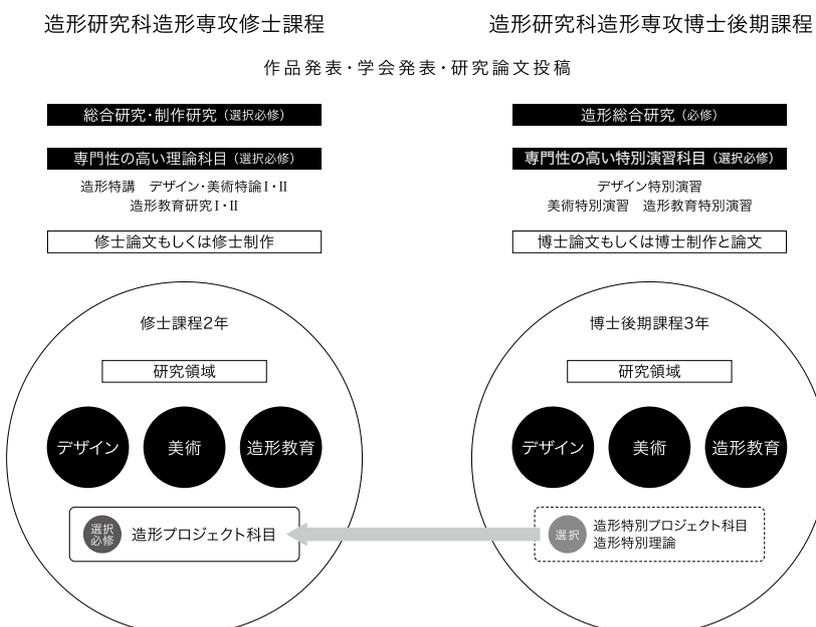
- ・シラバスにおいて、授業科目ごとに「授業の目的」「授業の計画」「授業の内容」「到達目標」「履修目標」「成績評価の方法」「ルーブリック（任意）」「事前・事後学習」「テキスト」「参考書」「履修者が用意するもの及び要望」を明記している。また、カリキュラム・ポリシーの実質化やディプロマ・ポリシーの達成に向けた授業計画であるか点検するため、各科目を所管する教育運営組織によるシラバスの点検や、成績評価基準のチェックなど、学修成果の適正な評価も念頭に置いた組織的な検証を行っている【資料 3-2-8～9】。
- ・学部においては、「キャンパスガイド」に単位算定基準を明記し、学生に対して単位に関する理解を促すとともに、年間の総履修単位数の上限を40単位（ただし4年生は上限単位の設定なし）とするよう明記している。また、教職員による履修相談を通じて指導している【資料 3-2-10～11】。

表 3-2-1 学部の教育課程



研究科修士課程及び博士後期課程の教育課程の編成は、表 3-2-2 のとおりである。

表 3-2-2 研究科の教育課程



研究科修士課程の教育課程は、「領域専門科目」「造形に関する理論科目」「造形プロジェクト科目」の3つの科目区分によって、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成している。科目区分とカリキュラム・ポリシーとの関係は以下のとおりである【資料 3-2-2】。

- ・「領域専門科目」は、学生の研究テーマに沿った指導を通じて専門知識の深化と技術の習得を図り、高度の専門能力を身につけることを目的とした科目である。
- ・「造形に関する理論科目」は、造形の領域における諸動向と課題について、理論的・体系的に把握・検証する科目によって編成し、今日的課題を探究するうえで必要な総合的視点を身につけることを目的としている。
- ・「造形プロジェクト科目」は、今日の造形の領域における諸動向と課題について、社会との協同や連携などを通じて把握・検証する科目によって編成し、実践的な課題探究能力と社会的視点を身につけることを目的としている。

学生は「造形に関する理論科目」によって今日の造形に関する理論的・体系的な検証を行い、「造形プロジェクト科目」によって実践的な知見と技術を身につける。両科目群での学修が「領域専門科目」における各自の研究・制作に具体的に結びつくことで、教育目的が達成されることを目指している。

研究科博士後期課程の教育課程は、「研究領域科目」「プロジェクト科目」「講義科目」の3つの科目区分によって、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成している。科目区分とカリキュラム・ポリシーとの関係は以下のとおりである【資料 3-2-2】。

- ・「研究領域科目」は、学生の研究テーマに沿った指導を通じて実能力や調査研究能力、研究理論を構築する能力の習得を図り、高度な専門能力を身につけることを目的としている。
- ・「プロジェクト科目」は、今日の造形の領域における諸動向と課題について、社会との協同や連携などを通じて把握・検証する修士課程の「造形プロジェクト科目」に研究者として指導的な立場で参画し、研究理論構築や調査研究、実能力を実践的に拡充することを目的としている。
- ・「講義科目」は、創立者桑澤洋子の社会における活動を中心として、本学の教育根幹にある理念と学生個々の研究活動の方向性を探求することを目的としている。

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、平成 3(1991)年の大学設置基準の大綱化以降も、学部教育における教養教育の必要性を重視し、引き続き教養教育を所管する教育研究組織を設けている。現在の教育課程では、「人間形成科目」において、「キャリアデザイン」「語学」「身体」「自然・人文科学」の4つの科目群を置き、その下に数多くの授業科目を開講している【資料 3-2-12】。「語学」においては、1年次の指定必修科目（英語科目）の授業をプレイスメントテストによるクラス分けを行ったうえで実施している【資料 3-2-13】。なお、それぞれの科目群で必修単位数を定め、これらの必修単位を含めて「人間形成科目」で24単位以上の修得を卒業条件としている【資料 3-2-14】。「人間形成科目」の教育内容や科目内容、科目担当者、時間割編成などを主管する授業運営組織として、「学部共通合同部会」を設け、専任教員7人を配置している【資料 3-2-15】。

また、「ハイブリッド科目」において、「ハイブリッド基礎科目」「サステナブル科目」「プロジェクト科目」「ゼミナール」の4つの科目群を設けている。「ハイブリッド基礎科目」及び「サステナブル科目」は、デザインや美術に関わる基礎となる知識・技能を高め、「プロジェクト科目」及び「ゼミナール」は、各教員の専門性に則ったより高次な知識・技能を高める科目となっている。これらは、今日的な社会状況や動向、課題解決等について理解する上で必要な教養と実践的な知見を身に付けることを目的としている【資料 3-2-16】。なお、それぞれの科目群で必修単位数を定め、これらの必修単位を含めて「ハイブリッド科目」で12単位以上の修得を卒業条件としている【資料 3-2-14】。「ハイブリッド科目」は、「人間形成科目」とは異なる視点からの重要な教養教育と位置付けている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学は、教授方法の工夫・開発として、以下の取り組みを行っている。

- ・本学ではカリキュラム・ポリシーに定めているとおり、演習・実習科目において少人数教育を基盤としたアクティブ・ラーニングを開学より実践している。本学の建学の精神である「社会をつくり出す創造的な造形活動の探究と実践」に基づき、現代社会が抱える諸課題に対する解決方法について学生が主体的に向き合い、考察し、個々の回答について学生同士で意見や感想を出し合う等、学生の積極的かつ能動的な授業参加のための体制を整えている。更に、一般講義室をグループワークやグループディスカッションに適したレイアウトにしやすい可動式机・椅子の設置、壁面のホワイトボード化などの設備変更を行い、アクティブ・ラーニングの実施に適した教室に改修するなど、整備を行っている【資料 3-2-17】。
- ・FD (Faculty Development) を推進するための組織である「FD 委員会」が中心となり、平成 15(2003)年度から、学部開講科目ごとに「学生による授業評価アンケート」を実施し、科目ごとの集計結果を担当教員に送付して、授業改善等の指針とするよう求めている【資料 3-2-18】。平成 19(2007)年度後期からは、講義科目、演習科目、実習科目ごとの科目の特性や、科目所管部会の固有性に配慮し、従来一律であった設問項目を教育にフィードバックしやすいよう改善して実施している【資料 3-2-19】。また、集計方法も整備を重ね、現在では学部開講科目のうち「ゼミナール」「卒業研究」「卒業制作」を除くすべての科目においてこのアンケートを実施しており、アンケート対象科目全体に占める回収率は90%以上である。また、このアンケートでは、定量評価だけでなく、定性評価としての自由記述欄も設けている。「学生による授業評価アンケート集計結果」を大学ウェブサイトにて公開している【資料 3-2-20～22】。
- ・「FD 委員会」では、年間のFD 活動計画に基づき、教職員による授業参観や外部講師によるセミナーや研修会など、教授法や授業運営の改善に資する取り組みを実施している【資料 3-2-23】。
- ・平成 21(2009)年度から、毎年4月に学部2～4年生を対象として「在学生アンケート」を実施しており、その回答のうち、教育運営や授業内容等に関する内容については「教育運営会議」が検討・審議し、改善につなげている【資料 3-2-24】。
- ・平成 27(2015)年度から前期終了時の成績開示及び後期履修登録を行い、前期末の成績評価を通して担当教員が学生の理解度や到達度など前期の学修状況を把握し、後期科

目の授業計画に反映できるようになった。

- ・学部における教育運営を統括する「教育運営会議」において、年度末に毎年の科目毎の単位修得率を確認し、問題の可能性が認められた場合は、議長である学部長から科目担当教員へ改善を促している【資料 3-2-25】。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 30(2018)年度に見直した学期あたりの履修単位数上限（従来の 24 単位を 20 単位に変更）、GPA 制度の運用と検証を通じて、履修意識の向上や履修科目の制限による学修の質の確保と保証を図っていく。

また、令和元(2019)年度より、授業時間を従来の 90 分から 100 分に変更し、学期あたりの授業週を 14 週とした。これにより、週 1 回開講の授業では、14 回目の授業時間のうち 50 分を授業、50 分を試験時間として運用することが可能となり、14 週の授業期間の中で 1,350 分の授業時間と試験時間を確保できるようになった。授業時間変更については、今後の点検・評価を通して有効かつ円滑な運用を目指していく。

「中期実行計画 2020」の重点課題として教育課程改革や教員の能力向上を掲げて推進してきた、カリキュラム・ポリシーと教育目的との関係の確認及びディプロマ・ポリシーとの整合性の確認を今後も継続し、平成 30(2018)年度に改編した教育課程及び教授方法の充実について現状の検証を通して、改善・向上に取り組んでいく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学は、教育目的として定める「人材養成に関する目的」及び「教育研究上の目的」に基づき、学部・研究科ごとにディプロマ・ポリシーを定めている。また、ディプロマ・ポリシー同様、カリキュラム・ポリシーについても教育目的に基づいて定めている【資料 3-3-1】。シラバスに「到達目標」及び「履修目標」の項目を設けており、学生が当該科目を履修することによって得ることのできる資質・能力について、科目ごとに明記している【資料 3-3-2】。加えて、学部学生は学期初めの履修登録にあたり、ディプロマ・ポリシーで示した卒業までに身に付けるべき 5 つの資質・能力のそれぞれを、どの授業科目で獲得するか、カリキュラムマップを参照して適切に学修計画を立てられるようになっている【資料 3-3-3】。こうして立てた学修計画に基づく学修成果について、教授会及び「研究科委員会」において卒業・修了認定を厳正に行うことで、教育目的の達成状況を確認している【資料 3-3-4～5】。達成状況を測る基準として、シラバスにおいて、「成績評価の方法」「ルーブリ

ック(任意)」を示しており、これらに基づいて学修成果を評価している。なお、令和2(2020)年度より、カリキュラム・ポリシー中に学修成果の評価を定めている【資料3-3-6~8】。

また、カリキュラム・ポリシーに沿って開設している学部授業科目ごとに「学生による授業評価アンケート」を実施しており、その中にシラバスに記載してある「授業の目的」「到達目標」と授業との関係についての問いを設け、教育目的の達成状況について点検・評価を行っている【資料3-3-9】。

上記の他、就職課が10月から翌年の4月にかけて学内ポータルシステムでの進路登録を促し、卒業・修了する学生の進路状況の把握に努めるとともに、教務課が、教職課程・学芸員課程履修者の資格取得状況を確認し、学生の修学状況の把握と教育目的の達成状況に関する点検・評価のための指標としている【資料3-3-10~11】。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学は、学部授業科目ごとに実施している「学生による授業評価アンケート」における、定量評価及び定性評価の結果を科目担当教員に送付して、教育内容及び教育方法や学修指導等の改善の指針とするよう求めている。更に平成27(2015)年度より、全科目の「学生による授業評価アンケート」の結果を全専任教員が閲覧可能とし、担当以外の科目での高い評価結果を自身の授業改善に資する参考とすることで、関連領域の教員による組織的な改善へ結びつくよう、情報の共有を図っている。加えて、2~4年次生に実施している「在学生アンケート」の自由記述における定性評価についても、必要に応じて学修指導等の改善の指針とするよう求めている。

また、「FD委員会」において、「学生による授業評価アンケート」における自由記述意見の客観的な分析を行い、授業改善の必要が認められる科目についてはFD委員会委員長より直接、授業科目担当者へフィードバックしている【資料3-3-12】。

教育内容については、各科目を所管する教育運営組織がシラバスの点検を実施し、カリキュラム・ポリシーの実質化やディプロマ・ポリシーの達成に向けた授業計画となっていることを確認した上で、更に成績評価基準のチェックなど学修成果の適正な評価も念頭に置いた組織的な検証を行っている。

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

教育目的の達成状況の評価とフィードバックに関する改善・向上については、令和元(2019)年度の「学生による授業評価アンケート」の集計結果において、授業評価の平均が5段階評価の約4.1となっており、学生満足度は比較的高いと言えるが、自由記述意見を学修指導の改善にフィードバックするなど、更に充実するよう「FD委員会」で取り組みを行っていく【資料3-3-13】。加えて、教育内容及び教授方法、またそれらによる4年間を通した学修成果の点検・改善に向けたフィードバックを図るため、「卒業生アンケート」の実施を検討している。

また、「教育運営会議」を中心にカリキュラムマップを点検し、これを通したディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの検証と整備を進め、教育目的の達成状況に関する評価の指標を更に明確化するためのアセスメント・ポリシーの策定や、学修成果を可

視化するためのディプロマ・サプリメントの導入など、適切な方策を講ずることを検討し、教育内容・方法及び学修指導等の改善を図っていく。

【基準3の自己評価】

本学は、使命・目的及び教育目的の達成に向けた本学の方針として、学部・学科及び研究科の課程ごとにディプロマ・ポリシーとディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーを定め、卒業認定・学位授与及び教育課程の編成において、厳正かつ適切に運用している。また、入学時に学生に配付する「キャンパスガイド」に、教育の目的やアドミッション・ポリシーとともに掲載し、学生への周知を図るとともに、大学ウェブサイトにおいて公表し、社会への周知を図っている。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、「学生による授業評価アンケート」の結果分析、「FD委員会」を中心とする教員の資質能力向上の取組みなどを通じて教授方法の工夫及び教育目的の達成状況の検証を行い、その結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

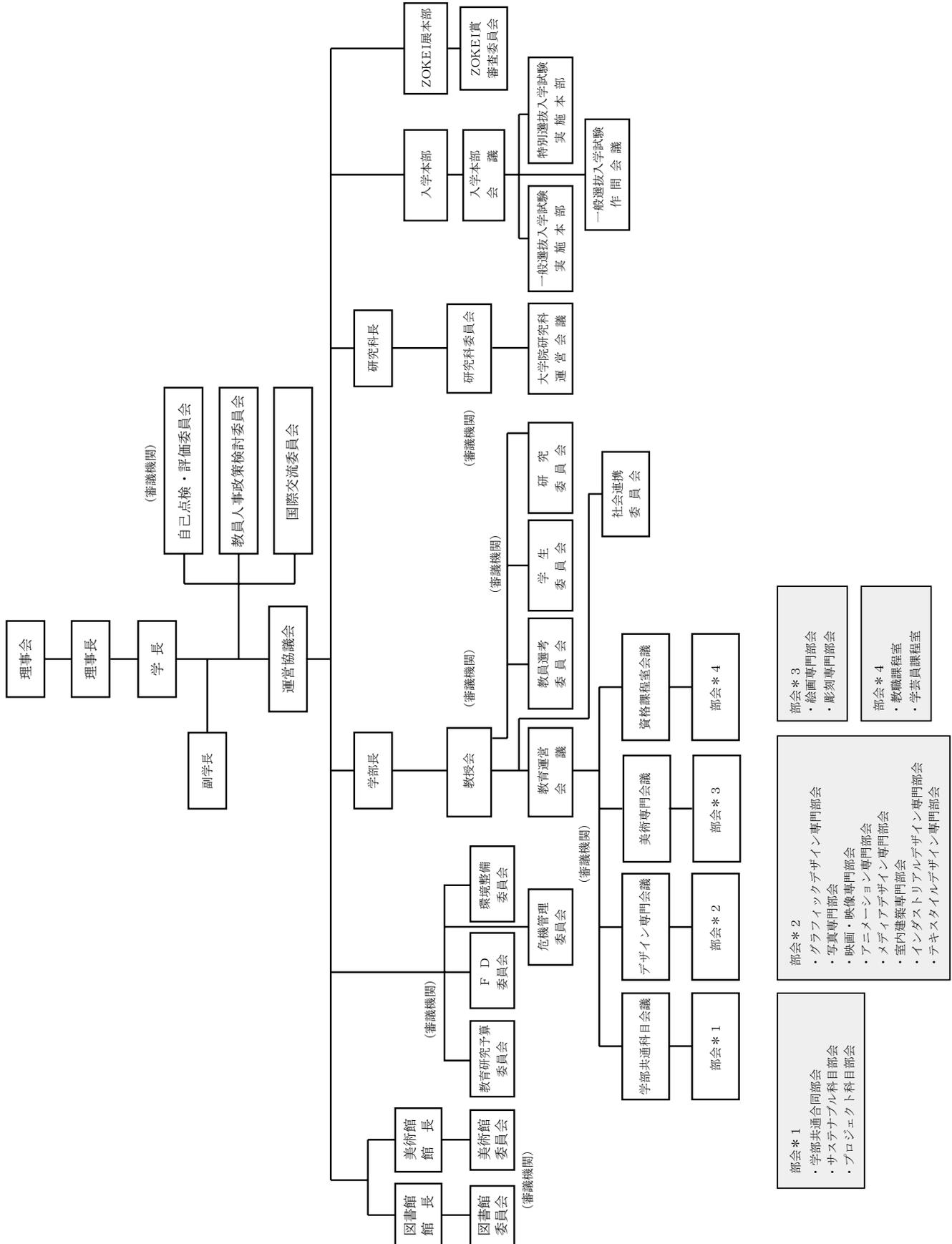
本学では、学校教育法に基づき、「東京造形大学 学則」第7条（職員及び職務権限）において「学長は、この学則に定める職務を行い所属職員を統督する。」と定めており、学長を大学運営における最高責任者として位置付けている【資料 4-1-1】。本学の意思決定と業務遂行における学長の適切なリーダーシップの発揮を支える体制を整備するため、平成29(2017)年度より、学長、副学長、学部長、研究科長、3 会議委員長（学部共通科目会議委員長、デザイン専門会議委員長、美術専門会議委員長）、事務局長を中心に喫緊の課題について意見交換する協議体を設け、学長の招集に基づき議論を行っている。令和元(2019)年度からは、この協議体に対する学内組織上の位置付けを明確にするため、同メンバーを構成員とする「運営協議会」を設置している。「運営協議会」には学長が必要に応じて事務局職員を招集するなど、課題に迅速に対応する体制を整えている【資料 4-1-2】。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学は、学校教育法に基づき、副学長の職務、任期等を「東京造形大学 副学長規程」において規定している【資料 4-1-3】。また、学部長及び研究科長の職務、任期等を「東京造形大学 学部長規程」及び「東京造形大学 大学院研究科長規程」において規定し、適切に運用することにより、権限の分散と責任体制の構築を図っている【資料 4-1-4～5】。本学における意思決定機関及び審議機関は、図 4-1-1 のとおりである。

図 4-1-1 教育研究に関わる意思決定機関及び審議機関

令和2(2020)年5月1日現在



審議機関の中心は、学部においては教授会であり、研究科においては「研究科委員会」である。教授会は「東京造形大学 学則」第11条（教授会）に基づき定めている「東京造形大学 教授会規程」に則り、教授、准教授、助教及び学長が必要と認めた職員を構成員としている。「研究科委員会」は「東京造形大学 大学院学則」第7条（研究科委員会）及び第7条に基づき定めている「東京造形大学 大学院研究科委員会規程」に則り、研究科長及び研究指導教員に加え、研究科に所属する教授、准教授、助教及びその他の職員を構成員としている。教授会及び「研究科委員会」に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要事項について、「東京造形大学 教授会規程」及び「東京造形大学 研究科委員会規程」において規定し、学内グループウェアにより周知を図っている【資料 4-1-6～9】。教授会の下には「教育運営会議」「教員選考委員会」「学生委員会」「研究委員会」が組織され、「研究科委員会」の下には「研究科運営会議」が組織されている。これらの会議、委員会において審議、検討された内容が、教授会又は「研究科委員会」に報告、提案され、審議・決定されている。教授会及び「研究科委員会」での審議は、それぞれの会議、委員会にフィードバックされ、こうした往還によって審議内容の共有が図られている。

また、教授会及び「研究科委員会」における決定事項は、その内容に応じて、学長が「常務会」、理事会及び評議員会に提案し、審議、決定されている。

学部における教育運営に関する組織としては、「東京造形大学 教育運営会議規程」に基づき、学部の教育運営全体を統括する「教育運営会議」の下に「学部共通科目会議」「デザイン専門会議」「美術専門会議」「資格課程室会議」を設けている。更に、「学部共通科目会議」の下には「学部共通合同部会」「サステナブル科目部会」「プロジェクト科目部会」が組織され、「デザイン専門会議」「美術専門会議」の下にはデザイン学科、美術学科の専攻領域ごとに専門部会が組織され、「資格課程室会議」の下には「教職課程室」と「学芸員課程室」が組織されている。これらの部会、課程室は、それぞれが所管する教育内容や授業科目、科目担当者、時間割編成などについて審議し、代表者が上部組織の会議の構成員となって報告、提案する構造となっている。「教育運営会議」は、「学部共通科目会議」「デザイン専門会議」「美術専門会議」それぞれの委員長及び副委員長、資格課程室長、事務局職員によって構成され、教育運営に関する重要事項について、各会議からの報告、提案に基づき、また、各会議に指示を行いながら、集約的に審議、検討している。このような、教育課程及び資格課程の構成に即した階層的で機能的な組織構造により、教育運営に関する責任体制を明確にした緻密な議論と審議が図られている【資料 4-1-10】。研究科における教育運営に関する組織としては、「東京造形大学 大学院研究科運営会議規程」に基づき、研究科の教育課程の構成に即した委員構成による「研究科運営会議」を設置し、教育運営に関する重要事項について集約的に審議、検討している【資料 4-1-11】。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学における事務部門の業務執行体制は、法人事務部及び大学事務局の下に各業務を執行する部署を設けている。各部署は管理職である課長による統括の下、業務分掌に基づいて担当業務を遂行している【資料 4-1-12～13】。また、各部署を並列構造の組織編成とすることで、指示命令、意思疎通の系統を単純化し、業務の効率的な執行を実現している。

各部署の主な担当業務は以下のとおりである。

- ・経営企画課は、本学園全体の総務を担当し、各種規程の管理、決裁の通知、理事会、評議員会の開催準備及び議事録の作成、「常務会」の開催準備及び議事録の作成、教職員の給与等労務管理、SD 活動の計画及び実施、補助金申請、私立学校振興・共済事業団の事務手続きに関する業務を担当している。
 - ・経理財務課は、本学園全体の経理を担当し、入学検定料の収納、出納管理、税務、予算執行管理等の業務に加え、学校法人全体の予算編成、決算、会計監査等、財務に関する業務を担当している。
 - ・進路支援課は、「入学本部会議」「一般選抜入学試験実施本部会議」「特別選抜入学試験実施本部会議」の開催準備及び議事録の作成などを含めた入学試験全般の管理・運営、募集要項等発行印刷物の作成、オープンキャンパス、進学相談会等の入学情報及び学生募集に関する業務を担当している。
 - ・教務課は、学部及び研究科の教育運営を支える組織として、カリキュラム編成、時間割及び授業情報の作成、授業運営の支援、学事日程及び年間授業計画の立案、専任及び非常勤の教員採用選考関連の各種事務、授業予算の執行と管理、講義室の管理、学生の履修及び成績処理、各種証明書の発行、卒業研究・卒業制作展（ZOKEI 展）の実施運営、教職・学芸員の資格課程の運営及び履修学生の支援、FD 研修等の企画・運営、教授会及び「研究科委員会」をはじめとする教学系の各委員会の開催準備及び議事録の作成等の業務を担当している。
 - ・学生生活課は、学籍異動、各種奨学金、課外活動等の学生生活に関する業務、学生の健康管理、カウンセリング等の業務を担当している。
 - ・就職課は、会社説明会、キャリア支援イベントの開催、進路選択、就職相談等のキャリア支援に関する業務を担当している。
 - ・工房運営課は、工房、アトリエの施設及び機材の環境整備、助手、TA（Teaching Assistant）及び SA（Student Assistant）の管理など、本学の教育課程における専門教育を支える組織として演習・実習を中心とした授業運営の支援に関する業務を担当している。
 - ・学術交流課は、教員の研究費の管理、科学研究費補助金の申請支援、「東京造形大学研究報」の発行など教員の教育研究支援、受託研究、社会連携事業、各種コンソーシアム等の社会連携、海外協定校からの短期留学生の受入れ及び派遣、連携等の国際交流に関する業務及び図書館・美術館・CS-Lab の管理運営などの業務を担当している。
 - ・情報システム課は、学内コンピュータ環境の整備、学内事務システム、メールシステム、ユーザアカウント等のシステム管理に関する業務及び本学園のネットワーク整備の業務を担当している。また、コンピュータ関係のヘルプデスクとして学生及び教職員の支援を行っている。
 - ・企画・広報課は、大学全体の広報戦略、各種調査への対応、発信情報の質保証、自己点検・評価及び認証評価受審に関する業務を担当している。
 - ・庶務課は、学費の収納、教職員の健康管理及び福利厚生、施設全体の整備、防火・防災、固定資産管理、物品の調達などの業務を担当している。
- 法人事務部及び大学事務局の各部署は専任職員を主な構成員とし、業務の遂行に必要な人数を確保し、配置している。

各部署の業務を統括する課長は、定例的に開催される「部課長連絡会」に出席し、それぞれの課の報告を行う。併せて、「部課長連絡会」では、事務局長が理事会、「常務会」、教授会からの伝達事項を報告し、必要な協議が行われる。課長は「部課長連絡会」での事務局長からの報告事項などを各課の職員に伝達することにより、大学の全職員が情報を共有することが可能となっている【資料 4-1-14】。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

「中期実行計画 2020」の重点課題の中で、経営・教学体制の強化を掲げており、主体的に大学の諸改革を実現するために教学運営体制の見直しを図っていく。継続的に意思決定機関及び審議機関の見直しを行っており、今後も各機関についての検証を継続し、速やかな意思決定を可能とする組織の整備を進めていく。また、教授会や各委員会には関連する規程において所管部署を定めているが、所管部署との事前の打ち合わせなどを通じて一層円滑な意思決定を行うことができるよう、教職協働で体制を強化していく【資料 4-1-15】。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の学部及び研究科の教員配置については、表 4-2-1 のとおりであり、大学設置基準及び大学院設置基準が定める基準を十分に満たしている。学部の在籍学生数に対する専任教員 1 人当たりの学生数は 35.9 人である。また、演習・実習科目では専任教員のほかに兼任教員も複数担当しており、専任教員及び兼任教員を含めた教員 1 人当たりの学生数は 5.6 人であり、本学が標榜する少人数教育を实践するうえで必要な教員数を確保・配置している。学部教育を基礎とする研究科においても、学部の教員が兼担することを通して、必要な教員数を確保・配置している。学部の教員数は、専任教員 50 人、兼任教員 267 人である。研究科は学部の専任教員 49 人が兼担教員となっている。兼任教員が多い理由は、美術系大学として実務家教員を必要としていることによる。兼任教員に対しては専任教員が授業科目運営の取りまとめ役として教育方針・教育方法の周知を図っており、専任教員と兼任教員が連携して授業を運営している。なお、「必修科目」及び「選択必修科目」は原則として専任教員が担当している【資料 4-2-1~2】。

表 4-2-1 学部及び研究科の教員配置

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在

学部名	学科名等	基準専任教員数		専任教員数					兼任 教員数
		全体	学科別	現員	教授	准教授	講師	助教	
造形学部	デザイン学科	18(9)	13(7)	27	17	8	0	2	134
	美術学科		8(4)	10	8	2	0	0	53
	学部共通		—	13	8	4	0	1	80
計		39(20)		50	33	14	0	3	267

※ ()内は、教授数で内数

研究科名	課程	基準教員数		兼任 教員数	研究指導教員		兼任 教員数
		研究指導 教員	研究指導 教員+ 補助教員		研究指導 教員	研究指導 補助教員	
造形研究科	修士課程	5	8	49	46	3	10
	博士課程	5	8	38	36	2	0

専任教員の職位別・男女別構成比率については表 4-2-2 のとおりである。教授 33 人、准教授 14 人、助教 3 人であり、教授の比率は全教員の 66.0%である。また、全教員 50 人に対して男性は 88.0%であり、女性は 12.0%である。

表 4-2-2 専任教員の職位別・男女別構成比

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在

職位	男性	女性	計
教授	30	3	33
	90.9%	9.1%	100.0%
准教授	12	2	14
	85.7%	14.2%	100.0%
助教	2	1	3
	66.6%	33.3%	100.0%
計	44	6	50

本学の専任教員は、学部教育課程の運営組織である「学部共通科目会議」「デザイン専門会議」「美術専門会議」の下に設けている、科目部会・専門部会又は教職課程・学芸員課程の課程室のいずれかに所属している。専任教員の配置のバランスについては、学長、副学長、学部長、研究科長、事務局長によって構成される「教員人事政策検討委員会」が教員人事計画を策定する際に、教育課程運営に支障のないよう検討している【資料 4-2-3】。

教員の採用については、本学が定める規程、細則等に則り、以下のとおり行っている。

- ・教員の採用基準については、「東京造形大学 教員資格基準規程」及び「東京造形大学 大学院造形研究科所属教員の資格基準に関する細則」に定められており、これに則った採用を行っている【資料 4-2-4～5】。
- ・専任教員の採用方針については、「東京造形大学 教員人事政策検討委員会規程」に則

り「教員人事政策検討委員会」が策定した教員人事計画を、学長が理事長と協議し決定する【資料4-2-6】。

- ・専任教員の採用手続きについては、「東京造形大学 教員採用手続きに関する規程」に則り、まず学長は「教育運営会議」での審議に基づく原案を「教員人事政策検討委員会」において検討し、当該年度の採用計画を作成する。更に学長は理事長と協議のうえ、教授会の議を経て採用計画を決定する。次に学長は採用計画に沿って志願者を公募し、応募者を対象とした「教員選考委員会」による審査、選考結果を教授会に諮り採用候補者を決定する。理事長は、学長からの採用候補者に関する具申を受けて採用を決定し、任用する【資料4-2-7～8】。
- ・任期付教育職員の採用については、「東京造形大学 任期付教育職員に関する規程」及び「東京造形大学 任期付教育職員に関する細則」に則り、採用手続きを行っている【資料4-2-9～10】。
- ・特別任用教育職員の採用については、「東京造形大学 特別任用教育職員に関する規程」「東京造形大学 特別任用教育職員に関する細則」「東京造形大学 大学院特別任用教育職員に関する規程」「東京造形大学 大学院特別任用教育職員に関する細則」「東京造形大学 特別任用教育職員及び非常勤教員の任期に関する規程」に則り、採用手続きを行っている【資料4-2-11～15】。
- ・兼任教員の採用については、「東京造形大学 非常勤教員に関する規程」「東京造形大学 大学院非常勤教員に関する規程」「東京造形大学 特別任用教育職員及び非常勤教員の任期に関する規程」に則り、採用手続きを行っている【資料4-2-15～17】。
- ・客員教授については、「東京造形大学 客員教授規程」に則り、招へい手続きを行っている【資料4-2-18】。
- ・専任教員の昇任については、「東京造形大学 教員昇格等に関する規程」に則り、教務課長が、学部長及び会議委員長との協議を経て昇任候補者を選考し、学長に申請する。これを受けて学長は「教員選考委員会」に審議を諮問する。「教員選考委員会」は規程に基づき審議し、その結果を学長に報告する。次に学長は「教員選考委員会」による審査、選考結果を教授会に諮り昇格候補者を決定する。理事長は学長からの昇格候補者に関する具申を受けて昇任を決定する【資料4-2-19～20】。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学は平成18(2006)年度に、教育の質的向上を目的としたFD活動の組織的な実施を目的に「FD委員会」を設置した。以降「FD委員会」では、「東京造形大学 FD委員会規程」に基づきFDに関わる基本方針を策定し、以下のような活動を行っている【資料4-2-21】。

- ・「学生による授業評価アンケート」を前期・後期の年2回実施している。評価結果は各科目担当教員及び授業科目を所管する部会へフィードバックし、授業改善の資料とすることを求めている。「FD委員会」では、各教員からの改善に関する提案や各部会で検討された課題等を収集し、改善に向けた検討・審議を行っている。また、アンケートの集計結果を大学ウェブサイトにより公表している【資料4-2-22～23】。

- ・教職員を対象とした授業参観を年1回(1週間)実施している。この授業参観は、他の教員が行っている指導法等を参考とし、自身の指導法等の検証・改善に役立てることや所属部会以外の授業を参観することで、本学における教育の全体に触れ、自身が担当する科目の授業運営にいかすことなどを目的としている。原則として全ての科目を教職員が自由に参観可能とし、参観した教職員の所感等を担当教員にフィードバックしている【資料4-2-24】。
- ・教職員向けの研修会を年数回実施している。平成30(2018)年度にルーブリックを導入する際には、教員が円滑に導入できるよう専門家を招いての講習会を実施した【資料4-2-25】。また、教員発議による研修会をとり入れるなど活性化を図っている【資料4-2-26】。
- ・デザイン学科・美術学科の専攻領域の代表者、資格課程室室長及び大学院科目群リーダーに対し、シラバスの記載内容の点検依頼を毎年実施している【資料4-2-27】。
- ・平成18(2006)年度以降、FD活動の実績を「FD活動報告書」として発行し、教員の自主的な授業改善資料として活用するとともに、大学ウェブサイトにて公開している【資料4-2-23】 【資料4-2-28】。

また、本学園に対して優れた功績を残した教職員を対象に「桑沢学園賞」を授与する顕彰制度があり、教育研究活動や大学業務に対する意欲の向上を促進している【資料4-2-29】。

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

専任教員の年齢別構成比率については、50歳以下が15人であるのに対して、51歳以上が35人で全体の70%を占め、特に教授では51歳以上が93.9%となっており、年齢構成が高齢に偏っている。しかし、年齢構成のアンバランスは、専任教員の定年退職にとまない解消されつつある【資料4-2-30】。教員の採用・配置については、引き続き「教員人事政策検討委員会」が策定する教員人事計画に則った専任教員の採用により、教員配置の改善を図るとともに、年齢構成等の適正化についても考慮しながら計画的に行っていく。

教員の職能開発等については、「FD委員会」を中心に、「学生による授業評価アンケート」の調査結果を更に教員の資質・能力向上に反映するための工夫を行うとともに、教員間での職能開発に関する一層の理解と参画を求めていく。また、「FD委員会」による組織的活動を更に活性化させるとともに、その一環として、教員の組織的研修計画の立案や外部研修会への教員派遣等、教員一人ひとりが教育研究の質的向上に向けて研鑽を積めるシステムの構築について検討する。

また、これまで「中期実行計画2020」の重点課題として教員の能力向上を掲げており、高度な教育力を養成するために、体系的なFDプログラムを整備し、教員の受講を促進してきたが、今後もこれを継続し、教員評価制度の導入を検討し、「学生による授業評価アンケート」では測ることができない教員の総合的な能力の評価と向上を目指していく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の研修制度については、各部署での業務を通じた OJT(On the Job Training)、「学校法人桑沢学園 SD 規程」に基づいた学外研修への参加促進など、職員の資質・能力の向上 (Staff Development、以下、「SD」という。) のための機会を多様に用意し、実施している【資料 4-3-1】。

SD に関する近年の取り組みは、以下のとおりである。

- ・新入職員に対して、入職時に新入職員研修を行い、近年は、学外で実施している「学校職員基礎講座」「学校コンプライアンス講座」も活用し、新入職員研修の充実を図っている【資料 4-3-2】。
- ・学外で開催される研修会へ職員を派遣しており、研修を受けた職員には報告書の作成を義務付けている。報告書を学内グループウェア上に掲示し、全職員が閲覧できるようにすることで新しい知識・情報を共有し、職員全体の資質向上に反映するよう努めている【資料 4-3-3】。
- ・職員の資質、事務能率及び技能の向上を図ることを目的に、職員の自主的な研鑽を支援する制度として「自己啓発研修費助成制度」を設けている。セミナーや講習会等への参加費用、資格取得に係る費用、図書等の購入に係る費用等、大学の管理や運営、高等教育又は学生サービス等の向上につながる研修に対して助成しており、毎年度多数の職員が利用している【資料 4-3-4～5】。
- ・学内に有識者を招いてのセミナー、研修会を開催しており、平成 30(2018)年度には「職域における精神疾患とセルフケア」をテーマとした講演会、令和元(2019)年度には教職員を対象に毎年実施しているストレスチェックのアフターフォロー研修を兼ねた「職場のメンタルヘルス」に関する研修会を開催した【資料 4-3-6】。
- ・平成 24(2012)年 9 月から、新潟青陵大学との合同職員研修を実施しており、隔年で職員 7～8 人程度が先方の大学に赴き、2～3 日間の日程でテーマ別の意見交換やワークショップ、業務報告会などを行っている。同合同職員研修会後には、学内で全職員を対象とした研修報告会を実施し、併せて報告書を作成、刊行している【資料 4-3-7】。
- ・令和元(2019)年度、美術大学間での人脈作り等、横の繋がりを広める事を目的とした若手職員向けの SD 研修会「東京四美大若手 SD 研修 2019」を開催した。本学、女子美術大学、武蔵野美術大学、多摩美術大学の若手職員が参加し、ワークショップ等を通して交流を深めながら、美術大学職員としての意識醸成や情報交換等を行った【資料 4-3-8】。

- ・日常業務における情報共有と職員の相互研鑽を目的とした複数の美術系大学との情報交換会（4 美大教務事務連絡会など）を総務、教務、学生、就職の部門毎に定期的に実施している【資料 4-3-9】。
- ・平成 24(2012)年度から平成 30(2018)年度まで、職員間の相互理解促進を目的として職員 6～7 人による「職員ミーティング」を開催し、ファシリテーターが設定したディスカッションテーマに基づいて意見交換を行った【資料 4-3-10】。
- ・平成 25(2013)年度より、本学園の全職員を対象とした「業務報告会」を実施しており、他部署の業務を把握するとともに、職員のプレゼンテーション能力の向上や業務に対する理解の向上を図っている。令和元(2019)年度は「業務研修会」と改め、働き方改革関連法に関する講義を受講する形式に変更して実施した【資料 4-3-11】。
- ・職員に、桜美林大学大学院通信教育課程大学アドミニストレーション研究科において大学運営等に関する専門教育を受ける機会を提供し、学納金を助成して、職員の資質・能力の向上を支援するとともに、学修成果の本学運営への反映を目指している。これまでに 9 人が修士課程を修了しており、令和 2(2020)年度には 2 名が就学している【資料 4-3-12～13】。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年 4 月の大学設置基準の改正により SD 活動が義務化され、大学職員の業務知識や資質向上の機会が求められてきている。本学では、「中期実行計画 2020」の実施項目において、SD 活動の推進を掲げ、職員個々の資質・能力の向上のために、学外での研修への参加及び学内での研修を推進する等、SD 活動の充実を図ってきた。引き続き、新たな研修制度の導入などにより職員の資質、能力の向上に取り組んでいく。

また、客観的な業績・能力評価に基づいた職員配置や昇任人事等を行うため、本学に適合する人事考課制度及び管理職を対象とした考課者研修の導入に向けた検討を行っていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

全専任教員に個人研究室が割り当てられておりパソコン及び無線 LAN が整備されている。平成 30(2018)年から平成 31(2019)年には全研究室の空調設備工事を行い、快適な研究環境の確保に努めている。

また、研究資料の調達や研究旅行に要する必要書類の作成補助など、研究に必要な事務手続きについては、事務職員を配置し教員の研究活動に関する支援を行っている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理の遵守については、「東京造形大学 研究倫理規程」及び「東京造形大学 公的研究費管理規程」を平成 19(2007)年度に、「東京造形大学 研究活動不正行為防止に関する細則」を平成 28(2016)年度に整備した【資料 4-4-1～3】。また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）に基づき、研究活動における不正行為防止を図るため、公的研究費等の不正使用防止等に関する基本方針に定めた不正防止計画と行動規範を定めるとともに運用・管理体制の整備を行っている【資料 4-4-4～7】。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

学内研究費については、専任教員が行う個人研究を促進する目的の個人研究費として 1 人あたり 30 万円を交付している。この他、本学の教育研究をより一層促進させるため、教育研究助成金（1 件あたり 300 万円を上限に予算総額 1,000 万円）を設立し、より高度な教育研究活動に資することを目指している。これらの学内研究資金については、すべて規程化されており、「研究委員会」の厳正な審査のもと配分を行っている【資料 4-4-8～9】。

また、「特別研修制度」を設けており、本学に一定期間在職し、教育と研究に携わった専任教員が学術・研究をより促進し、本学の教育・研究水準の向上を図るため、一定の期間研修に専従することを可能としている【資料 4-4-10】。

設備については、これらの研究費を資源に、専任教員個々の研究に資する資材を購入している。

科学研究費補助金については、専任教員を対象に科学研究費獲得に向けて学内説明会を開き、応募に関する注意事項、タイムスケジュール、研究倫理などについて説明しており、採用に繋がるよう取り組んでいる【資料 4-4-11】。また、日本学術振興会や各種団体より研究機関へ送られてくる各種の公募案内を専任教員あてに随時配信し情報提供している。更に、行政や企業と連携した受託研究を積極的に受け入れるなど外部資金の獲得を進めている【資料 4-4-12】。

「学校法人桑沢学園 学事振興資金」として、学術上有益な研究業績並びに教育実践又は教育行政上の功績に対する個人又は団体に対して、桑沢学園賞、あるいは桑沢学園奨励賞を授与し、表彰している。また、国際交流及び研究・視察のための海外派遣等に対して、資金援助や補助を行っている【資料 4-4-13～15】。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究室に関わる研究環境については、「研究委員会」での議論を基に、今後も計画的に整備・更新を進めていく。科学研究費補助金については令和元(2019)年度に基盤研究 C と学術図書出版費をそれぞれ 1 件獲得、分担者についても 2 件が継続されているが、今後も積極的に科学研究費補助金を獲得するような研究風土を醸成していくことが必要となっており、その改善に向けて「研究委員会」が中心となり審議・検討を行っていく。

【基準4の自己評価】

本学では、学校教育法に則り、「東京造形大学 学則」において、学長を大学運営における最高責任者として位置付けている。学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制として、副学長を置き、組織上の位置付けおよび職務を関連規程において規定している。また、平成29(2017)年度からは、学長、副学長、学部長、研究科長、3会議委員長、事務局局長を中心として、喫緊の課題について意見交換する場を設け、必要に応じて担当の課長を招集し、課題に迅速に対応する体制を整え、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮を実現している。

本学の学部の教学における管理体制については「東京造形大学 学部長規程」や各種委員会規程に明記され、権限の分散と責任体制の確立を図っている。また、研究科の教学における管理体制については「東京造形大学 大学院研究科長規程」や「東京造形大学 大学院研究科運営会議規程」に明記され、権限の分散と責任体制の構築を図っている。

本学における事務部門の業務執行体制は、法人事務部及び大学事務局の下に各業務を執行する部署「課」を設けている。各課は管理職である課長による統括の下、業務の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化している。

本学の学部及び研究科の教員配置については、大学設置基準及び大学院設置基準が定める基準を十分に満たしている。学部の教員数は、専任教員50人、兼任教員267人である。研究科は学部の専任教員が兼担することにより、必要な教員数を確保・配置している。なお、教員の採用および昇任については、本学が定める規程、細則により適切に運用している。

本学では、「FD委員会」によりFDに関わる基本方針を策定し、教育の質的向上を目的とした組織的活動を行っている。また、事務局各部署での業務を通じたOJT(On the Job Training)、「学校法人桑沢学園SD規程」に基づいた学外研修への参加促進など、職員の資質・能力の向上のための機会を多様に用意し、実施している。

本学では、すべての専任教員に個室の研究室が割り当てられており、パソコン環境、照明、空調なども十分に整備され、適切な教育研究環境を整備している。研究倫理の遵守については、関連規程の整備や「研究委員会」が主催する学内説明会などの啓蒙活動により適切な運用を行っている。また、科学研究費については、啓蒙活動が実を結び獲得につながったと考えており、引き続き「研究委員会」を中心に専任教員の研究活動を支援していく。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

東京造形大学（以下、「本学」という。）の設置者である学校法人桑沢学園（以下、「本法人」という。）は、「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 3 条（目的）において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育及び専修学校教育を行うことを目的とする。」と定めている。本法人の経営は、「学校法人桑沢学園 寄附行為」を遵守し、本法人、本学、専門学校桑沢デザイン研究所それぞれにおいて、経営の規律と誠実性の維持に努めている【資料 5-1-1】。

- ・組織倫理に関しては「東京造形大学 学則」及び「東京造形大学 大学院学則」において、「広く総合的な知識の基で専門技能理論及び応用を教授研究し、文化の創造を通じ社会に貢献する」ことを定めている【資料 5-1-2～3】。
- ・教職員の服務規程として「東京造形大学 就業規則」「学校法人桑沢学園 個人情報保護規程」「東京造形大学 ハラスメント防止等に関する規程」等を制定している【資料 5-1-4～6】。
- ・研究活動に関しては、「東京造形大学 研究倫理規程」「東京造形大学 個人研究費規程」「東京造形大学 教育研究助成金規程」及び、平成 19(2007)年の文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「東京造形大学 公的研究費管理規程」を定めており、これらの規程に基づき規律と誠実性の維持に努めている【資料 5-1-7～10】。
- ・本法人が保有する情報の公開及び開示については、「学校法人桑沢学園 情報の公開及び開示に関する規程」を定めており、規程に基づいた情報の公開・開示を行っている。これらの情報は、令和 2(2020)年度の改正私立学校法で公表が義務付けられた内容に対応している【資料 5-1-11】。
- ・「学校法人桑沢学園 寄附行為」を含む諸規程は、教職員の情報共有のための学内グループウェアに掲載して全教職員に公開している。規程等については、「学校法人桑沢学園 規程管理規程」に則り経営企画課において、法令の改正などに基づき定期的に見直しを行っている【資料 5-1-12～13】。
- ・本法人全体のコンプライアンスを推進するため、またコンプライアンス上の問題が発生したときに素早い対応を可能とするため、令和 2(2020)年度、「学校法人桑沢学園 コンプライアンス推進規程」を制定し、理事長直下にコンプライアンス室を新設している【資料 5-1-14～15】。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人は、「中期ビジョン 2020」及び「中期実行計画 2020」を策定し、使命・目的の実現に向けた取り組みを実践している【資料 5-1-16~17】。単年度ごとに取りまとめている事業計画は、「中期実行計画 2020」に基づいて、本法人、本学及び専門学校桑沢デザイン研究所における具体的な実施項目を明確に示し、着実な実行に努めている【資料 5-1-18】。事業報告は、前年度の取り組みを学校法人桑沢学園公式ウェブサイト（以下「学園ウェブサイト」という。）に掲載し、社会に公表している【資料 5-1-19】。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関する取り組みとしては、平成 5(1993)年に現在の宇津貫キャンパスへ全面移転の際に、自然環境を生かしたキャンパス計画の下、自然と融和したキャンパスを設計し、教育研究環境を整備している。また、平成 22(2010)年に竣工した 10 号館「CS PLAZA」は、太陽光発電の設置や地球環境に配慮した素材の使用、LED 照明や高効率空調の導入など、エコロジーに配慮した設計となっている。本学では、サステナビリティの重要性に注目し「サステナブル科目」を開講しており、教育課程においても環境保全に関する重要性を学生に対して教授している【資料 5-1-20】。

人権の保護に関する取り組みとしては、「東京造形大学 ハラスメント防止等に関する規程」を制定し、ハラスメントのない健全な修学・就労環境を形成・維持するために「ハラスメント防止・対策委員会」を設置している【資料 5-1-21】。教職員に対しては学内グループウェアを通じて周知し、学生に対しては「学生生活手帳」にハラスメント相談に関する項目を設けている【資料 5-1-12】【資料 5-1-22】。また、大学ウェブサイト及び学生ポータルサイト上に「東京造形大学 ハラスメントの防止・対策に関するガイドライン」を掲載し、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、逆ハラスメント、アルコール・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメントに関する説明と相談先を明記し、ハラスメントの防止及び被害があった場合の対応について周知を図っている【資料 5-1-23~24】。また、「在学生アンケート」においてハラスメントに関する質問項目を設け、ハラスメント相談窓口の周知およびハラスメントの実態調査を行っている【資料 5-1-25】。日常の生活に関する学生からの相談については、カウンセリングルームに臨床心理の専門カウンセラーを招き対応している【資料 5-1-26】。

安全への配慮及び危機管理対策に関する取り組みとしては、以下のとおり行っている。

- ・危機管理全体への対応として、「東京造形大学 危機管理規程」を定め、本学において発生することが予想される事故及び危機に予防措置を講じ、迅速かつ的確に対処すること、学生、教職員及び近隣住民の安全確保を図り、正常な教育業務活動の維持又は回復を図るための、危機管理体制及び対処方法等を整備している【資料 5-1-27】。同規程に則り、「危機管理委員会」を設置し、危機管理に関するマニュアル等の策定、事故防止にかかわる安全教育、危機管理教育について審議している【資料 5-1-28】。危機事象が発生し、学長が対処のために必要と判断した場合は危機対策本部が設けられる。危機対策本部は速やかに当該事象に対処するために、本学の諸規程で定められている手続きを省略することができ、対処終了後にその内容を「常務会」及び教授会に報告することとしている【資料 5-1-27】。また、緊急時の情報伝達方法としては、大学ウエ

ウェブサイト「災害等緊急時情報」のページを常設しており、学生及び教職員への情報を掲載するとともに、非常時には学生及び教職員に E メールで連絡事項を送信することとしている【資料 5-1-29】。

- ・防災対策として、「東京造形大学 消防計画」を定め、災害予防及び対応のための管理体制を整備し、災害の予防及び被害の軽減に努めている【資料 5-1-30】。予防管理組織として、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者を明確にし、災害発生時の対応として「自衛消防隊」を組織している。平成 23(2011)年度からは、学生を含めた全学的な避難訓練を実施し、避難経路の確認をはじめ、災害時に必要な体制の整備に努めている【資料 5-1-31】。学内に備蓄倉庫を設置し、帰宅困難な学生のために食料品、飲料水等を備蓄しており、大規模な自然災害に備えている【資料 5-1-32】。また、大学キャンパス内の土砂災害指定区域について、専門業者を含めての現状調査や、対応方針の検討を行っている【資料 5-1-33】。
- ・防犯対策として、大学入口に警備ボックスを設けて外部警備会社に警備を委託し、24 時間有人体制（昼間＝3 人、夜間＝3 人）で不審者立ち入りの防止や、犯罪や事故防止に努めている【資料 5-1-34】。校舎の大部分は、警備会社による機械警備を行っており、敷地周囲にフェンスを設けるとともに、大学入口にバリカーを設けている。また、学内に防犯カメラを複数台設置し防犯対策を強化している【資料 5-1-35】。学内関係者及び来学者を明示するために、職員は名札を着用し、来学者には入構証の着用を求めている【資料 5-1-36】。
- ・情報管理として、「学校法人桑沢学園 情報倫理規程」「学校法人桑沢学園 情報ネットワーク利用規程」「学校法人桑沢学園 情報セキュリティ規程」「学校法人桑沢学園 ホームページ運用管理規程」を定め、情報ネットワークの利用及び運営、コンピュータ・ネットワークなどの情報基盤及び情報資産の機密性、安全性を確保するための管理体制を構築している【資料 5-1-37～40】。
- ・学生に対する危機管理対策として、教育研究活動中の学生が、不慮の事故や災害事故により傷害を受けた場合に備え、学生全員を「学生教育研究災害傷害保険」に一括加入させている【資料 5-1-41】。また、「東京造形大学 学生弔慰金見舞金規程」を定め、正課授業中及び課外活動中に事故が発生した場合には、同規程に則り「事故発生状況報告書」を通じて、再発防止対策を講じる体制を整えている【資料 5-1-42～43】。
- ・学生の作品制作上の事故防止対策として、7 号館の機械工房に設置されている各種大型工作機械、レーザー加工機などの取り扱いについて、技術職員による安全講習会を実施している【資料 5-1-44】。
- ・学内業務に関する学生の短期アルバイトについては、労働災害防止の観点から、「アルバイト使用に関する手続き」に則り、アルバイト採用部署が作業計画書の作成と作業指揮者の選任を行う。作業指揮者は作業計画書に基づく作業指示書を作成してアルバイト学生へ周知徹底し、事故防止に努めている【資料 5-1-45】。
- ・教職員の適切な労働衛生の維持・管理のため、健康診断やストレスチェック、労働衛生教育の実施、健康障害や労働災害の防止策についての検討、過重労働者のチェック等について、「衛生委員会」で審議・計画し、実行している【資料 5-1-46】。
- ・国際交流協定校派遣留学制度による海外での留学中の事故に備え、JCSOS（特定非常

利活動法人海外留学生安全対策協議会) に加入し、海外派遣留学生へのリスク発生防止と事故発生時の緊急対応の強化を図っている【資料 5-1-47】。

- ・学生及び教職員の事故、急病等への対応については、専任看護師と派遣看護師が在室する医務室を中心に行っており、授業期間中の平日は 9 時 00 分から 20 時 50 分まで開室している【資料 5-1-48】。また、1 号館地階受付横、8 号館「CS ホール」のエントランス、10 号館 1 階、11 号館廊下及びグラウンドハウス管理室に AED（自動体外式除細動器）を設置し、使用方法については「学生生活手帳」に掲載し周知を図っている【資料 5-1-49】。
- ・一般選抜入学試験期間中の危機管理について、一般選抜入学試験実施本部が「入試における危機管理マニュアル」を定め、入学試験期間における不測の事態や、非常事態に備えた対応策を整備している。一般選抜入学試験期間では、職員は通常時の組織とは別の体制によって業務にあたっており、職員の業務遂行の観点からも「入試における危機管理マニュアル」は有効に機能している【資料 5-1-50】。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性に関する改善・向上については、学校教育法、私立学校法をはじめとする法令等の改正や、大学に対する社会の要請等の変化に留意し、経営企画課を中心に、「学校法人桑沢学園 寄附行為」をはじめとする諸規程について継続的に点検し、必要に応じて規程の制定や改廃を行い、速やかに適切に対応していく。また、本学及び専門学校桑沢デザイン研究所を設置する本学園は、社会への説明責任を負う公的機関であるとの自覚の下、法人事務部、大学事務局、「危機管理委員会」を中心に学生をはじめとする本学園構成員の人権、安全への配慮に関する検討を行うとともに、引き続き、学園ウェブサイト及び大学ウェブサイト等を通じた教育研究情報、財務情報及びその他社会に対する説明が必要な事項について積極的な公表に努めていく【資料 5-1-13】。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人は、「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 13 条（理事会）に則り、学校法人の業務を決めるために理事会を設置し、使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定のための体制を整備している【資料 5-2-1】。令和元(2019)年度は、理事会を 10 回開催（平均出席率 91.9%）し、予算、決算、事業計画及び事業報告、本法人、本学及び専門学校桑沢デザイン研究所における重要規程の改廃、学則変更等に関する審議・決定を行っている【資料 5-2-2】。

理事会を構成する理事の選任については「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 6 条（理事の選任）に定めている。理事長及び理事の選任方法・定員・現員は表 5-2-1 のとおりである。

表 5-2-1 理事長及び理事の選任方法、定員及び現員

令和 2 (2020)年 5 月 1 日現在

	人数	選任方法	人数及び任期	現員
理事長	1人	理事のうち理事総数の過半数の議決で選任	1人	1人
理事	9人以上 13人以下 (理事長を含む)	第1号 東京造形大学学長	1人	1人
		第2号 専門学校桑沢デザイン研究所所長	1人	1人
		第3号 法人の設立又は事業運営に対して特に功労のある者で理事会において選任した者	2人以上3人以内 (任期4年)	2人
		第4号 評議員の内から評議員会において選任した者	2人以上4人以内 (任期3年)	2人
		第5号 学校の教育事業に寄与しうる学識経験者で理事会において選任した者	3人以上4人以内 (任期4年)	4人

また、本法人は、常務の執行に関する管理運営及び意思決定のための組織として「常務会」を設置している。「常務会」は「学校法人桑沢学園 常務会規程」に基づき、本法人、本学、専門学校桑沢デザイン研究所の管理部門及び教学部門の責任者（理事長、学長、専門学校桑沢デザイン研究所所長、その他理事長が指名するもの）で構成され、月 1 回程度を目安に開催し、理事会議案の事前審議の他、重要事案の審議、学園全体に纏わる課題等の審議を行い、常務の執行に関する協議と決裁を行う場として機能している【資料 5-2-3】。現在の「常務会」の構成員は、理事長（兼学長）、専門学校桑沢デザイン研究所所長（理事）に加え、その他理事長が指名する者として大学副学長（理事 2 人）、大学事務局長、大学事務部長補佐、桑沢デザイン研究所教員（理事 2 人）、桑沢デザイン研究所事務局長、学校法人桑沢学園内部監査担当（理事）、及び法人事務部長代行の計 11 人である。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会の機能に関する改善・向上については、法令を遵守し意思決定機関として適切に機能している現在の体制を維持するとともに、「常務会」における協議や報告に基づく現状認識が理事会における意思決定を円滑にする役割を担っていることを重視し、高等教育機関を取り巻く状況の変化に迅速に対応するために、理事会と「常務会」の連携を更に強化し、機能的に意思決定を行うことが可能な体制を引き続き整備していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

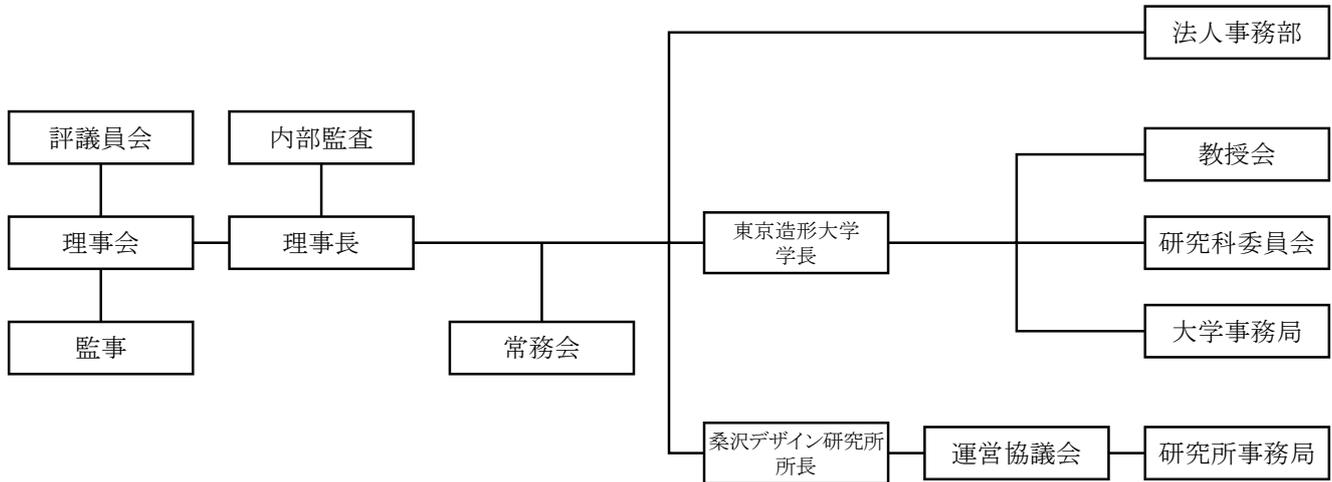
(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学を設置している学校法人桑沢学園における管理運営組織の体制は、図 5-3-1 のとおりである。

図 5-3-1 学校法人桑沢学園の管理運営組織図

令和2(2020)年5月1日現在



本学園では、理事会における意思決定を円滑にする役割を担う機関として「常務会」を置いており、管理部門と教学部門が連携して学園の重要事項について検討・協議するとともに、情報の共有を図っている【資料 5-3-1～2】。また、理事会及び「常務会」での議案及び決定事項は、教授会において、その都度学長から報告されている【資料 5-3-3】。また、平成 28(2016)年度から内部監査担当を設置し、平成 29(2017)年度からは理事長直轄としてガバナンス機能の一層の充実を図っている。

上記の他、東京造形大学と専門学校桑沢デザイン研究所との連携に関する組織として、法人事務部長、大学事務局長及び研究所事務局長による事務局長連絡会を必要に応じて開催しており、設置校間の連携と円滑な管理運営に努めている【資料 5-3-4】。

本法人は、今日の芸術分野の多様化と社会の転換期に適応し、本法人と各設置校の意思疎通と連携を円滑に推進するため、平成 27(2015)年度に、本法人の安定的かつ永続的な経営・運営を行う指針として「中期ビジョン 2020」を策定した【資料 5-3-5】。翌、平成 28(2016)年度には、「中期ビジョン 2020」の具体的な実行計画として「中期実行計画 2020」をとりまとめ、本法人と本学の取組むべき課題を共有している【資料 5-3-6】。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人では「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 5 条（役員の定数）に則り、2 人の監事を置いている。監事の選任については「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 7 条（監事の選任）において「この法人の理事、職員（学長、所長、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任する。選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。」と定

めており、「学校法人桑沢学園 寄附行為」第10条（監事の職務）に基づき、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況を監査する機関として職務にあっている

【資料5-3-7】。理事長は、予算編成時及び決算時に、監事に対して経営状況、財務状態について説明し、必要に応じて報告を行っている。監事は平常業務の監査については監査報告書を作成し、改善点の指摘等を行うとともに、評議員会及び理事会に出席し、理事の業務執行の状況並びに本学及び本法人全体の財務状態等を把握している【資料5-3-8】。

「学校法人桑沢学園 寄附行為」第16条（評議員会）に則り、評議員会を置き、5月と3月に定例的に開催するほか、必要に応じて理事長が招集し開催することとしている。令和元(2019)年度は年5回開催し、評議員の出席状況は平均88.8%である【資料5-3-9】。評議員の選任については「学校法人桑沢学園 寄附行為」第20条（評議員の選任）に定めており、選任方法と定員及び現員については、表5-3-1のとおりである。

表5-3-1 評議員の選任方法、定員及び現員

令和2(2020)年5月1日現在

	人数	選任方法	人数及び任期	現員
評議員	20人以上 30人以内	第1号 学校法人桑沢学園理事長	1人	1人
		第2号 東京造形大学学長	1人	1人
		第3号 専門学校桑沢デザイン研究所所長	1人	1人
		第4号 法人の職員でその中から互選された者	8人以上10人以内 (任期3年)	8人
		第5号 法人の設置する学校を卒業した年齢25歳以上の者でその中から互選された者	2人以上4人以内 (任期3年)	2人
		第6号 評議員から選任された理事以外の理事	1人以上3人以内 (任期3年)	2人
		第7号 法人の設立又は運営に関して功労のある者及び学校の教育事業に寄与し得る学識経験者	6人以上10人以内 (任期3年)	10人

第4号評議員は、「学校法人桑沢学園 評議員選挙規程」に基づき、本法人が設置する本学及び専門学校桑沢デザイン研究所の全専任教職員の選挙により各校ごとに選出される【資料5-3-10】。また、相互チェックによるガバナンスの機能を保つため「学校法人桑沢学園 寄附行為」第6条（理事の選任）第1項第4号に基づき、全評議員による選挙によって第4号理事（2人から4人）が選出される【資料5-3-11】。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

本法人は、私立学校法、私立学校振興助成法等の法令に基づき、理事会、監事、評議員会を設置し、ガバナンスのための体制を整えている。理事会、監事、評議員会に加えて、内部監査の体制を有効に機能させることで、管理部門と教学部門間のコミュニケーションを更に円滑化するとともに、より統制のとれたガバナンス体制の構築を図っていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人及び本学の財務運営は、常務会において実施する予算会議にて、「中期実行計画2020」に基づく事業計画及び予算編成の基本方針を盛り込んだ予算を策定することで、適切な財務運営を確立している。また、財務分析の実施を通して財務面の課題を共有することで、改善に努めている。財務の健全性を維持するためにも、資産運用にあたっては「学校法人桑沢学園 資産運用に関する取扱規程」に則り、リスク管理についても十分注意している。資産運用収入の一部は、「学校法人桑沢学園 奨学資金規程」により奨学資金として、また「学校法人桑沢学園 学事振興資金規程」により学事振興の事業として、それぞれ活用支弁している【資料 5-4-1～3】。

本学の将来における教育研究施設等に必要な資金は、第 2 号基本金として計画的に組み入れている。また、減価償却引当資産、退職給与引当資産等を計画的に組み入れ、本法人の財務基盤を継続的に維持できるよう努めている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人の主要な事業活動収入は、学生生徒等納付金、国又は地方公共団体他の補助金及び寄付金により構成されている。令和元(2019)年度の学生生徒等納付金収入は、事業活動収入の 88.2%を占めている。補助金収入は、私立大学等経常費補助金が主であり、事業活動収入の 2.4%である。また、基本金組入率は 16.9%である。経常収入に対する人件費比率は、平成 29(2017)年度は 47.8%、平成 30(2018)年度は 49.1%、令和元(2019)年度は 47.5%と推移しており、日本私立学校振興・共済事業団の平成 30(2018)年度の全国大学平均値(64.4%)と比較しても十分適正である。経常収入に対する教育研究経費の比率は 35.8%であり、事業活動収入を考慮した場合の人件費支出、教育研究経費支出及び管理経費支出については収支のバランスを確保している【資料 5-4-4】。

外部資金獲得に向けて、寄付金収入については、理事長による御礼訪問やクレジット決済の導入を実行することで、さらなる強化を図っている。また、受託研究に関しては「東京造形大学 受託研究規程」に則り、学術交流課を中心として受入れ体制を整備し、外部資金導入に結びつけるよう努めている【資料 5-4-5】。

平成 29(2017)年度より、「ZOKEI 古本募金」を運用している。学生や教職員、卒業生等から不要となった本を回収し、その買い取り金額を、家計が急変した学生の支援として活用している。「ZOKEI 古本募金」は、大学ウェブサイトや学内掲示等により周知を図っている【資料 5-4-6～7】。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

本法人は、常に財務の健全性を念頭に置いて運営を行っているが、高等教育を取り巻く社会環境の変化を考慮すると、より一層の経営努力が必要であり、これまでの財務体質改善努力を更に推し進めることが極めて重要である。

財務基盤と収支に関する改善・向上については、収入において学生生徒等納付金収入が事業活動収入の大半を占めていることから、入学定員及び収容定員に沿った適切な学生数の維持・確保に努め、今後とも事業活動収入の安定を図っていく。本法人の健全な財務活動を永続的に維持するために、一般的な財務分析における指標もさることながら、独自の指標を確立し、中長期的な対策を講じていく。

同時に、事業活動支出の合理化に努め、教育研究活動の深化と活性化を図るための人材、教育設備、情報基盤整備に必要な資金を配分可能にするため、本学の財務規模や事業規模、更に私学を取り巻く環境の変化が加速していることを十分考慮しながら、財務運営の基本方針に基づく中長期の事業計画を継続的、計画的に実施し、より健全な財務基盤の確立に向けた取り組みを継続していく【資料 5-4-8～9】。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準に基づき「学校法人桑沢学園 経理規程」を定め、学校法人会計基準に準拠した経理システムを活用し適正に処理している。物品（物件）調達には、「東京造形大学 調達業務取扱細則」に基づき行われ、その管理は「学校法人桑沢学園 固定資産管理取扱細則」に従って適切に行っている。ある一定上の金額については、理事長へ適宜決裁を経て処理することとしている。これにより、会計処理の一部である調達及び物品管理業務は本学全体に周知され、円滑かつ適切に行われている【資料 5-5-1～3】。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校振興助成法に基づく会計監査人による監査は、年間 10 日～15 日程度の日数で実施されている。監査は現物実査、帳簿監査にはじまり、計算書類の全てについて行われる。会計監査人は、会計年度中に理事長と本法人の経営状況、財務状態について意見交換を行っている。また、監事に対しては事務局が予算編成時及び決算時に経営状況、財務状態について適宜報告を行っている。また、監事は理事会及び評議員会に出席し、本学及び本法人全体の財務状態を把握している【資料 5-5-4～6】。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計に関する改善・向上については、引き続き学校法人会計基準に基づき、「学校法人桑沢学園 予算規程」「学校法人桑沢学園 経理規程」に則り、適正な会計処理を実施していく。会計監査の体制については、会計士監査及び監事監査による会計監査と、内部監査による監査機能を有効に連動させ、引き続き厳正な会計監査を実施していく。

【基準5の自己評価】

本法人は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する関係法令を遵守し、「学校法人桑沢学園 寄附行為」をはじめとする諸規程を制定し、規律を保持し、誠実な管理・運営に努めている。また、社会に対する説明責任を負う公的な機関として、環境保全、人権、安全への配慮、危機管理に関する規程等を整備し、快適で健全な学修環境の構築に努めるとともに、関係法令に則り教育研究情報、財務情報を適切に公表している。

「学校法人桑沢学園 寄附行為」に基づき、最高意思決定機関として理事会を設置し、評議員会、監事についても私立学校法を遵守して設置しており、使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定のための体制及び相互チェックによるガバナンスの体制を整備している。また、「常務会」において、管理部門と教学部門の定期的なコミュニケーションを通じて情報の共有を図り、常務に関する迅速な対応と理事会による意思決定の円滑化を図っている。

財務及び会計においては、基本金組入計画及び資産運用・蓄積計画を策定するとともに、学生生徒等納付金以外の収入を確保することで、本学園の安定的な財務基盤を確立している。また、会計については、学校法人会計基準に従い適切に行っていくことで透明性の高い経営を実施している。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、教育・研究水準の維持向上を通じて本学の目的と社会的使命を達成するために、平成 5(1993)年に「大学点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価活動を開始した。その後、平成 9(1997)年に「東京造形大学 自己点検・評価委員会規程」を制定し、第 1 条（目的）においてその目的を「東京造形大学学則第 2 条及び東京造形大学大学院学則第 2 条の規定に基づき、教育・研究水準の維持・向上を図り、もって、その目的及び社会的使命を達成するための自己点検・評価に関して必要な事項を定めるものとする。」と定め、本学の使命・目的に即した組織的な自己点検・評価を行っている【資料 6-1-1】。

平成 18(2006)年には、「東京造形大学 学則」第 2 条の 2（教育内容等の改善のための組織的な研修等）及び「東京造形大学大学院 学則」第 3 条（教育内容等の改善のための組織的な研修等）において規定している教育内容等の改善のための組織的な研修等を推進するための組織として「FD 委員会」を設置し、教育の質の向上に取り組んでいる。

令和元(2019)年には、本学の管理・運営に関する学長からの諮問事項について協議を行う会議体「運営協議会」を設置している。「運営協議会」は、学長、副学長、学部長、研究科長、学部共通科目会議委員長、デザイン専門会議委員長、美術専門会議委員長、事務局長を構成員とし、学部・研究科における教育運営の状況把握、自己点検・評価や FD 活動の結果に基づく大学が取り組むべき課題を共有し、関係機関への改善・向上方策の提言を行うことにより、教育運営組織や各種委員会及び事務組織との協働による教育研究活動をはじめとする諸活動の質的向上を促進することを役割としている。

なお、平成 28(2016)年度には、内部監査担当を設置し、学園の業務遂行が法令及び学園の諸規程を遵守し、適正かつ効率的、効果的に行われているか等について監査を実施している。また、令和 2(2020)年度には、学園全体のコンプライアンスを推進するための組織としてコンプライアンス室を設置している。

本学ではこれらの体制を整備し、内部質保証の方針のもと、建学の精神に基づいた使命の実現に向けた恒常的な点検・整備を実施している【資料 6-1-2～3】。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の推進にあたっては、「運営協議会」が中心となり、学内各組織との連携を図ることにより質の維持・向上を図る体制としているが、組織あるいは個人の取組みが中期実行計画を起点とした全学的な取組みとなるよう連動性をより意識していく必要がある

【資料 6-1-4】。更に、効率的かつ効果的なものとなるよう組織体制の有効性の検証を定期的実施し、質保証の活動が継続的で実効性のあるものとなるよう取り組んでいく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自立的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、平成 9(1997)年に「東京造形大学 自己点検・評価委員会規程」を制定して以降、平成 11(1999)年度から周期的に、全学的な取り組みとしての自己点検・評価を実施している。自己点検・評価における初期段階における取り組みでは、そのつど特定のテーマに基づく自己点検・評価を行い、その結果を報告書として取りまとめ刊行していたが、近年は、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価基準及び基準項目における自己点検・評価を行い、その結果を報告書として取りまとめ刊行している【資料 6-2-1】。

これまでに行った取り組みの内容については、以下のとおりである。

- ・平成 12(2000)年度、教育研究活動についての点検を行い、「東京造形大学 自己点検報告書 1999〔教育研究活動等〕の現状と問題点（課題）」を編纂、刊行した。
- ・平成 17(2005)年度、事務組織についての点検を行い、「東京造形大学 自己点検報告書 2003－組織運営の現状と課題－」を編纂、刊行した。
- ・平成 19(2007)年度、大学機関別認証評価を受審し、「東京造形大学 自己評価報告書」を編纂、刊行した。
- ・平成 22(2010)年度、大学機関別認証評価受審時に刊行した「東京造形大学 自己評価報告書」における評価項目ごとの「将来計画」の実施状況を確認するとともに、教育研究活動の改善へ向けた方策の自己検証を行い、その結果を「東京造形大学 自己点検・評価報告書 2010」として編纂、刊行した。
- ・平成 24(2012)年度、本学独自の評価基準を設定し、その基準に基づく自己点検・評価を行い、「東京造形大学 自己点検・評価報告書 2012」を編纂、刊行した。
- ・平成 25(2013)年度、大学機関別認証評価を受審し、「東京造形大学 自己評価報告書」を編纂、刊行した。
- ・平成 29(2017)年度、本学独自の評価基準を設定し、その基準に基づく自己点検・評価を行い、「東京造形大学 自己点検・評価報告書 2017」を編纂、刊行した。
- ・令和元(2019)年度、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める基準及び本学独自の基準に基づく自己点検・評価を行い、「東京造形大学 自己点検・評価報告書 2019」を編纂、刊行した。

これらの報告書を刊行次第教員及び事務局各部署へ配付することで、自己点検・評価結果の学内共有を図っている。「東京造形大学 自己点検・評価報告書 2019」を発行した際には、更なる改善を目的として、期間を設けて全教職員を対象とした意見募集（「学内パブリックコメント」）を行い、寄せられた意見を「自己点検・評価委員会」で取りまとめうえで、教職員の情報共有のための学内グループウェアにて公表している【資料 6-2-2】。

自己点検・評価結果の学外への情報発信については、大学ウェブサイトにより公表している。また、自己点検・評価結果とあわせて、外部機関による認証評価等の結果についても以下のとおり大学ウェブサイト及び関係機関ウェブサイト上で学外に公表している。

- ・平成 20(2008)年度に財団法人大学基準協会の正会員資格判定を受審し、「協会の大学基準に適合している」と判定され、正会員の資格を付与された。平成 27(2015)年からは、公益財団法人大学基準協会正会員及び賛助会員に関する規程改定により、永続的に正規会員資格が認定されている。
- ・平成25(2013)年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、同機構から「機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定された。その際に刊行した「東京造形大学 自己点検評価書」及び同機構による評価結果について、本学及び日本高等教育評価機構のウェブサイト上で公表している【資料6-2-3】。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、日本高等教育評価機構が作成しているエビデンス集（データ編）を基に、事務局各部署が個別に管理するデータを取りまとめた「東京造形大学 自己点検・評価報告書（データ編）」の発行により、現状把握のための調査・データの収集を行っている【資料 6-2-4】。また、毎年実施している「在学生アンケート」により、在学生の学生生活全般における満足度や要望等の情報収集を行い、「自己点検・評価委員会」において集計結果の分析及び審議・検討を行っている【資料 6-2-5】。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

全学的な取り組みとしての自己点検・評価については、これまでの活動を継続しつつ、実施状況の学内における共有と学外に向けた公表を積極的に行っていく。

学内情報の収集と検証については、収集した情報の検証と検証結果を踏まえた改善施策の立案、そして施策の実行と実行後の検証までの一連の取り組みの円滑な実施を図っていくために、専門委員会の設置など IR を推進するための環境整備を進めていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

「中期実行計画2020」の柱の1つである「教育改革」において、本学の中長期計画として31項目を掲げており、単年度ごとに段階的な目標設定をすることでその達成を推進している【資料 6-3-1】。単年度の事業について、事業計画及び事業報告を毎年作成のうえ理事

会及び評議員会において報告を行っており、教育運営に関わる委員会組織と事務局との協働により、事業計画に基づく諸活動を適切に実行し、教育の質の改善・向上に努めている【資料 6-3-2】。当該報告書については、学園ウェブサイトで公開している【資料 6-3-3】。

本学では、平成 29(2017)年 4 月の学校教育法施行規則の改正施行に合わせて、三つのポリシーの見直しを行い、改定した三つのポリシーに使命・目的及び教育目的を反映している。平成 18(2006)年度から毎年実施している「学生による授業評価アンケート」では、教員による授業の進め方や、シラバスに記載してある「授業の目的」「到達目標」と授業との関係についての問いを設け、教育目的の達成状況について点検・評価を行い、評価結果を各科目担当者及び授業科目を所管する部会へフィードバックし、授業改善の資料とすることを求めている【資料 6-3-4】。アンケートの集計結果については、大学ウェブサイトで公開している【資料 6-3-5】。学部における教育運営を統括する「教育運営会議」では、年度末に毎年の科目毎の単位修得率や評価のグレード分布などを確認し、問題の可能性が認められた場合は、議長である学部長から科目担当教員へ改善を促している【資料 6-3-6】。

平成 21(2009)年度から実施している「在学生アンケート」では、カリキュラムに関する問いを設けており、学生からの意見や要望については、教授会や「教育運営会議」及び事務局の関係部署へ情報を共有し、改善につなげている【資料 6-3-7～8】。各委員会及び関係部署からの回答については「自己点検・評価委員会」で内容を確認した上で、学内ポータルシステムを通じて対応や改善方策を学生に伝えている【資料 6-3-9】。

平成 18(2006)年度以降毎年刊行している「東京造形大学 自己点検・評価報告書（データ編）」では、学部及び研究科における就職状況の調査結果を掲載している。当該報告書については、大学ウェブサイトで公開している【資料 6-3-5】。また、就職課では、毎年 10 月から翌年の 4 月にかけて学生ポータルシステムでの進路登録による卒業・修了学生の進路状況の把握に努めるとともに、教務課では、教職課程、学芸員課程履修者の資格取得状況を確認しており、学生の修学状況の把握と教育目的の達成状況に関する点検・評価のための指標として活用している【資料 6-3-10～11】。

本学は、文部科学省や認証評価機関からの指摘事項に対し、真摯に対応している。平成 25(2013)年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し際には、同機構より「改善を要する点」として指摘された項目について、改善に取り組んだ結果を「改善報告書」として同機構に提出し、「改善が認められた」との審査結果を受理している。また、文部科学省からの指摘事項への対応については、平成 28(2016)年の大学院博士後期課程設置に伴う、設置計画履行状況等調査における「留意事項」に対して適切に対応している。これらの報告書や審査結果については、大学ウェブサイトで公開している【資料 6-3-5】 【資料 6-3-12】。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

中期実行計画における単年度の事業計画を着実に実行し、次期ビジョンとしての「学校法人桑沢学園中期ビジョン 2025」における取り組みを継続していく。

また、内部質保証のための PDCA サイクルの機能性については、現状のシステムの有効性や効率性の確認を行いつつ、方針の見直しや組織体制の整備を適宜行い、各委員会組織及び事務局組織の情報の共有と緊密な連携による質保証の体制の維持を図っていく。

また、教育の質保証の取り組みとして、教育目的の達成状況に関する評価の指標を更に明確化するためのアセスメント・ポリシーの策定や、学修成果を可視化するためのディプロマ・サブリメントの導入など、適切な方策を講ずることを検討し、教育内容・方法及び学修指導等の改善を図っていく。

【基準 6 の自己評価】

本学では、「自己点検・評価委員会」を設置し、本学の使命・目的に即した組織的な自己点検・評価を実施し、その結果を報告書としてとりまとめ大学ウェブサイトにより公開している。また、本学における教育内容等の改善のための組織的な研修等を推進するための組織として「FD 委員会」を設置し、教育の質の向上に取り組んでいる。令和元(2019)年には、「運営協議会」を設置し、学長をはじめとする各委員会、事務局組織の長が学部・研究科における教育運営の状況や自己点検・評価、FD 活動の結果に基づく大学が取り組むべき課題を共有し、関係機関への改善・向上方策の提言を行うことにより、各組織や教職員個人による教育研究活動をはじめとする諸活動の質的向上に向けた取り組みにつなげる体制を整えている。

また、「中期実行計画2020」を基本とした各年度の事業を適切に実行し、教育の質の改善・向上に努めている。

本学では、教育研究の特性を踏まえて三つのポリシーを一貫性のあるものとして策定している。学修成果の点検・評価による継続的な検証を実施し、本学の使命・目的及び教育目的と三つのポリシーとの整合性を図りつつ、教育の質の維持・向上に取り組んでいる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携と社会発信

A-1. 教育課程の整備

A-1-① 建学の精神、使命・目的に基づいた「社会性」を重視した教育課程の編成

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 建学の精神、使命・目的に基づいた「社会性」を重視した教育課程の編成

東京造形大学（以下、「本学」という。）は、基準 1 で述べたとおり「社会をつくり出す創造的な造形活動の探究と実践」を建学の精神としており、デザインや美術の創作活動をその時代の精神や社会の創造と結びつけたものとしてとらえている。また、社会全体を広くとらえる総合的な視点を持つ人材の育成を使命・目的に掲げており、「専門性」「総合性」「社会性」の 3 つの視点を重視した教育研究を本学の個性・特色としている【資料 A-1-1】。

造形学部（以下、「学部」という。）の教育課程においては、全専攻領域の学生が各自の興味と関心で広く学ぶことを可能とする科目を設け、本学の特色である「総合性」「社会性」に関する教育研究を行っている。中でも「ハイブリッド科目」では、学生が専門性についての認識を広げ、社会や時代の動向に対する関心を高め、主体的に課題をみつけ出して解決に取り組む態度と技能を培うために、本学独自の視点からの「社会性」に関する教育研究を行っている。

「ハイブリッド科目」は、平成 23(2011)年度に行った教育課程改編において、本学がかねてより重視してきた、専門を横断して学ぶことや専門を融合して学ぶことに関する科目群を整理、統合し、設置した科目区分であり、平成 30(2018)年度に行った教育課程改編においても、本学における教育課程における重要な要素として位置づけている。

「ハイブリッド科目」は、「ハイブリッド基礎科目」、「サステナブル科目」、「プロジェクト科目」、「ゼミナール」の 4 つの科目群によって構成され、学部の全学生に対して開講し、合わせて 12 単位以上を修得することを卒業要件としている【資料 A-1-2～3】。

- ・「ハイブリッド基礎科目」は、様々な造形領域に共通する基本要素や、各専門領域の基礎的な技能について学習し、造形的思考が持つ広がりについての認識を深めることを目的としている。
- ・「サステナブル科目」は、環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）と造形の関係について認識を深め、理論と実践を通して課題解決を追求することを目的としている。
- ・「プロジェクト科目」は、地域・企業・自治体など社会の様々な領域で活動する人たちとの協働を通して、実社会における課題に対して造形領域の実践的な取り組みから解決を図ることを目的としている。令和 2(2020)年度に開講している「プロジェクト科目」のうち、「社会性」を重視した授業科目名とテーマは、表 A-1-1 のとおりである【資料 A-1-4】。プロジェクト BII-14「知の漂流教室」では、学生が策定した授業内容

及び授業計画を授業科目として認定し単位を与えており、学生の大学教育への積極的な参加を促す、SCL(Student Centered Learning)の試みとして、大学で学ぶことに対する意識の向上を目指している【資料 A-1-5】。

- ・「ゼミナール」は、個々の教員が専門とする教育活動や制作活動の実際に身近に接しながら、高度な専門的志向と技術を学ぶことを目的としている。

表 A-1-1 「プロジェクト科目」(社会性に関わるテーマのみ掲載) (令和 2(2020)年度)

授業科目名：テーマ	
プロジェクト B I-4,B II-4	: 地域プロモーション動画制作
プロジェクト B I-19,B II-19	: 八王子リビングマッププロジェクト
プロジェクト B II-3	: 物語を映像で伝える
プロジェクト B II-6	: スペダギ・バンブーバイク
プロジェクト B II-14	: 知の漂流教室
プロジェクト C I-3	: 人工知能と創造性
特別プロジェクト A I-1,A II-1	: ID-PBL
特別プロジェクト A I-4,A II-4	: 映画祭プロジェクト

学部教育課程における、「社会性」を重視した教育研究に関するその他の取り組みとしては、「人間形成科目」のキャリアデザイン科目群として開講している「ボランティア A,B」「インターンシップ A,B」「就職活動計画」「国内大学等単位互換」「海外留学等単位互換」がある【資料 A-1-6~7】。これらの科目の単位認定は、シラバスで明示した条件や成績評価基準に基づき行っている【資料 A-1-8】。また、「国内大学等単位互換」「海外留学等単位互換」では、国内外での学修に対して単位を与えており、学生の学外との積極的な交流を促している。

大学院造形研究科修士課程(以下、「研究科」という。)の教育課程は、「造形に関する理論科目」「造形プロジェクト科目」「領域専門科目」の3つの科目群で構成されている。中でも「造形プロジェクト科目」では、建学の精神、使命・目的に基づいた「総合性」「社会性」を重視した特徴的な教育研究を行っている【資料 A-1-9~10】。

「造形プロジェクト科目」は、今日の造形の領域における諸動向と課題について、実践的な経験を通して把握・検証することを目的としている。「都市と環境：A」「産業と開発：B」「人間と造形：C」の3つの基本テーマに基づき、年度ごとにテーマを特定した科目を研究科の全学生に対して開講し、4単位以上を修得することを修了要件としている【資料 A-1-11】。「造形プロジェクト科目」では、教授方法としての Project Based Learning (実践型学習) や、産業界や地域社会との協同など学外との連携を積極的に取り入れながら、今日的課題の把握と検証、実践的な知見と技術の習得に取り組み、融合的かつ総合的視点に立った課題探求能力の育成を図っている。年度当初には、開講科目の担当教員による科目内容に関するガイダンスを開催し、所属する「研究領域」を越えた学生と教員がテーマを共有して協働する授業を行っている【資料 A-1-12】。

令和 2(2020)年度に開講している「造形プロジェクト科目」のうち、「社会性」を重視した授業科目とその連携先は、表 A-1-2 のとおりである【資料 A-1-13】。

表A-1-2 「造形プロジェクト科目」(社会性に関わるテーマのみ掲載)(令和2(2020)年度)

授業科目名：テーマ	連携先
造形プロジェクトAⅠ・Ⅱ-53：会津若松プロジェクト	地域(会津若松市)の地場産業
造形プロジェクトAⅠ・Ⅱ-54：Hachioji 影絵プロジェクト	地域(八王子市)
造形プロジェクトBⅠ・Ⅱ-50：産学連携デザインイノベーション事業	企業(不特定)
造形プロジェクトBⅠ・Ⅱ-51：日本の繊維産業の現状と課題	地域(不特定)
造形プロジェクトBⅠ・Ⅱ-48：ネクスト・ワークプレイスの研究	企業(オフィス家具メーカー)

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

平成30(2018)年度に導入した学部の教育課程では、従来の「ハイブリッド科目」の科目群「ハイブリッドB：交流と複合」での教育実績を「プロジェクト科目」として発展的に再編し、実社会の課題解決に取り組む授業の充実を図っており、引き続き、社会情勢や時代の変化、大学に対する社会からの要請等を踏まえつつ、建学の精神、使命・目的に基づく「社会性」を重視した教育課程の編成に取り組んでいく。

A-2. 社会連携の取り組み

A-2-① 社会連携のための支援体制の整備

A-2-② 社会連携の取り組み

(1) A-2の自己判定

基準項目A-2を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-2-① 社会連携のための支援体制の整備

本学では、学外との連携による教育研究について、委託を受けて研究を実施する受託研究を含めて、「社会連携事業」と呼んでいる。

社会連携事業における連携先は、民間企業や地方公共団体、他大学など様々である。また、事業の内容によって実施形態も、授業科目の中で実施する場合、任意参加の学生が教員と協働して授業外で実施する場合、教員が研究活動として単独で実施する場合などがある。これらの社会連携事業については、学術交流課の社会連携担当が学外からの要請や連携に関する対応窓口となり、情報の一元管理を図るとともに一括して予算管理などの事務処理を行うことで事業実施を支援し、事業運営の効率化を図る体制を整えている【資料A-2-1~2】。なお、受託研究に関しては、平成17(2005)年に「東京造形大学 受託研究規程」を制定し、受入れ条件や実施方法を定め、円滑な実施のための制度を整備している【資料A-2-3】。

デザインや美術の領域における社会連携事業では、教員や学生の創作物が商品化されるなど、特許権や意匠権など知的財産に関わる場合があり、これらに対する取り決めが重要

となる。本学では平成 25(2013)年度に「東京造形大学 知的財産取扱いポリシー」の制定以降、「東京造形大学 知的財産取扱い規程」「東京造形大学 知的財産取扱いに関する細則」を定め、適切に運用している【資料 A-2-4~6】。

- ・平成 23(2011)年度に、本学、女子美術大学、長岡造形大学の 3 大学による知的財産に関する連携組織「美術・デザイン系大学ネットワーク」を構築し、独立行政法人工業所有権情報・研修館による「平成 24 年度 広域大学知的財産アドバイザー派遣事業」に応募し、「広域大学知的財産アドバイザー」派遣先に選定された【資料 A-2-7~8】。
- ・平成 24(2012)年度から、本学は「広域大学知的財産アドバイザー」の助言を得ながら、事務局「研究支援セクション（現、事務局「学術交流課）」を中心に、知的財産の管理、活用に関する検討及び体制の整備を進め、平成 25(2013)年 2 月に「東京造形大学 知的財産管理・活用検討委員会規程」を制定し、知的財産の管理、活用を検討するための組織として「知的財産管理・活用検討委員会（当時）」を設置した。委員会では、本学の知的財産管理の現状についての検証及び今後の検討課題の整理を行い、関係規程の制定を行った【資料 A-2-9】。
- ・平成 25(2013)年に「知的財産管理・活用検討委員会（当時）」での検討、教授会における審議を経て、知的財産管理に関する 3 つのポリシー「知的財産取扱いポリシー」「社会連携活動ポリシー」「利益相反マネジメントポリシー」を策定した【資料 A-2-4】【資料 A-2-10~11】。
- ・「知的財産取扱いポリシー」では、知的財産及び知的財産権を取り扱う際の基本方針、教職員による職務発明の取扱い、社会連携活動から生じる知的財産及び知的財産権の取扱い、知的財産及び知的財産権の有効活用による社会貢献と管理体制の整備などに関する本学の方針を明示している。
- ・「社会連携活動ポリシー」では、本学における「社会連携活動」の定義を「本学が社会の一員として地域や産業界、高等教育機関、研究機関、地方公共団体などと連携して行う地域連携活動や産学官連携活動等を含むすべての活動」として明示し、社会連携活動に取り組むための基本方針や社会連携活動に参加する学生の取扱いに関する方針を明示している。
- ・「利益相反マネジメントポリシー」は、その制定目的を表 A-2-1 のとおり定め、利益相反に関する基本方針及び利益相反マネジメントの基準を明示している。

表 A-2-1 利益相反マネジメントポリシー制定の目的

本ポリシーは、学校法人桑沢学園 東京造形大学（以下「学校法人桑沢学園」を「本法人」、「東京造形大学」を「本学」という。）の教職員等が企業等との社会連携活動（以下「社会連携活動」という。）を推進する場合、本学と企業等の立場の相違から、本学の教職員等として保持すべき責務及び利害と、企業等に対し負担する責務及び利害が相反する可能性があることから、利益相反をマネジメントする基本方針を定めることにより、利益相反による弊害の発生を抑制し、教職員等が安心して社会連携活動に取り組めるようにすることを目的とする。なお、本ポリシーにおける「教職員等」の定義については知的財産取扱いポリシーで定められた用語の定義に従う。

- ・平成 28(2016)年度から平成 29(2017)年度に、「広域大学知的財産アドバイザー派遣事業の後継事業である「産学連携知的財産アドバイザー派遣事業」に本学、女子美術大学、長岡造形大学の 3 大学ネットワーク（幹事校：長岡造形大学）が採択された。各大学で連携し、社会実装のための体制の整備を進めた。更に平成 30(2018)年度からは本学単独で同事業に申請し、採択された【資料 A-2-12】。
- ・令和元(2019)年に、上掲の事業により派遣されたアドバイザーの支援を受け、本学が登録した意匠権について学外の機関と実施許諾契約を締結し、本学における知的財産の社会実装の実践を行った【資料 A-2-13】。
- ・令和元(2019)年に「東京造形大学 社会連携委員会規程」を制定し、「知的財産管理・活用検討委員会」での検討事項に加え、地域社会や企業等との受託研究等社会連携の活動推進に関する事項や学生が自主的に活動する CS-Lab における事項を検討するための組織として、「社会連携委員会」を設置した【資料 A-2-9】【資料 A-2-14】。

本学の「社会連携事業」に対する姿勢については、大学ウェブサイトや「東京造形大学社会連携プロジェクト紹介冊子」により広く学外に公表し、社会連携事業の申込み方法、申込みから実施までの流れ、活動実績などを掲載して周知を図っており、円滑な社会連携事業実施に向けての情報提供体制を整えている【資料 A-2-1～2】。

A - 2 - ② 社会連携の取り組み

本学が行っている地域社会や自治体、企業等との連携事業は年々活性化しており、本学の近隣地域に限らず、全国の地域や自治体、企業等とともに事業に取り組んでいる。令和元(2019)年度に本学が行った社会連携事業は、受託研究事業が 11 件、その他の社会連携事業が 38 件である【資料 A-2-15】。

企業・官公庁等との連携

大学は社会における公的な機関として、その知的資源を社会に積極的に還元することが求められている。本学では、教育研究の社会還元、学生や教員といった人的資源の社会への提供を目的として、企業、官公庁等との協働による様々な取り組みを行っている。

事業内容は、商品やサービスの開発や提案に関するもの、ワークショップや体験プログラム、シンポジウムなどの企画・運営に関するもの、作品の提案や制作、出品に関するものが多い。デザインや美術による価値の創造が活動の中心となっている点に特徴があり、美術系大学である本学の知的資源が社会に還元されている。

地域社会との連携

本学は、社会連携の一環として、地域社会との協力関係及び信頼関係の構築を目的としてコンソーシアムなどの各種組織へ加盟し、これに基づく地域社会や自治体との連携事業を行っている。

本学が立地する東京都八王子市は、21の大学・短大・高等専門学校が所在する学園都市である。この特性を活かすために、八王子市と八王子地域の大学、短期大学、高等専門学校、企業及び市民が連携、協働し、平成21(2009)年に「大学コンソーシアム八王子」を設立した。本学も「大学コンソーシアム八王子」の加盟校として、高等教育の充実、地域社会の発展などを目的に、産学公による共同研究や生涯学習の推進などに取り組んでいる【資料 A-2-16】。「大学コンソーシアム八王子」では、市民が意欲をもって学ぶことのできる機会の場の提供を目的とした市民大学「八王子学園都市大学（いちょう塾）」を開設しており、本学もこれに参画し、科目を提供し聴講生の受入れを行っている。また、所定の手続きを通して科目等履修生として受け入れ、単位を認定することも可能としている【資料 A-2-17】。

このような環境のもと、本学と八王子市は地域との連携や協働を活性化させるため、平成28(2016)年に包括連携協定を締結した。本学教員の持つデザインやアートの力を地域のもつ多様な課題の解決に利活用することは、本学学生の教育に資すると考えられることから、これまで以上に結び付きを強化している【資料 A-2-18~19】。とりわけ、八王子市内にある高齢者福祉施設の取組みを市民に対して周知するPRビデオ作成プロジェクトは協定締結後、八王子市福祉部高齢者福祉課のニーズと本学のデザイン・美術教育のシーズにより可能となった連携事例の1つであるといえる【資料 A-2-20】。

平成22(2010)年から、本学は、東京都町田市と神奈川県相模原市にある大学、NPO、企業、行政等がそれぞれの特性を活かして協働し、魅力ある地域社会づくりを目的として実施している「さがまちコンソーシアム（相模原・町田大学地域コンソーシアム）」に加盟している【資料 A-2-21】。

同じく、相模原市との連携として、「教育学習事業」及び「地域発展事業」への貢献を目的に、人的資源の提供及び教育研究の還元のための活動として、平成24(2012)年度から令和元(2019)年度まで、相模原市と近隣3大学と基本協定を締結して「アートラボはしもと」の運営に参画し、展覧会やワークショップを企画・実施した【資料 A-2-22】。

本学では、教育研究の社会還元の一環として、本学の物的資源を社会へ提供する取り組みとして「東京造形大学 施設等貸出細則」を定め、教育研究活動に支障のない範囲で、講義教室や体育館等の施設を、地域住民をはじめとする一般市民に貸し出す制度を設けている【資料A-2-23】。

教育機関との連携

本学は、社会連携の一環として、他大学をはじめとする高等教育機関などと連携した活動についても積極的に取り組んでいる。

- ・本学、女子美術大学、長岡造形大学、武蔵野美術大学の4大学（+オブザーブ参加、日本大学芸術学部）が連携し、知的財産管理体制の構築とその運用を共通課題として検

討する大学間連携組織として平成 28(2016)年に「美術・デザイン系大学ネットワーク」を設置した【資料 A-2-24】。このネットワークでは、社会連携活動の適正な運用を通じて、社会から信頼を獲得し、連携活動の活性化を図ることを目的としており、全国の美術系大学のモデルとなることを目指して、知的財産管理のための規程の整備、知的財産の活用のための事例発掘や普及活動を行った。

- 本学は「全国芸術系大学コンソーシアム」に、平成 28(2016)年の設立時から加盟している。「全国芸術系大学コンソーシアム」は、国内の芸術系大学及び芸術系学部・研究科（58 大学）が連携・協力して、文化芸術に関わる教育及び研究の更なる充実を図るとともに、相互協力の下、行政や産業界と連携した文化プログラム等の展開を通し、我が国の文化芸術振興に寄与することを目的とし活動している【資料 A-2-25】。
- 平成 24(2012)年度から令和元(2019)年度まで活動した「アトラボはしもと」においては、本学、桜美林大学、女子美術大学、多摩美術大学及び相模原市が基本協定を締結し、アートによるまちづくりの推進を目的とした先進的で実験的な事業を実施した。各大学が展覧会、ワークショップなどを企画し、本学においても教員の指導の下、専攻領域を越えた学部学生及び研究科学生などが協働して企画、運営、作品展示に参加した。近年においては、卒業生など新進気鋭の作家を招聘し、地域の児童やその保護者を交えたワークショップを開催するなど、美術教育の普及に努めた【資料 A-2-22】。
- 令和元年度に第 43 回となった「東京五美術大学連合卒業・修了制作展」では、東京造形大学、日本大学芸術学部、武蔵野美術大学、多摩美術大学、女子美術大学の五大学が共同し、美術学科の卒業制作、修了制作作品をその教育成果を広く社会へ示す機会として、国立新美術館を会場として毎年行っている。
- 高等教育機関以外の教育機関との連携としては、「東京造形大学 接続教育プログラム」を実施し、小学校、中学校、高等学校等を対象に、本学の教員による出張授業を提供している。「東京造形大学 接続教育プログラム」は、本学の教育研究を社会へ還元するとともに、美術教育の必要性を社会へ啓蒙する活動としても重要であり、南関東地方を中心にいわゆる出前授業を実施している【資料 A-2-26】。
- 「東京造形大学 接続教育プログラム」以外にも、高等学校からの直接の要請や進学相談幹旋会社などを介しての依頼により、教員が高等学校へ赴き、模擬授業、ワークショップ等を行っている。また、中学校からの要望に応じて、学内に生徒を招き模擬授業を行い、生徒の美術系大学に対する理解の促進と学習意欲の向上に資する取組みを行っている。
- 令和 2(2020)年 2 月に、千葉県立松戸高校と教育交流に関する協定を締結している。学内見学会や出張授業、体験型ワークショップ等の高大連携活動を通じて、高校教育及び大学教育の活性化に努めることとしている。

本学は、社会連携の一環として、国際的な連携による活動についても積極的に取り組んでいる。

- 本学は表 A-2-2 のとおり、ヨーロッパを中心に 10 カ国 14 大学との間に国際交流協定を締結し、交換留学生の派遣と受入れや協働ワークショップなどを行っている。

表 A-2-2 国際交流協定校

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在

国名	学校名
イギリス	英国西地区大学
	サウサンプトン大学ウィンチェスター美術学校
オランダ	ロッテルダム芸術アカデミー
	ハーグ王立芸術アカデミー
スウェーデン	国立ストックホルム美術工芸デザイン大学
	国立イエテボリ大学
イタリア	国立カララ美術学院
オーストリア	ウィーン美術アカデミー
スイス	チューリッヒ芸術大学
ドイツ	シュヴェービッシュ・グミュント造形大学
フランス	エコール・ブール国立工芸学校
タイ	チェンマイ大学
中国	山東美術工芸学院
	瀋陽工業大学

- ・平成 28(2016)年度には、本学学生とフランスのエコール・ブール国立工芸学校の学生が、異文化の理解と、文化の違う者同士が協働することで生まれるデザインの可能性を探ることを目的に、陶芸という視点からアイデアやデザインを展開し、笠間陶芸大学校において陶器の実作を行った。これは地域資源として魅力のある笠間焼をワークショップの対象とすることにより、国際的な連携による地域活性化事業を行い、国際的な文化交流及び教育交流と地域社会との連携という複合的な社会連携の取組みを狙ったものである【資料 A-2-27】。
- ・平成 28(2016)年 9 月にチェンマイ大学との学術交流協定を締結し、同年 9 月から 10 月にかけて両校の教員による展覧会「東京造形大学・チェンマイ大学交流展」を本学附属美術館で開催した。また、平成 30(2018)年 8 月にはチェンマイ大学で本学との交流展覧会が開催され、本学の教員 5 名がチェンマイ大学を訪問、交流を行っている。
- ・本学は平成 19(2007)年から、世界最大規模の美術、デザイン系大学の連合組織 Cumulus (The International Association of Universities and Colleges of Art, Design and Media) に加盟している。Cumulus は、加盟校ネットワークを活かした共同研究や産学連携を目的に、ヨーロッパの美術、デザイン系大学を中心とした国際的な組織であり、令和元(2019)年現在の加盟校は世界 56 の国と地域の 299 校である。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生の教育と地域貢献に資する取り組みを中心とした社会連携のための支援体制の整備を行うとともに、今後はこれらを基盤に本学が所有する知的財産を活用した「事業化」について検討を進めていく。

国際的な連携に関しては、現在交換留学生の派遣と受入れが主軸となっている国際交流協

定校との交流について、「国際交流委員会」が中心となり、連携ワークショップや大学間連携プロジェクトの実現に向けた検討を進めていく。

A-3 社会発信の取り組み

A-3-① 教育理念に基づく教育研究成果の発信

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 教育理念に基づく教育研究成果の発信

本学では、建学の精神をはじめとする本学の教育理念に基づく教育研究成果を積極的に社会へ発信している。

本学では、これまでに周年記念事業として、以下に示す出版物の刊行や展覧会の開催などを実施しており、継続的に建学の精神とそれに基づく教育成果や本学の個性・特色について、広く社会に発信している【資料 A-3-1～6】。

- ・昭和 51(1976)年度、創立 10 周年にあたり「東京造形大学の 10 年」を刊行。
- ・平成 8(1996)年度、創立 30 周年記念事業として、社会で活躍する卒業生の作品集「ZOKEI」を刊行。
- ・平成 18(2006)年度、創立 40 周年にあたり、創立者桑澤洋子の思想及び活動の軌跡を辿る「桑沢洋子 ふだん着のデザイナー展」を「東京造形大学附属美術館」にて開催。
- ・平成 22(2010)年度、創立者である桑澤洋子の生誕 100 年を契機として、本学及び専門学校桑沢デザイン研究所の両機関を運営する学校法人桑沢学園は、「SO+ZO MOVEMENT」と称する運動を展開した。この運動では、桑澤洋子を中心とする先人によって開設された両教育機関の革新的なデザイン教育や造形教育の成果を様々な角度から検証し、今後進むべき方向性を確認するとともに、両教育機関が単なる姉妹校に止まらず、教育・研究上の相乗効果を創出するための協働関係を構築することを目指した。この運動の名称は、桑沢デザイン研究所の「桑(SO)」と東京造形大学の「造(ZO)」の総和を意味する。
- ・平成 28(2016)年度、創立 50 周年記念事業として、本学が実践する教育の成果を表 A-3-1 のとおり実施し、美術・デザインが持つ創造性や表現力の重要性を広く社会に発信した。
- ・平成 29(2017)年度、学校法人桑沢学園創立 60 周年 桑澤洋子没後 40 年記念展「「ふつう」をつくったデザイナー桑澤洋子の活動と教育の軌跡」を開催。
- ・平成 30(2018)年度、「東京造形大学 50 年史 1966-2016」を刊行。

表 A-3-1 創立 50 周年記念事業の実施内容

実施期間	実施内容
2015 年 6 月	展覧会「グラス・リフレクションーモノの所在・場の所在ー」
2015 年 6 月	シンポジウム「現代写真の多元性、これからの写真」
2015 年 9 月	国際造形教育シンポジウム「Design Research for Integrating Meaningful Systemsーユーザーフレンドリーなインタラクションデザインとはー」
2015 年 9 月	展示会・ワークショップ・トークセッション「ZOKEI 教育展「和紙のはたらきかけ」
2015 年 12 月	学内講演「ロードアイランド造形大学、授業作品から見る造形教育の核心」
2015 年 12 月	展示会「リトルプレス 地域デザインの創造」
2015 年 12 月	展示・ワークショップ・シンポジウム・インスタレーション「フィールドワークから考える 写真と映像を通じた社会連携、地域社会の記憶化」
2016 年 5 月～11 月	在学生コンペティション、作品展示「社会を創るアートとデザインの力」
2016 年 7 月	50 周年史（リーフレット）発行
2016 年 8 月	ワークショップ「球体キャンバードローイング」
2016 年 10 月	コラボレーションイベント「東京造形大学×亀田の柿の種 50」
2016 年 10 月～11 月	コラボレーションイベント「東京造形大学×ウルトラマン 50」
2016 年 10 月～11 月	展覧会「勝見勝 桑澤洋子 佐藤忠良-東京造形大学 教育の源流」
2016 年 10 月～11 月	展覧会「ZOKEI NEXT 50」東京造形大学の教育成果展」
2016 年 10 月～11 月	展覧会「東京造形大学ドキュメント 1966-2016」
2016 年 11 月	シンポジウム「美術/芸術/アートの形成-美術大学の役割」
2016 年 11 月	シンポジウム「教育がつなぐー社会、創造、造形。ー」

美術系大学では、教育研究成果を社会へ公表する方法として、展覧会という形式をとることが多い。本学でも、学内にある「東京造形大学附属美術館」「ZOKEI ギャラリー」「CS ギャラリー」で様々な展覧会を開催している。また学外においても、様々な展覧会を開催し、本学の教育研究成果の発信に努めている。

- ・学部の卒業研究・卒業制作及び研究科の修士論文・修士制作を広く公開する場として、本学を会場とした「ZOKEI 展」を開催している。「ZOKEI 展」は教職員を構成員とする ZOKEI 展実行本部が運営を担当し実施している。優秀な成果に対しては「ZOKEI 賞」を授与している。また、研究科の論文・制作を収録した「大学院論文・制作作品集」を刊行し、本学の教育研究成果を社会に公表している【資料 A-3-7～8】。
- ・本学、女子美術大学、多摩美術大学、日本大学芸術学部、武蔵野美術大学が連携し、美術大学における教育成果の社会発信を目的に、「東京五美術大学連合卒業・修了制作展」を国立新美術館において毎年開催している。本学からは造形学部美術学科の絵画専攻領域と彫刻専攻領域及び研究科造形専攻の美術研究領域の卒業・修了制作作品を展示し、本学における教育研究成果を広く社会に示す機会としている【資料 A-3-9】。
- ・本学学生は、専攻領域ごとに教員の指導の下、学内外での作品発表会を開催しており、ほかにも個人やグループで学内外施設を使って展覧会を開催している。本学では、学生グループが学内外施設で展覧会を開催する場合に、一定の条件の下で経費の一部を助成する

制度を設け、学内外での教育研究成果の発表を促している【資料A-3-10～11】。

その他の、本学の教育研究成果及び教育研究情報の社会への発信の取組みについては、以下のとおりである。

- ・教員の教育研究成果については「研究委員会」を中心に、研究論文等を掲載した「東京造形大学研究報」を毎年刊行し、大学ウェブサイト、学術機関リポジトリにおいても公開している【資料A-3-12】。また、教員の学外での展覧会や講演等の活動情報は、大学ウェブサイト及び公式 SNS を通じて随時、情報を発信している【資料A-3-13～14】。
- ・博士課程の研究発表の場として「東京造形大学 造形研究論集」（院生紀要）を毎年刊行している【資料A-3-15】。
- ・毎年7月に開催する本学のオープンキャンパスは、受験希望者を対象とした学生募集活動に留まらず、公開授業などを通して本学の教育研究を広く社会に公開する場となっている【資料A-3-16】。
- ・毎年10月にCS祭（芸術祭）を開催している。CS祭は学生による自主性を尊重した教育の一環として、学生自治会が中心となり、多くの学生の協力を得て行われる全学的なイベントである。CS祭は、多くの大学で行われている一般的な学園祭とは異なり、授業課題や自主制作などの作品展示や研究科修士課程の研究成果中間発表展を同時開催するなど、日頃の学修成果の発表の場となっている【資料A-3-17】。

本学では2017年度より、学生や教員の研究・制作活動の成果を積極的に学外へ発信する「見える化」プロジェクトを実施している【資料A-3-18】。同プロジェクトは、本学の学生や専任教員の研究・制作活動の成果を発信することで、高校生をはじめとするステークホルダーに対する本学の知名度の向上と、美術大学としての長期的なブランドの構築・浸透を目的としている。これまでの主な活動は、表A-3-2のとおりである【資料A-3-19】。

表A-3-2 「見える化」プロジェクトによる展覧会・イベント一覧

実施期間	実施内容
2017年11月	展覧会「ドキュメンタリーフォトグラフィ展「いまを写す、これからを視る」」
2017年12月	展覧会「めぐみある風景」
2017年12月 ～2018年1月	展覧会「鈴木マサルのテキスタイル展」
2018年2月	展覧会「東京造形大学 山手線グラフィック展」
2018年3月	展覧会「東京造形大学テキスタイルデザイン専攻領域卒業制作展」
2018年3月	展覧会「第9回富士山テキスタイルプロジェクト成果発表展」
2018年3月	展覧会「Three Tones-3人のデザイナーがつくるテキスタイル空間」
2018年3月	冊子刊行「アトラボはしもにおける美術活動集」
2018年3月	冊子刊行「ZOKEI NEXT50 東京造形大学 教育の成果展記録集」
2018年3月	冊子刊行「現在における東京造形大学の彫刻」等
2018年3月	展覧会・上映会・トークショー「造形アニメーションのすべて」
2018年9月	冊子刊行「フジヤマテキスタイルプロジェクト記録集」

実施期間	実施内容
2019年1～2月	国際ダンス映画祭「身体が残る。」
2019年3月	展覧会「東京、青山、テキスタイルの地図。」
2019年3月	展覧会「もの・かたりー手繰りよせることばを超えてー」
2019年9月～10月	展覧会・上映会「青梅写真劇場【ZOKEI PHOTO THEATER】」
2019年11月～12月	展覧会「光のジャンクション 記憶とアートを繋ぐ」
2019年12月	青梅 PHOTO MUSEUM
2019年12月	シンポジウム「青春の造形 2019 美術家・デザイナーになるまで」
2020年1月	展覧会「ダ・ヴィンチ没後 500 年記念「夢の実現」展」
2020年3月	冊子刊行「もの・かたりー手繰りよせることばを超えてー 展示記録集」

「見える化」プロジェクトでは、積極的に学外施設等で教育研究成果を発表することにより、デザインや美術に関する様々な魅力を広く発信し続けている。2018年に開催された「東京造形大学 山手線グラフィック展」では、JR 東日本の山手線を「走るアートミュージアム」に見立てて展覧会を開催し、車両一編成全体に、グラフィックデザイン専攻領域の学生が「TOKYO」をテーマにデザインしたグラフィック作品約 300 点を展示した。約 2 週間の開催期間中に乗り合わせた乗客からは、SNS 等を通じて大きな反響を得た。

また同プロジェクトでは、卒業生や学外の研究者との協働も積極的に行うことにより、多様なテーマで本学の教育研究成果を発信している。2020年1月に開催した展覧会「ダ・ヴィンチ没後 500 年記念「夢の実現」展」では、70 名以上の学生の他、本学の教員と卒業生を含む総勢 100 名以上が参加し、絵画、彫刻、機械・建築、メディア・デザインの 4 つのワーキンググループに分かれて、レオナルド・ダ・ヴィンチの未完成作品の復元作業を行った【資料 A-3-20】。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神及び使命・目的、教育研究成果の社会発信に関する改善・向上については、本学の創立者が描いた教育理念を継承し、高等教育機関として本学が果たすべき責任と使命についての展望を描きながら、教育研究成果を広く社会に発信していく。これまでの周年記念事業等の取組みを活かし、美術系大学の特性を活かした各種展覧会やシンポジウム等を積極的に企画・運営しながら、学生、卒業生、教員が教育研究の成果を発表する場を提供するための体制の整備について検討していく。

【基準 A の自己評価】

本学は、建学の精神として掲げている「社会をつくり出す創造的な造形活動の探究と実践」及び本学の使命として掲げている「専門性」「総合性」「社会性」の 3 つの視点に基づく教育研究を実践するために、学部においては「ハイブリッド科目」を設置し、研究科においては「造形プロジェクト科目」を設置し、これらを中心に「社会性」を重視した教育研究を可能とする教育課程を編成している。

社会連携を推進するための体制としては、学術交流課を中心に、授業運営を管轄する教

務課及び「教育運営会議」、「研究科運営会議」との連携が図られており、授業科目内外での多様な社会連携事業の円滑な実施のための体制を整備している。また、社会との連携に際して必要となる知的財産管理に関する取組みについても、「広域大学知的財産アドバイザー派遣制度」の活用や知的財産に関するポリシーの制定、「社会連携委員会」の設置などを行っており、更なる体制の整備にも着手している。

本学はこうした体制の下、企業、官公庁との連携、地域社会との連携、国内外の高等教育機関及び初等中等教育機関との連携について、具体性を持った様々な取組みを実践しており、それぞれの社会連携事業、学外連携事業に、教員及び学生が主体的に参加している。

本学は、建学の精神及び使命・目的、教育研究情報の社会発信について、教育研究成果及び教育研究情報を積極的に社会へ発信している。

V. 特記事項

なし。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条（目的）及び「東京造形大学 建学の精神及び使命に関する規程」、「東京造形大学 大学の目的に関する規程」に定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条（学部・学科、大学院及び収容定員等）に定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 14 条（修業年限及び在学年限）に定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 28 条（編入学）第 2 項に定めている。	3-1
第 89 条	-	該当しない。	3-1
第 90 条	○	学則第 19 条に本学の入学資格について定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 6 条（事務局）、第 7 条（職員及び職務権限）及び「東京造形大学 副学長規程」第 2 条（職務）、「東京造形大学 学部長規程」第 2 条（職務）、「学校法人桑沢学園 職員任免規程」第 4 条（事務職員）、第 5 条（技術職員）、「東京造形大学 教員資格基準規程」第 2 条（資格）に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 11 条（教授会）及び「東京造形大学 教授会規程」、「東京造形大学 教授会代表委員会規程」に定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 44 条（学位）及び大学院学則第 15 条（学位の授与）「東京造形大学 学位規程」、「東京造形大学 大学院学位規程」に定めている。	3-1
第 105 条	-	該当しない。本学では、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成していない。	3-1
第 108 条	-	該当しない。本学では短期大学を設置していない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条（自己点検及び評価）及び「東京造形大学 自己点検・評価委員会規程」に定めている。認証評価機関による認証評価は、公益財団法人 日本高等教育評価機構による評価を平成 19 年度に第 1 回、平成 25 年度に第 2 回を受審し、法令で定められた 7 年以内の受審を遵守している。	6-2
第 113 条	○	大学ウェブサイト、「研究活動」のページを設け、本学教員の教育研究活動の実績や、教員組織一覧を掲載している。 https://www.zokei.ac.jp/activity	3-2
第 114 条	○	「東京造形大学 学則」第 6 条（職員）、第 7 条（職員及び職務権限）に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 28 条（編入学）第 1 項（2）に定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 28 条（編入学）第 1 項（3）に定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第4条	○	<p>一、修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項について、学則第14条（修業年限及び在学年限）、第15条（学年度及び学期）、第16条（休業日）に定めている。</p> <p>二、部科及び課程の組織に関する事項は、学則第3条（学部・学科、大学院及び収容定員等）に定めている。</p> <p>三、教育課程及び授業日時数に関する事項について、学則第34条（教育課程）、第15条（学年度及び学期）、第16条（休業日）に定めている。</p> <p>四、学習の評価及び課程修了の認定に関する事項は、学則第41条（試験及び成績評価等）、第42条（教育課程修了の認定）に定めている。</p> <p>五、収容定員及び職員組織に関する事項は、学則第3条（学部・学科、大学院及び収容定員等）、第6条（事務局）、第7条（職員及び職務権限）に定めている。</p> <p>六、入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項は、学則第17条（入学、休学及び復学の許可）、第18条（入学の時期）、第19条（入学資格）、第20条（入学検定試験）、第21条（入学の手続き）、第24条（休学）、第25条（休学の期間）、第30条（転学）、第31条（退学）、第43条（卒業）に定めている。</p> <p>七、授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項は、学則第21条（入学の手続き）、第26条（休学期間中の授業料及び施設設備費の徴収免除）、第45条（学費）、第46条（納付済の学費の取り扱い）に定めている。</p> <p>八、賞罰に関する事項は、学則第55条（表彰）、第56条（懲戒処分）、「東京造形大学 学生の懲戒に関する規程」に定めている。</p> <p>九、「寄宿舎に関する事項」に関する事項は、本学には寄宿舎がなく、該当しない。</p>	3-1 3-2
第24条	-	該当しない。	3-2
第26条 第5項	○	学則第56条（懲戒処分）、及び「東京造形大学 学生の懲戒に関する規程」に定めている。	4-1
第28条	○	学校において備えなければならない表簿は、関係部署において適切に管理・保管されている。また文書の取り扱い、保存等については、「学校法人桑沢学園 文書取扱規程」、「学校法人桑沢学園 文書保存規程」に定めている。	3-2
第143条	○	「東京造形大学 教授会規程」第3条（教授会代表委員会）、「東京造形大学 代表委員会規程」に定めている。	4-1

東京造形大学

第 146 条	○	学則第 47 条（科目等履修生）第 3 項に定めている。	3-1
第 147 条	-	早期卒業制度を設けていないため、該当しない。	3-1
第 148 条	-	該当しない。	3-1
第 149 条	-	早期卒業制度を設けていないため、該当しない。	3-1
第 150 条	○	学則第 19 条（入学資格）に定めている。	2-1
第 151 条	-	該当しない。	2-1
第 152 条	-	該当しない。	2-1
第 153 条	-	該当しない。	2-1
第 154 条	-	該当しない。	2-1
第 161 条	○	学則第 28 条（編入学）第 1 項（2）に定めている。	2-1
第 162 条	○	編入学試験の募集要項において、外国の大学等を卒業又は 2 年以上在学した者に対して、各種証明書の提出の上、個別に出願資格の事前審査を行っており、法令を遵守している。	2-1
第 163 条	○	学則第 15 条（学年度及び学期）、第 18 条（入学の時期）、に定めている。	3-2
第 163 条の 2	-	該当しない。	3-1
第 164 条	-	該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	学科及び課程毎にアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	公益財団法人 日本高等教育評価機構の評価項目に沿って、「東京造形大学 自己点検・評価委員会規程」に則り、自己点検・評価を行うと共に、法令で定められた期間ごとに、公益財団法人 日本高等教育評価機構による評価を受審している。	6-2
第 172 条の 2	○	大学ウェブサイトの「法令等に基づく情報公開」のページに、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定められた情報をすべて公開している。 https://www.zokei.ac.jp/university/disclosure/	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 43 条（卒業）及び「東京造形大学 学位規程」に定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 28 条（編入学）第 1 項（2）に定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 28 条（編入学）第 1 項（3）に定めている。	2-1

東京造形大学

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	本学は、大学設置基準及び関連法令を遵守し、設置・運営されている。	6-2 6-3
第2条	○	学則第1条(目的)及び「東京造形大学 大学の目的に関する規程」第2条(人材の養成に関する目的)に本学造形学部の人材の養成に関する目的を定めている。	1-1 1-2
第2条の2	○	学則第20条(入学検定試験)に定める他、「東京造形大学 入学本部規程」に入学者選抜の体制を定めている。	2-1
第2条の3	○	教育研究活動の運営にかかる委員会の委員として、教員と職員を配置し、教職員が教職協働で職務を遂行している。	2-2
第3条	○	学則第3条(学部・学科、大学院及び収容定員等)に、本学の学部の収容定員等を定めている。	1-2
第4条	○	学則第3条(学部・学科、大学院及び収容定員等)に、本学の学科の収容定員等を定めている。	1-2
第5条	-	学科に代わる履修上の区分に応じて組織される課程がないため、該当しない。	1-2
第6条	-	学部以外基本組織を置いていないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教育研究上の目的を達成するため、適切に教員を配置している。尚、教員組織については、大学ウェブサイトの「教員数」及び「教員一覧」で公開している。	3-2 4-2
第10条	○	教育上必要な科目(必修科目)については、専任の教授と准教授、講師、助教が担当している。	3-2 4-2
第10条の2	○	本学の専任教員は、全員が教育運営会議に所属し、本学の教育運営に携わっている。	3-2
第11条	-	該当しない。	3-2 4-2
第12条	○	「学校法人桑沢学園 職員任免規程」第10条(兼職の制限)に定めている。	3-2 4-2
第13条	○	本学の専任教員数は、大学設置基準に準じている。	3-2 4-2
第13条の2	○	「東京造形大学 学長選任規程」第2条(学長の資格)に定めている。	4-1
第14条	○	「東京造形大学 教員資格基準規程」第2条(資格)第1項(1)に定めている。	3-2 4-2
第15条	○	「東京造形大学 教員資格基準規程」第2条(資格)第1項(2)に定めている。	3-2 4-2

東京造形大学

第 16 条	-	「学校法人桑沢学園 職員任免規程」第 3 号第 1 項の定めにより、運用上、専任教員の職員に講師を置いていないため該当しない。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	「東京造形大学 教員資格基準規程」第 2 条（資格）第 1 項（3）に定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	「東京造形大学 助手規程」第 4 条（要件）に定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 3 条（学部・学科、大学院及び収容定員等）に定めている。	2-1
第 19 条	○	学科毎にカリキュラム・ポリシーを定め、本学の教育上の目的を達成するために、学則第 34 条（教育課程）及び同学則の別表第 1~3 号に定めている。	3-2
第 20 条	○	学則第 34 条（教育課程）及び同学則の別表第 1~3 号に定めている。	3-2
第 21 条	○	学則第 34 条（教育課程）、同学則別表第 1~3 号、第 35 条（単位の計算方法）に定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 14 条（修業年限及び在学年限）、第 15 条（学年度及び学期）に定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 15 条（学年度及び学期）に定めている。	3-2
第 24 条	○	授業を行う人数は、各科目を実施する教室の大きさに応じて適切に管理されている。	2-5
第 25 条	○	学則第 34 条（教育課程）、第 35 条（単位の計算方法）に定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業科目ごとにシラバスを配布しており、授業計画等について十分周知を図っている。	3-1
第 25 条の 3	○	学則第 2 条の 2（教育内容等の改善のための組織的な研修等）及び「東京造形大学 FD 委員会規程」に定めている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	-	昼夜開講制の授業を行っておらず、該当しない。	3-2
第 27 条	○	学則第 35 条（単位の計算方法）、第 38 条（単位の認定）、第 41 条（試験及び成績評価等）に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	「東京造形大学 キャンパスガイド」に履修上限単位数を明記している。	3-2
第 28 条	○	学則第 40 条（他大学等での修得単位の認定）に定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 40 条（他大学等での修得単位の認定）に定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 39 条（入学前の既修得単位の認定）に定めている。	3-1
第 30 条の 2	-	予め修業年限以上の在学を前提とした履修計画を立てることを容認しておらず、該当しない。	3-2
第 31 条	○	学則第 47 条（科目等履修生）及び「東京造形大学 科目等履修生規程」に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 36 条（修得単位数）、第 42 条（教育課程修了の認定）、第 43 条（卒業）に定めている。	3-1
第 33 条	-	該当しない。	3-1

東京造形大学

第 34 条	○	大学設置基準に基づき、キャンパスは常に教育研究活動に相応しい環境整備に努めている。	2-5
第 35 条	○	スポーツ系の授業や部活動に供するためのグラウンド、CS ホール（8 号館 1 階）を設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は大学設置基準に準じて設置している。	2-5
第 37 条	○	校地面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	東京造形大学附属図書館を設置し、学部の種類に応じた図書資料を系統的に備えるとともに、専門的知識を備えた専任の職員を配置し、利用者の教育研究活動のための十分な座席数等を備えている。	2-5
第 39 条	-	該当する学部を有していない。	2-5
第 39 条の 2	-	該当する学部を有していない。	2-5
第 40 条	○	教育研究上必要な機械・器具等は、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 40 条の 2	-	複数の校地を所有しておらず、該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	年度ごとの事業計画、中長期的な事業計画に基づき、教育上必要な経費を確保すると共に、教育研究に適した環境の整備を行っている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は本学の教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 41 条	○	学則第 6 条（事務局）に定めている。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導を行う事務組織として、学生生活課を設置し、専任の職員を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	「東京造形大学 就職業務運営に関する細則」第 2 条（組織）に定めている。また、就職課の元に「キャリア支援室」を設置し、学生の社会的及び職業的自立を支援する体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	「学校法人桑沢学園 SD 規程」に定めている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	-	本学は造形学部のみを設置しており、該当しない。	3-2
第 43 条	-	該当しない。	3-2
第 44 条	-	該当しない。	3-1
第 45 条	-	該当しない。	3-1
第 46 条	-	該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	-	該当しない。	2-5
第 48 条	-	該当しない。	2-5
第 49 条	-	該当しない。	2-5
第 49 条の 2	-	該当しない。	3-2

東京造形大学

第 49 条の 3	-	該当しない。	4-2
第 49 条の 4	-	該当しない。	4-2
第 57 条	-	外国に学部・学科、その他の組織を設けておらず、該当しない。	1-2
第 58 条	-	該当しない。	2-5
第 60 条	-	該当しない。	2-5
			3-2
			4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 44 条（学位）及び「東京造形大学 学位規程」第 3 条（学位の授与の要件）に定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 44 条（学位）及び、「東京造形大学 学位規程」第 5 条（学位の名称）に定めている。	3-1
第 13 条	○	学則第 42 条（教育課程修了の認定）、第 43 条（卒業）、第 44 条（学位）及び「東京造形大学 学位規程」に定めており、学則に変更が生じた際には、文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 3 条（目的）に定めていること、役員報酬基準を作成し公表していること、及び理事会議事録を作成していることにより図っている。	5-1
第 26 条の 2	○	私立学校法改正法施行前から、日頃の学校法人の取引の中で、該当する可能性のある取引関係が生じていないかを確認している。	5-1
第 33 条の 2	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 36 条（財産目録等の備付及び閲覧）に定め、厳正に管理している。	5-1
第 35 条	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 5 条（役員の定数）に定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	改正内容は役員に新たな義務を課すものではないため、従前と同様に理事会等で慎重に検討した上で、適切に職務を遂行している。	5-2 5-3
第 36 条	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 13 条（理事会）及び「学校法人桑沢学園 理事会会議規程」に定めている。	5-2
第 37 条	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 10 条（監事の職務）、第 11 条（理事長の職務とその代理又は代行）に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 6 条（理事の選任）、第 7 条（監事の選任）、第 8 条（役員の任期及び補充）に定めている。	5-2

東京造形大学

第 39 条	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 7 条（監事の選任）第 1 項に定めている。	5-2
第 40 条	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 8 条（役員の任期及び補充）第 4 項に定めている。	5-2
第 41 条	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 16 条（評議員会）に定めている。	5-3
第 42 条	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 18 条（諮問事項及び決定事項）に定めている。	5-3
第 43 条	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 19 条（評議員会の意見具申等）に定めている。	5-3
第 44 条	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 20 条（評議員の選任）に定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 23 条（責任の免除）、第 24 条（責任限定契約）に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 23 条（責任の免除）、第 24 条（責任限定契約）に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員が責任を免れるのは「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 23 条（責任の免除）、第 24 条（責任限定契約）による場合に限り、これらの免責規定によらない場合は、法律上当然に連帯責任者となる。	5-2 5-3
第 45 条	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 44 条（寄附行為の変更）に定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	毎会計年度、予算及び事業計画を作成している。また、公益財団法人 日本高等教育評価機構による認証評価結果を踏まえた中長期計画を定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 35 条（決算及び実績の報告）第 2 項に定めている。	5-3
第 47 条	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 36 条（財産目録等の備付及び閲覧）に定めている。	5-1
第 48 条	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 38 条（役員の報酬）に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 40 条（会計年度）に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	「学校法人桑沢学園 寄附行為」第 37 条（情報の公表）に定めている。	5-1

東京造形大学

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条（目的）に定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 4 条（研究科、専攻、課程）に定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 20 条（入学資格）に定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 20 条（入学資格）第 1 項に定めている。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 20 条（入学資格）第 2 項に定めている。	2-1
第 157 条	-	該当しない。	2-1
第 158 条	-	該当しない。	2-1
第 159 条	-	該当しない。	2-1
第 160 条	-	該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準及び関連法令を遵守し、設置・運営している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	「東京造形大学 大学院の目的に関する規程」第 2 条（人材の養成に関する目的）及び第 3 条（教育研究上の目的）に定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 21 条（入学検定試験）及び、「東京造形大学 大学院入学検定試験に関する規程」に定めている。	2-1
第 1 条の 4	○	教育研究活動の運営にかかる委員会の委員として、教員と職員を配置し、教職員が教職協働で職務を遂行している。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 4 条（研究科、専攻、課程）に定めている。	1-2
第 2 条の 2	-	夜間に課程を開講していないため、該当しない。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 1 条（目的）及び「東京造形大学 大学院の目的に関する規程」第 2 条第 1 項（1）、第 3 条第 1 項（1）に定めている。 又、修業年限については、大学院学則第 8 条（修業年限及び在学年限）第 1 項に定めている。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 1 条（目的）及び「東京造形大学 大学院の目的に関する規程」第 2 条第 1 項（2）、第 3 条第 1 項（2）に定めている。 又、修業年限については、大学院学則第 8 条（修業年限及び在学年限）第 2 項に定めている。	1-2

東京造形大学

第5条	○	教育研究上の目的を達成するため、適切に教員を配置している。 尚、教員組織については、大学ウェブサイトの「教員数」及び「教員一覧」で公開している。	1-2
第6条	○	大学院設置基準第6条に基づき、本学大学院は造形専攻のみを設置している。尚専攻については、大学院学則第4条（研究科、専攻、課程）に定めている。	1-2
第7条	○	本学の研究科と学部は、学部の教員が研究科の教員を兼任するなど、適切に連携している。	1-2
第7条の2	-	共同教育課程を設置しておらず、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	-	研究科以外の基本組織を設置しておらず、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	研究科の専任教員の多くは学部の専任教員が兼任しているが、教育研究上の目的を達成するため、適切に教員を配置している。教員組織については、大学ウェブサイトの「教員数」及び「教員一覧」で公開している。	3-2 4-2
第9条	○	「東京造形大学 大学院造形研究科所属教員の資格基準に関する細則」に定めている。	3-2 4-2
第10条	○	大学院学則第5条（学生定員）に定めている。	2-1
第11条	○	課程毎にカリキュラム・ポリシーを定めると共に、各カリキュラム・ポリシーに沿って、大学院学則第9条（教育課程及び修得単位数）、同学則の別表第1号、別表第2号のとおり、授業科目を設けている。また、「東京造形大学 大学院研究指導に関する細則」に、研究指導計画に関する項目を定めている。	3-2
第12条	○	大学院学則第9条（教育課程及び修得単位数）、同学則の別表第1号、別表第2号に定めている。	2-2 3-2
第13条	○	「東京造形大学 大学院研究指導に関する細則」及び大学院学則第13条（他の大学院又は研究所における研究指導）に定めている。	2-2 3-2
第14条	-	夜間その他特定の時間又は時期の課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第14条の2	○	科目毎にシラバスで明示すると共に、大学院学則第9条（教育課程及び修得単位数）、10条（単位の認定及び成績評価）、14条（修了認定）、15条（学位の授与）に定めている。	3-1
第14条の3	○	大学院学則第3条（教育内容等の改善のための組織的な研修等）及び「東京造形大学 FD 委員会規程」に定めると共に、毎年FD活動について、「東京造形大学 FD 活動報告書」に取りまとめている。	3-3 4-2

東京造形大学

第 15 条	○	大学院設置基準に基づき、大学院学則第 9 条（教育課程及び修得単位数）、第 10 条（単位の認定及び成績評価）、第 11 条（入学前の既修得単位の認定）、第 12 条（他の大学院等での修得単位の認定）、第 16 条（学年度及び学期）、第 32 条（科目等履修生）に定めている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 14 条（修了認定）第 1 項に定めている。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 14 条（修了認定）第 2 項に定めている。	3-1
第 19 条	○	大学院設置基準に基づき、キャンパスは常に教育研究活動に相応しい環境整備に努めている。	2-5
第 20 条	○	大学院設置基準に基づき、教育研究上必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第 21 条	○	東京造形大学附属図書館を設置し、学部の種類に応じた図書資料を系統的に備えるとともに、専門的知識を備えた専任の職員を配置し、利用者の教育研究のための十分な座席数等を備えている。	2-5
第 22 条	○	大学等の施設及び設備は、学部と研究科で共有している。	2-5
第 22 条の 2	-	二つ以上の校地を有しておらず、該当しない。	2-5
第 22 条の 3	○	大学院設置基準に基づき、年度ごとの事業計画、中長期的な事業計画に基づき、教育上必要な経費を確保すると共に、教育研究に適した環境の整備を行っている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科等の名称は、本学の教育研究活動にふさわしい名称である。	1-1
第 23 条	-	独立大学院を持たず、該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	-	独立大学院を持たず、該当しない。	2-5
第 25 条	-	通信教育を行う課程を持たず、該当しない。	3-2
第 26 条	-	通信教育を行う課程を持たず、該当しない。	3-2
第 27 条	-	通信教育を行う課程を持たず、該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	-	通信教育を行う課程を持たず、該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	-	通信教育を行う課程を持たず、該当しない。	2-5
第 30 条	-	通信教育を行う課程を持たず、該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	-	複数の研究科を持たず、該当しない。	3-2
第 31 条	-	共同教育課程を編成しておらず、該当しない。	3-2
第 32 条	-	共同教育課程を編成しておらず、該当しない。	3-1
第 33 条	-	共同教育課程を編成しておらず、該当しない。	3-1
第 34 条	-	共同教育課程を編成しておらず、該当しない。	2-5
第 34 条の 2	-	工学を専攻する研究科を持たず、該当しない。	3-2

東京造形大学

第 34 条の 3	-	工学を専攻する研究科を持たず、該当しない。	4-2
第 42 条	○	大学院学則第 6 条（職員及び職務権限）第 1 項に定めている。	4-1 4-3
第 43 条	○	「学校法人桑沢学園 SD 規程」に定めている。	4-3
第 45 条	-	外国に研究科等を設置していないため、該当しない。	1-2
第 46 条	-	該当しない。	2-5 4-2

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 14 条（修了認定）第 1 項、第 15 条（学位の授与）第 1 項、第 2 項及び「東京造形大学 大学院学位規程」に定めている。	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 14 条（修了認定）第 2 項、第 15 条（学位の授与）第 1 項、第 3 項及び「東京造形大学 大学院学位規程」に定めている。	3-1
第 5 条	○	「東京造形大学 大学院学位規程」第 7 条（審査委員会）に定めている。	3-1
第 12 条	○	「東京造形大学 大学院学位規程」第 14 条（博士論文等要旨の公表）に定めている。	3-1

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

東京造形大学

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人桑沢学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	東京造形大学 大学案内 2021	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	東京造形大学 学則	【資料 F-3-1】
	東京造形大学 大学院学則	【資料 F-3-2】
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	一般入学試験 2020 年度 学生募集要項	【資料 F-4-1】
	総合型選抜（自己アピール）入学試験 2021 年度 募集要項	【資料 F-4-2】
	学校推薦型選抜（指定校制）入学試験 2021 年度 募集要項	【資料 F-4-3】
	3 年次編入学試験 2021 年度 募集要項	【資料 F-4-4】
	大学院造形研究科造形専攻（修士課程）2020 年度 募集要項	【資料 F-4-5】
	大学院造形研究科造形専攻（修士課程）2020 年度 学内推薦選抜学生募集要項	【資料 F-4-6】
大学院博士後期課程 2020 年度 募集要項	【資料 F-4-7】	
【資料 F-5】	学生便覧	
	東京造形大学 キャンパスガイド 2020	
【資料 F-6】	事業計画	
	学校法人桑沢学園 2020 年度 事業計画	
【資料 F-7】	事業報告	
	学校法人桑沢学園 2019 年度 事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	東京造形大学 キャンパス案内	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人桑沢学園 諸規定集（目次）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	2019 年度 学校法人桑沢学園 役員等名簿	【資料 F-10-1】
	令和元年度（2019 年度）理事会出欠状況	【資料 F-10-2】
	令和元年度（2019 年度）評議員会出欠状況	【資料 F-10-3】
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算報告書（2015～2019 年度）	【資料 F-11-1】
	監査報告書（2015～2019 年度）	【資料 F-11-2】
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	東京造形大学 キャンパスガイド 2020	【資料 F-12-1】
	シラバス（電子データ）	（資料 F-5 と同じ） 【資料 F-12-2】
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	東京造形大学公式ウェブサイト（学則・本学の目的・方針） https://www.zokei.ac.jp/university/policy/	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	設置計画履行状況報告書	【資料 F-14-1】
	設置計画履行状況等調査の結果について（平成 30 年度） （2019 年 3 月 28 日付 文部科学大臣通知）	【資料 F-14-2】
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	2013 年度 認証評価結果に対する改善報告書 （2014 年 7 月 11 日提出）	【資料 F-15-1】
	改善報告等に対する審査の結果について （2014 年 12 月 5 日日本高等教育評価機構）	【資料 F-15-2】
【資料 F-16】	規程集（電子データ）	
	学校法人桑沢学園 規程集	【資料 F-16-1】
	東京造形大学 規程集	【資料 F-16-2】

東京造形大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	東京造形大学 建学の精神及び使命に関する規程（第 3 条）	
【資料 1-1-2】	東京造形大学 学則（第 1 条）	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 1-1-3】	東京造形大学 大学院学則（第 1 条）	【資料 F-3-2】と同じ
【資料 1-1-4】	東京造形大学 大学の目的に関する規程（第 2 条・第 3 条）	
【資料 1-1-5】	東京造形大学 大学院の目的に関する規程（第 2 条・第 3 条）	
【資料 1-1-6】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020（P4）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-7】	東京造形大学 大学案内 2021（P113）	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-8】	東京造形大学 大学院リーフレット	
【資料 1-1-9】	2016 年度 第 7 回研究科委員会議事録（第 5 議案）	
【資料 1-1-10】	2016 年度 第 10 回教授会議事録（第 1 議案）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	2016 年度 第 10 回教授会議事録（第 1 議案）	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 1-2-2】	平成 28 年度 第 9 回拡大常務会議事録（学長報告）	
【資料 1-2-3】	学校法人桑沢学園 理事会議事録（第 2 号議案）	
【資料 1-2-4】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020（P4-5）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-5】	学生生活手帳（P1）	
【資料 1-2-6】	学内グループウェア（規程集 建学の精神・本学の使命、ポリシー等）	
【資料 1-2-7】	ブランディング報告会告知フライヤー	
【資料 1-2-8】	学校法人桑沢学園 2019 年度 事業報告（P5）	【資料 F-7】と同じ
【資料 1-2-9】	東京造形大学公式ウェブサイト（建学の精神と本学の使命） https://www.zokei.ac.jp/university/identity/	
【資料 1-2-10】	学校法人桑沢学園 中期ビジョン 2020	
【資料 1-2-11】	学校法人桑沢学園 中期実行計画 2020	
【資料 1-2-12】	中期実行計画 2020 進捗報告・2020 年度実施計画	
【資料 1-2-13】	東京造形大学 大学の目的に関する規程（第 4 条）	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-14】	東京造形大学 大学院の目的に関する規程（第 4 条）	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-2-15】	東京造形大学 大学案内 2021（P26-29）	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-16】	東京造形大学 大学院リーフレット	【資料 1-1-8】と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	入試ガイド・入試問題集 2021（P1）	
【資料 2-1-2】	一般入学試験 2020 年度 学生募集要項（P1）	【資料 F-4-1】と同じ
	総合型選抜（自己アピール）入学試験 2021 年度 募集要項（P1）	【資料 F-4-2】と同じ
	学校推薦型選抜（指定校制）入学試験 2021 年度 募集要項（P1）	【資料 F-4-3】と同じ
	3 年次編入学試験 2021 年度 募集要項（P1）	【資料 F-4-4】と同じ
	大学院造形研究科造形専攻（修士課程）2020 年度 募集要項（P1）	【資料 F-4-5】と同じ
	大学院造形研究科造形専攻（修士課程）2020 年度 学内推薦選抜学生募集要項（P1）	【資料 F-4-6】と同じ
【資料 2-1-3】	東京造形大学公式ウェブサイト（学則・本学の目的・方針） https://www.zokei.ac.jp/university/policy/	【資料 F-4-7】と同じ

東京造形大学

【資料 2-1-4】	OPEN CAMPUS 2019 パンフレット	
【資料 2-1-5】	ZOKEI ワークショップ 2019 フライヤー	
【資料 2-1-6】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P5-9)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-7】	東京造形大学 入学本部規程	
【資料 2-1-8】	東京造形大学 入学本部会議細則	
【資料 2-1-9】	東京造形大学 一般選抜入学試験作問会議細則	
【資料 2-1-10】	東京造形大学 一般選抜入学試験実施本部細則	
【資料 2-1-11】	東京造形大学 特別選抜入学試験実施本部細則	
【資料 2-1-12】	一般入学試験 2020 年度 学生募集要項 (P5-9)	【資料 F-4-1】と同じ
【資料 2-1-13】	総合型選抜 (自己アピール) 入学試験 2021 年度 募集要項 (P7-9)	【資料 F-4-2】と同じ
【資料 2-1-14】	学校推薦型選抜 (指定校制) 入学試験 2021 年度 募集要項 (P2)	【資料 F-4-3】と同じ
【資料 2-1-15】	3 年次編入学試験 2021 年度 募集要項 (P2・7)	【資料 F-4-4】と同じ
【資料 2-1-16】	大学院造形研究科造形専攻 (修士課程) 2020 年度 募集要項 (P9)	【資料 F-4-5】と同じ
【資料 2-1-17】	大学院博士後期課程 2020 年度 募集要項 (P6)	【資料 F-4-7】と同じ
【資料 2-1-18】	東京造形大学公式ウェブサイト (資料請求) https://www.zokei.ac.jp/request_information/	
【資料 2-1-19】	ZOKEI FIRST CONTACT 2020 フライヤー	
【資料 2-1-20】	ZOKEI FIRST CONTACT (スクーリング) スケジュール	
【資料 2-1-21】	新入生アンケート集計 (全体)	
【資料 2-1-22】	一般入学試験 2020 年度 学生募集要項 (P6-7)	【資料 F-4-1】と同じ
【資料 2-1-23】	総合型選抜 (自己アピール) 入学試験 2021 年度 募集要項 (P3)	【資料 F-4-2】と同じ
【資料 2-1-24】	入試ガイド・入試問題集 2021 (P2)	【資料 2-1-1】と同じ
【資料 2-1-25】	一般選抜入学試験新実技試験「発想力」リーフレット	
【資料 2-1-26】	大学院造形研究科造形専攻 (修士課程) 2020 年度 学内推薦選抜学生募集要項	【資料 F-4-6】と同じ
【資料 2-1-27】	エビデンス集 (データ編) 認証評価共通基礎データ様式 2	【エビデンス集 (データ編)】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	入学準備指導課題	
【資料 2-2-2】	事務局からの重要なお知らせ	
【資料 2-2-3】	東京造形大学 学内情報システム CampusNet 学生ツール操作手順書	
【資料 2-2-4】	所属学生の修得単位一覧配布について	
【資料 2-2-5】	2020 年度 デザイン工房 7・8 号館ガイドブック	
【資料 2-2-6】	東京造形大学 助手規程	
【資料 2-2-7】	東京造形大学 大学案内 2021 (P102-103)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-2-8】	東京造形大学 図書館委員会規程	
【資料 2-2-9】	東京造形大学 美術館委員会規程	
【資料 2-2-10】	東京造形大学 社会連携委員会規程	
【資料 2-2-11】	東京造形大学 国際交流委員会規程	
【資料 2-2-12】	学校法人桑沢学園 奨学資金規程	
【資料 2-2-13】	東京造形大学 TA 規程	
【資料 2-2-14】	東京造形大学 SA 規程	
【資料 2-2-15】	2019 年度臨時職員 (TA) 採用申請状況	
【資料 2-2-16】	東京造形大学 障害のある学生の支援に関する規程	
【資料 2-2-17】	東京造形大学公式ウェブサイト (障害のある学生の支援) https://www.zokei.ac.jp/campuslife/disability_support/	
【資料 2-2-18】	東京造形大学 障害のある学生の支援に関するガイドライン	
【資料 2-2-19】	障害のある学生への支援の流れ	

東京造形大学

【資料 2-2-20】	東京造形大学 障害のある学生の支援体制図	
【資料 2-2-21】	学生ポータルサイト（オフィスアワーの実施について）	
【資料 2-2-22】	2020 年度 オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-23】	東京造形大学 学内情報システム CampusNet 学生ツール操作手順書（P34）	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 2-2-24】	退学願、休学願、事情書	
【資料 2-2-25】	事務局からの重要なお知らせ（P3・5）	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-2-26】	東京造形大学 再入学に関する規程	
【資料 2-2-27】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020（P144-146）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-28】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020（P137-139）	【資料 F-5】と同じ
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020（P149-150）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-2】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020（P179-181）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-3】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020（P174-175）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-4】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020（P101-104）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-5】	2019 年度 溶接技能講習会案内	
【資料 2-3-6】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020（P195-197）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-7】	東京造形大学公式ウェブサイト（就職課） https://www.zokei.ac.jp/career/career_center/	
【資料 2-3-8】	東京造形大学 学内情報システム CampusNet 学生ツール操作手順書（P45-46）	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 2-3-9】	ZOKEI ARCH(企業編)(学生・保護者編)	
【資料 2-3-10】	東京造形大学 卒業延期制度に関する規程	
【資料 2-3-11】	2019 年度 就職課イベントスケジュール	
【資料 2-3-12】	東京造形大学公式ウェブサイト（卒業生の方） https://www.zokei.ac.jp/almni/	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	東京造形大学 学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	学生生活手帳（P32-46）	
【資料 2-4-3】	学内ポータルシステム掲示板	
【資料 2-4-4】	2019 年度 奨学金総合案内	
【資料 2-4-5】	東京造形大学公式ウェブサイト（奨学金について） https://www.zokei.ac.jp/admission/scholarship/	
【資料 2-4-6】	東京造形大学公式ウェブサイト（奨学金について（大学院）） https://www.zokei.ac.jp/in/campuslife/scholarship/	
【資料 2-4-7】	東京造形大学 奨学金規程	
【資料 2-4-8】	2020 年度 大学院（修士課程）特待奨学金制度について	
【資料 2-4-9】	東京造形大学 学則（第 25 条・第 26 条）	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 2-4-10】	エビデンス集（データ編）表 2-8	【エビデンス集(データ編)】と同じ
【資料 2-4-11】	CS-Lab パンフレット	
【資料 2-4-12】	東京造形大学公式ウェブサイト（健康管理・医務室案内） https://www.zokei.ac.jp/campuslife/medical_care/	
【資料 2-4-13】	医務室便り	
【資料 2-4-14】	東京造形大学 カウンセリングルームリーフレット	
【資料 2-4-15】	健康相談ほっとライン案内	
【資料 2-4-16】	住まい探しの案内	
【資料 2-4-17】	2019 年度 第 2 回八王子大学防犯連絡協議会定例会開催について	
【資料 2-4-18】	東京造形大学 ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 2-4-19】	情報コーナー写真	

東京造形大学

【資料 2-4-20】	学生ポータルサイト（「アルバイト情報紹介システム」について）	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	東京造形大学 キャンパス案内	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-5-2】	エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データ様式 1（施設・設備等）	【エビデンス集（データ編）】と同じ
【資料 2-5-3】	学校法人桑沢学園 平成 27（2015）年度 事業報告書（P22-23）	
【資料 2-5-4】	学校法人桑沢学園 平成 29 年度 事業報告（P52）	
【資料 2-5-5】	東京造形大学公式ウェブサイト（13 号館の竣工式を執り行いました） https://www.zokei.ac.jp/news/2018/8331/	
【資料 2-5-6】	東京造形大学公式ウェブサイト（原宿サテライトオフィス） https://www.zokei.ac.jp/university/satelight/	
【資料 2-5-7】	学校法人桑沢学園 2019 年度 事業報告（P42）	【資料 F-7】と同じ
【資料 2-5-8】	庶務課業務分掌	
【資料 2-5-9】	2019 年度 作業予定表	
【資料 2-5-10】	工房運営課業務分掌	
【資料 2-5-11】	2019 年度 第 1 回大学環境整備委員会議事録（第 1 議案）	
【資料 2-5-12】	東京造形大学 危機管理規程	
【資料 2-5-13】	東京造形大学 消防計画	
【資料 2-5-14】	東京造形大学キャンパスガイド 2020（P203）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-15】	学生生活手帳（P40）	
【資料 2-5-16】	2019 年度 避難訓練実施要領	
【資料 2-5-17】	2020 年度 デザイン工房 7・8 号館ガイドブック	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 2-5-18】	機械工房使用マニュアル	
【資料 2-5-19】	学校法人桑沢学園 平成 27（2015）年度 事業報告書（P21）	
【資料 2-5-20】	学校法人桑沢学園 2018 年度 事業報告（P64-65）	
【資料 2-5-21】	防犯カメラ設置場所一覧 学校法人桑沢学園 2018 年度 事業報告（P27）	
【資料 2-5-22】	学校法人桑沢学園 平成 29 年度 事業報告（P52）	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 2-5-23】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020（P211-216）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-24】	無線 LAN 利用マニュアル	
【資料 2-5-25】	東京造形大学 学内情報システム CampusNet 学生ツール操作手順書（P36-38）	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 2-5-26】	図書館ガイド	
【資料 2-5-27】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020（P219-223）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-28】	東京造形大学公式ウェブサイト（附属図書館） https://www.zokei.ac.jp/library/	
【資料 2-5-29】	エビデンス集（データ編）共通基礎様式 1（施設・設備等）	【資料 2-5-2】と同じ
【資料 2-5-30】	OPAC ホーム画面	
【資料 2-5-31】	東京造形大学 図書館委員会規程（第 4 条）	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 2-5-32】	2019 年度 第 7 回図書館委員会議事録（第 2 議案）	
【資料 2-5-33】	専門分野図書推薦の依頼について（2019 年度前期） 専門分野図書推薦の依頼について（2019 年度後期）	
【資料 2-5-34】	学生選書ツアー案内（春） 学生選書ツアー案内（秋）	
【資料 2-5-35】	Maruzen eBook Library ホーム画面	
【資料 2-5-36】	学校法人桑沢学園 平成 29 年度 事業報告（P52）	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 2-5-37】	図書館作業工程表	
【資料 2-5-38】	学校法人桑沢学園 2019 年度 事業報告（P36）	【資料 F-7】と同じ
【資料 2-5-39】	東京造形大学附属美術館リーフレット	

東京造形大学

【資料 2-5-40】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P227-230)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-41】	東京造形大学公式ウェブサイト (東京造形大学附属美術館について) https://www.zokei.ac.jp/museum/	
【資料 2-5-42】	2019 年度 東京造形大学附属美術館活動実績	
【資料 2-5-43】	博物館相当施設指定事項等の変更手続の完了について	
【資料 2-5-44】	東京造形大学 美術館委員会規程 (第 4 条)	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 2-5-45】	学校法人桑沢学園 中期実行計画 2020 (P15)	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 2-5-46】	学校法人桑沢学園 平成 28 年度 事業報告 (P42)	
【資料 2-5-47】	学校法人桑沢学園 平成 29 年度 事業報告 (P52)	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 2-5-48】	学校法人桑沢学園 2018 年度 事業報告 (P64-65)	【資料 2-5-20】と同じ
【資料 2-5-49】	学校法人桑沢学園 2019 年度 事業報告 (P42)	【資料 F-7】と同じ
【資料 2-5-50】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P140)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-51】	2020 年度 前期定員設定科目抽選結果 (2020 年度 第 2 回教育運営会議資料)	
【資料 2-5-52】	学校法人桑沢学園 2019 年度 事業報告 (P18)	【資料 F-7】と同じ
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	FD 活動報告書 2019 (P2-P4)	
【資料 2-6-2】	学内ポータルシステム揭示 (2019 年度 在学生アンケート集計結果について) 2019 年度 在学生アンケート集計結果	
【資料 2-6-3】	学生ポータルサイト (オフィスアワーの実施について)	【資料 2-2-21】と同じ
【資料 2-6-4】	2020 年度 オフィスアワー一覧	【資料 2-2-22】と同じ
【資料 2-6-5】	東京造形大学公式ウェブサイト (障害のある学生の支援) https://www.zokei.ac.jp/campuslife/disability_support/	【資料 2-2-17】と同じ
【資料 2-6-6】	東京造形大学 障害のある学生の支援に関するガイドライン	【資料 2-2-18】と同じ
【資料 2-6-7】	障害のある学生への支援の流れ	【資料 2-2-19】と同じ
【資料 2-6-8】	東京造形大学 障害のある学生の支援体制図	【資料 2-2-20】と同じ
【資料 2-6-9】	東京造形大学公式ウェブサイト (お問い合わせ) https://www.zokei.ac.jp/contact/	
【資料 2-6-10】	学生生活手帳 (P44)	
【資料 2-6-11】	東京造形大学公式ウェブサイト (学生相談案内) https://www.zokei.ac.jp/campuslife/counseling/	
【資料 2-6-12】	学生ポータルサイト (ホーム画面)	
【資料 2-6-13】	東京造形大学 ハラスメント防止・対策に関するガイドライン	
【資料 2-6-14】	東京造形大学 ハラスメント防止等に関する規程	【資料 2-4-18】と同じ
【資料 2-6-15】	東京造形大学公式ウェブサイト (健康管理・医務室案内) https://www.zokei.ac.jp/campuslife/medical_care/	【資料 2-4-12】と同じ
【資料 2-6-16】	医務室便り	【資料 2-4-13】と同じ
【資料 2-6-17】	東京造形大学 カウンセリングルームリーフレット	【資料 2-4-14】と同じ

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P5-9)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-2】	東京造形大学公式ウェブサイト (学則・本学の目的・方針) https://www.zokei.ac.jp/university/policy/	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-3】	東京造形大学 学則 (第 36 条・38 条・42 条・43 条)	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 3-1-4】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P143-146)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-5】	シラバス	【資料 F-12-2】と同じ

東京造形大学

【資料 3-1-6】	2020 年度 教務関係案内	
【資料 3-1-7】	東京造形大学 学則 (第 41 条)	【資料 F-3-1】 と同じ
【資料 3-1-8】	東京造形大学 学則 (第 39 条)	【資料 F-3-1】 と同じ
【資料 3-1-9】	東京造形大学 学則 (第 40 条)	【資料 F-3-1】 と同じ
【資料 3-1-10】	東京造形大学 大学院学則 (第 11 条)	【資料 F-3-2】 と同じ
【資料 3-1-11】	東京造形大学 大学院学則 (第 12 条)	【資料 F-3-2】 と同じ
【資料 3-1-12】	2019 年度 第 11 回教授会議事録 (第 3 議案・第 4 議案)	
【資料 3-1-13】	2019 年度 第 4 回研究科委員会議事録 (第 2 議案・第 3 議案)	
【資料 3-1-14】	東京造形大学 学則 (第 36 条・42 条)	【資料 F-3-1】 と同じ
【資料 3-1-15】	東京造形大学 大学院学則 (第 14 条)	【資料 F-3-2】 と同じ
【資料 3-1-16】	東京造形大学 学位規程	
【資料 3-1-17】	東京造形大学 大学院学位規程	
【資料 3-1-18】	学校法人桑沢学園 中期実行計画 2020 (P13)	【資料 1-2-11】 と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	東京造形大学 大学の目的に関する規程 (別表 2)	【資料 1-1-4】 と同じ
【資料 3-2-2】	東京造形大学 大学院の目的に関する規程 (別表 2)	【資料 1-1-5】 と同じ
【資料 3-2-3】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P5-9)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-2-4】	東京造形大学公式ウェブサイト (学則・本学の目的・方針) https://www.zokei.ac.jp/university/policy/	【資料 F-13】 と同じ
【資料 3-2-5】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P33-96 抜粋)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-2-6】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P41-99 抜粋)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-2-7】	東京造形大学 転学科等に関する規程	
【資料 3-2-8】	東京造形大学公式ウェブサイト (シラバス検索方法) https://www.zokei.ac.jp/academics/curriculum-menu/syllabus/	
【資料 3-2-9】	シラバス	【資料 F-12-2】 と同じ
【資料 3-2-10】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P137-140)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-2-11】	事務局からの重要なお知らせ	【資料 2-2-2】 と同じ
【資料 3-2-12】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P32-34)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-2-13】	2020 年度 英語プレイスメントテスト実施要領	
【資料 3-2-14】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P145)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-2-15】	2020 年度 東京造形大学教育運営組織<部会所属・資格課程室>	
【資料 3-2-16】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P34-35)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-2-17】	学校法人桑沢学園 平成 29 年度 事業報告 (P52)	【資料 2-5-4】 と同じ
【資料 3-2-18】	2019 年度 第 1 回 FD 委員会議事録 (第 2 議案) 2019 年度 第 2 回 FD 委員会議事録 (第 2 議案)	
【資料 3-2-19】	2017 年度 第 1 回 FD 委員会議事録 (第 1 議案) 2017 年度 第 3 回 FD 委員会議事録 (第 2 議案)	
【資料 3-2-20】	2019 年度 (後期) 授業評価アンケート集計結果	
【資料 3-2-21】	FD 活動報告書 2019 (P4)	【資料 2-6-1】 と同じ
【資料 3-2-22】	東京造形大学公式ウェブサイト (内部質保証) https://www.zokei.ac.jp/university/inspect/	
【資料 3-2-23】	FD 活動報告書 2019 (P1)	
【資料 3-2-24】	2019 年度 第 4 回教育運営会議議事録 (第 4 議案・資料 8)	
【資料 3-2-25】	2018 年度 第 11 回教育運営会議議事録 (第 7 議案・資料 6)	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P5-9)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-3-2】	シラバス	【資料 F-12-2】 と同じ
【資料 3-3-3】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P33-96 抜粋)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-3-4】	東京造形大学 学則 (第 36 条・42 条)	【資料 F-3-1】 と同じ
【資料 3-3-5】	東京造形大学 大学院学則 (第 14 条)	【資料 F-3-2】 と同じ

東京造形大学

【資料 3-3-6】	ループリック作成マニュアル	
【資料 3-3-7】	別紙1 ループリック具体例	
【資料 3-3-8】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P5-9)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-3-9】	2019 年度 (後期) 授業評価アンケート集計結果	【資料 3-2-20】と同じ
【資料 3-3-10】	第 2 回進路登録サポート会案内	
【資料 3-3-11】	2019 年度(後期)教育職員免許状取得資格者認定資料 2019 年度(後期)学芸員資格取得者認定資料	
【資料 3-3-12】	FD 活動報告書 2019 (P4)	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-13】	2019 年度 授業評価アンケート平均値算定資料	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	東京造形大学 学則 (第 7 条)	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 4-1-2】	東京造形大学 運営協議会規程	
【資料 4-1-3】	東京造形大学 副学長規程	
【資料 4-1-4】	東京造形大学 学部長規程	
【資料 4-1-5】	東京造形大学 大学院研究科長規程	
【資料 4-1-6】	東京造形大学 学則 (第 11 条)	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 4-1-7】	東京造形大学 大学院学則 (第 7 条)	【資料 F-3-2】と同じ
【資料 4-1-8】	東京造形大学 教授会規程	
【資料 4-1-9】	東京造形大学 大学院研究科委員会規程	
【資料 4-1-10】	東京造形大学 教育運営会議規程	
【資料 4-1-11】	東京造形大学 大学院研究科運営会議規程	
【資料 4-1-12】	2020 年 学校法人桑沢学園 事務組織図	
【資料 4-1-13】	事務局業務分掌	
【資料 4-1-14】	部課長連絡会[大学・学園] 報告	
【資料 4-1-15】	学校法人桑沢学園 中期実行計画 2020 (P4)	【資料 1-2-11】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	エビデンス集 (データ編) 認証評価共通基礎データ様式 1 (教員組織)	【エビデンス集(データ編)】と同じ
【資料 4-2-2】	エビデンス集 (データ編) 表 4-1	【エビデンス集(データ編)】と同じ
【資料 4-2-3】	2020 年度 東京造形大学教育運営組織<部会所属・資格課程室>	【資料 3-2-15】と同じ
【資料 4-2-4】	東京造形大学 教員資格基準規程	
【資料 4-2-5】	東京造形大学 大学院造形研究科所属教員の資格基準に関する細則	
【資料 4-2-6】	東京造形大学 教員人事政策検討委員会規程	
【資料 4-2-7】	東京造形大学 教員採用手続きに関する規程	
【資料 4-2-8】	2021 年度 専任教員新規採用計画 (案)	
【資料 4-2-9】	東京造形大学 任期付教育職員に関する規程	
【資料 4-2-10】	東京造形大学 任期付教育職員に関する細則	
【資料 4-2-11】	東京造形大学 特別任用教育職員に関する規程	
【資料 4-2-12】	東京造形大学 特別任用教育職員に関する細則	
【資料 4-2-13】	東京造形大学 大学院特別任用教育職員に関する規程	
【資料 4-2-14】	東京造形大学 大学院特別任用教育職員に関する細則	
【資料 4-2-15】	東京造形大学 特別任用教育職員及び非常勤教員の任期に関する規程	

東京造形大学

【資料 4-2-16】	東京造形大学 非常勤教員に関する規程	
【資料 4-2-17】	東京造形大学 大学院非常勤教員に関する規程	
【資料 4-2-18】	東京造形大学 客員教授規程	
【資料 4-2-19】	東京造形大学 教員昇格等に関する規程	
【資料 4-2-20】	東京造形大学 教員選考委員会規程	
【資料 4-2-21】	東京造形大学 FD 委員会規程	
【資料 4-2-22】	2019 年度 授業評価アンケートの実施について	
【資料 4-2-23】	東京造形大学公式ウェブサイト (内部質保証) https://www.zokei.ac.jp/university/inspect/	【資料 3-2-22】 と同じ
【資料 4-2-24】	授業参観の公開科目について	
【資料 4-2-25】	2017 年度 第 2 回 FD 研修会案内	
【資料 4-2-26】	2018 年度 第 1 回・2 回 FD 研修会案内	
【資料 4-2-27】	2020 年度 科目ガイドの点検 (依頼) について	
【資料 4-2-28】	FD 活動報告書 2019	
【資料 4-2-29】	学校法人桑沢学園 学事振興資金規程	
【資料 4-2-30】	専任教員の年齢別構成比率	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	学校法人桑沢学園 SD 規程	
【資料 4-3-2】	新入職員研修プログラム	
【資料 4-3-3】	令和元 (2019) 年度 研修会等報告書一覧	
【資料 4-3-4】	2020 年度 自己啓発研修費助成制度について	
【資料 4-3-5】	令和元 (2019) 年度 自己啓発研修一覧	
【資料 4-3-6】	2018 年度・2019 年度 教職員研修プログラム	
【資料 4-3-7】	第 8 回 新潟青陵大学・東京造形大学職員合同研修会報告書	
【資料 4-3-8】	東京 4 美大若手 SD 研修 2019 実施要項	
【資料 4-3-9】	平成 30 年度 第 13 回 4 美大教務事務連絡会次第	
【資料 4-3-10】	2018 年度 職員ミーティング開催計画 2018 年度 職員ミーティング議事録	
【資料 4-3-11】	2018 年度 業務報告会、2019 年度 業務研修会プログラム	
【資料 4-3-12】	2020 年度 春学期大学院研修募集要項	
【資料 4-3-13】	学校法人桑沢学園 2019 年度事業報告 (P19)	【資料 F-7】 と同じ
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	東京造形大学 研究倫理規程	
【資料 4-4-2】	東京造形大学 公的研究費管理規程	
【資料 4-4-3】	東京造形大学 研究活動不正行為防止に関する細則	
【資料 4-4-4】	東京造形大学公式ウェブサイト (公的研究費の扱いについて) https://www.zokei.ac.jp/university/univ-policy/publicfunding/	
【資料 4-4-5】	東京造形大学 公的研究費不正防止計画	
【資料 4-4-6】	東京造形大学 公的研究費の運営・管理に関する行動規範	
【資料 4-4-7】	公的研究費の運営・管理体制	
【資料 4-4-8】	東京造形大学 個人研究費規程	
【資料 4-4-9】	東京造形大学 教育研究助成金規程	
【資料 4-4-10】	東京造形大学 特別研修制度に関する規程	
【資料 4-4-11】	2018 年度 科学研究費説明会実施風景	
【資料 4-4-12】	2019 年度 受託研究事業一覧	
【資料 4-4-13】	学校法人桑沢学園 学事振興資金規程	【資料 4-2-29】 と同じ
【資料 4-4-14】	桑沢学園賞・桑沢学園奨励賞授与一覧	
【資料 4-4-15】	2020 年度 桑沢学事振興資金事業採用者について	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人桑沢学園 寄附行為（第3条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	東京造形大学 学則（第1条）	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 5-1-3】	東京造形大学 大学院学則（第1条）	【資料 F-3-2】と同じ
【資料 5-1-4】	学校法人桑沢学園 東京造形大学 就業規則	
【資料 5-1-5】	学校法人桑沢学園 個人情報保護規程	
【資料 5-1-6】	東京造形大学 ハラスメント防止等に関する規程	【資料 2-4-18】と同じ
【資料 5-1-7】	東京造形大学 研究倫理規程	【資料 4-4-1】と同じ
【資料 5-1-8】	東京造形大学 個人研究費規程	【資料 4-4-8】と同じ
【資料 5-1-9】	東京造形大学 教育研究助成金規程	【資料 4-4-9】と同じ
【資料 5-1-10】	東京造形大学 公的研究費管理規程	【資料 4-4-2】と同じ
【資料 5-1-11】	学校法人桑沢学園 情報の公開及び開示に関する規程	
【資料 5-1-12】	学内グループウェア（規程集）	
【資料 5-1-13】	学校法人桑沢学園 規程管理規程	
【資料 5-1-14】	学校法人桑沢学園 コンプライアンス推進規程	
【資料 5-1-15】	2020年 学校法人桑沢学園 事務組織図	【資料 4-1-12】と同じ
【資料 5-1-16】	学校法人桑沢学園 中期ビジョン 2020	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 5-1-17】	学校法人桑沢学園 中期実行計画 2020	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 5-1-18】	学校法人桑沢学園 2020年度 事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-19】	学校法人桑沢学園公式ウェブサイト（令和元年度決算報告書） https://www.kuwasawa.ac.jp/report2019.html	
【資料 5-1-20】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020（P32-36）	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-21】	東京造形大学 ハラスメント防止等に関する規程	【資料 2-4-18】と同じ
【資料 5-1-22】	学生生活手帳（P44）	【資料 2-6-10】と同じ
【資料 5-1-23】	東京造形大学公式ウェブサイト（東京造形大学におけるハラスメントの防止・対策について） https://www.zokei.ac.jp/campuslife/counseling/	
【資料 5-1-24】	東京造形大学 ハラスメントの防止・対策に関するガイドライン	【資料 2-6-13】と同じ
【資料 5-1-25】	東京造形大学 2020年度 在学生アンケート用紙	
【資料 5-1-26】	東京造形大学 カウンセリングルームリーフレット	【資料 2-4-14】と同じ
【資料 5-1-27】	東京造形大学 危機管理規程	【資料 2-5-12】と同じ
【資料 5-1-28】	東京造形大学 危機管理委員会規程	
【資料 5-1-29】	東京造形大学公式ウェブサイト（災害等緊急時情報） https://www.zokei.ac.jp/campuslife/emergency_info/	
【資料 5-1-30】	東京造形大学 消防計画	【資料 2-5-13】と同じ
【資料 5-1-31】	2019年度 避難訓練実施要領	【資料 2-5-16】と同じ
【資料 5-1-32】	非常用備蓄品一覧	
【資料 5-1-33】	キャンパス整備マスタープラン策定資料	
【資料 5-1-34】	警備会社委託契約書	
【資料 5-1-35】	防犯カメラ設置場所一覧	【資料 2-5-21】と同じ
【資料 5-1-36】	入構証	
【資料 5-1-37】	学校法人桑沢学園 情報倫理規程	
【資料 5-1-38】	学校法人桑沢学園 情報ネットワーク利用規程	
【資料 5-1-39】	学校法人桑沢学園 情報セキュリティ規程	
【資料 5-1-40】	学校法人桑沢学園 ホームページ運用管理規程	

東京造形大学

【資料 5-1-41】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P197-198)	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-42】	東京造形大学 学生弔慰金見舞金規程	
【資料 5-1-43】	事故発生状況報告書	
【資料 5-1-44】	学校法人桑沢学園 2019 年度 事業報告 (P24)	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-1-45】	アルバイト使用に関する手続き	
【資料 5-1-46】	東京造形大学 衛生委員会規程	
【資料 5-1-47】	JCSOS 入会申込書	
【資料 5-1-48】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P194)	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-49】	学生生活手帳 (P124-125)	
【資料 5-1-50】	2020 入試における危機管理マニュアル	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人桑沢学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	令和元年度 (2019 年度) 理事会出欠状況	【資料 F-10-2】と同じ
【資料 5-2-3】	学校法人桑沢学園 常務会規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人桑沢学園 常務会規程	【資料 5-2-3】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人桑沢学園 役員名簿	【資料 F-10-1】と同じ
【資料 5-3-3】	2019 年度 第 10 回教授会 (学長報告)	
【資料 5-3-4】	2019 年度 第 1 回 事務部長連絡会 議事録	
【資料 5-3-5】	学校法人桑沢学園 中期ビジョン 2020	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 5-3-6】	学校法人桑沢学園 中期実行計画 2020	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 5-3-7】	学校法人桑沢学園 寄附行為 (第 10 条)	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-8】	監査報告書 (2015~2019 年度)	【資料 F-11-2】と同じ
【資料 5-3-9】	令和元年度 (2019 年度) 評議員会出欠状況	【資料 F-10-3】と同じ
【資料 5-3-10】	学校法人桑沢学園 評議員選挙規程	
【資料 5-3-11】	学校法人桑沢学園 寄附行為 (第 6 条)	【資料 F-1】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人桑沢学園 資産運用に関する取扱規程	
【資料 5-4-2】	学校法人桑沢学園 奨学資金規程	【資料 2-2-12】と同じ
【資料 5-4-3】	学校法人桑沢学園 学事振興資金規程	【資料 4-2-29】と同じ
【資料 5-4-4】	決算報告書 (2015~2019 年度)	【資料 F-11-1】と同じ
【資料 5-4-5】	東京造形大学 受託研究規程	
【資料 5-4-6】	東京造形大学公式ウェブサイト (ZOKEI 古本募金をはじめました) https://www.zokei.ac.jp/news/2017/7646/	
【資料 5-4-7】	ZOKEI 古本募金リーフレット	
【資料 5-4-8】	学校法人桑沢学園 中期実行計画 2020 (P20)	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 5-4-9】	令和 2 年度 予算編成方針	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人桑沢学園 経理規程	
【資料 5-5-2】	東京造形大学 調達業務取扱細則	
【資料 5-5-3】	学校法人桑沢学園 固定資産管理取扱細則	
【資料 5-5-4】	監査報告書 (2015~2019 年度)	【資料 F-11-2】と同じ
【資料 5-5-5】	令和元年度 (2019 年度) 理事会出欠状況	【資料 F-10-2】と同じ
【資料 5-5-6】	令和元年度 (2019 年度) 評議員会出欠状況	【資料 F-10-3】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	東京造形大学 自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-2】	東京造形大学公式ウェブサイト (内部質保証) https://www.zokei.ac.jp/university/inspect/	【資料 3-2-22】 と同じ
【資料 6-1-3】	内部質保証を推進するための組織体制	
【資料 6-1-4】	三つのポリシーを起点とした教育の質保証のイメージ	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	自己点検・評価報告書 2019	
【資料 6-2-2】	「東京造形大学 自己点検・評価報告書 2019」に対する意見等の募集の結果	
【資料 6-2-3】	東京造形大学公式ウェブサイト (内部質保証) https://www.zokei.ac.jp/university/inspect/	【資料 3-2-22】 と同じ
【資料 6-2-4】	自己点検・評価報告書 2019 (データ編)	
【資料 6-2-5】	2019 年度 第 1 回自己点検・評価委員会議事録 (第 1 議案)	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	学校法人桑沢学園 中期実行計画 2020 (P4)	【資料 1-2-11】 と同じ
【資料 6-3-2】	理事会、評議員会開催案内	
【資料 6-3-3】	学校法人桑沢学園ウェブサイト (学園に関する情報公開) https://www.kuwasawa.ac.jp/report.html	
【資料 6-3-4】	2019 年度 第 1 回 FD 委員会議事録 (第 2 議案) 2019 年度 第 2 回 FD 委員会議事録 (第 2 議案)	【資料 3-2-18】 と同じ
【資料 6-3-5】	東京造形大学公式ウェブサイト (内部質保証) https://www.zokei.ac.jp/university/inspect/	【資料 3-2-22】 と同じ
【資料 6-3-6】	2018 年度 第 11 回教育運営会議議事録 (第 7 議案・資料 6)	【資料 3-2-25】 と同じ
【資料 6-3-7】	2019 年度 第 3 回教授会議事録 (学長報告)	
【資料 6-3-8】	2018 年度 第 5 回教育運営会議議事録 (第 6 議案)	
【資料 6-3-9】	学内ポータルシステム揭示 (2019 年度 在学生アンケート集計結果について) 2019 年度 在学生アンケート集計結果	【資料 2-6-2】 と同じ
【資料 6-3-10】	第 2 回進路登録サポート会案内	【資料 3-3-10】 と同じ
【資料 6-3-11】	2019 年度(後期)教育職員免許状取得資格者認定資料 2019 年度(後期)学芸員資格取得者認定資料	【資料 3-3-11】 と同じ
【資料 6-3-12】	東京造形大学公式ウェブサイト (法令等に基づく情報公開) https://www.zokei.ac.jp/university/disclosure/	

基準 A. 社会連携と社会発信

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 教育課程の整備		
【資料 A-1-1】	東京造形大学 大学案内 2021 (P113)	【資料 F-2】 と同じ
【資料 A-1-2】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P34-36)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 A-1-3】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P112-113)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 A-1-4】	シラバス (プロジェクト BI-4)	
【資料 A-1-5】	CS-Lab パンフレット (P10-13)	【資料 2-4-11】 と同じ
【資料 A-1-6】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P32-33)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 A-1-7】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P110-111)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 A-1-8】	シラバス (ボランティア B)	

東京造形大学

【資料 A-1-9】	東京造形大学 大学院リーフレット	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 A-1-10】	東京造形大学 キャンパスガイド 2020 (P176)	【資料 F-5】と同じ
【資料 A-1-11】	大学院造形研究科 造形プロジェクト科目一覧	
【資料 A-1-12】	大学院造形プロジェクト科目ガイダンス	
【資料 A-1-13】	シラバス (造形プロジェクト AI-53)	
A-2. 社会連携・学外連携の取り組み		
【資料 A-2-1】	東京造形大学公式ウェブサイト (社会連携活動について) https://www.zokei.ac.jp/activity/social_community/	
【資料 A-2-2】	東京造形大学 社会連携プロジェクト冊子	
【資料 A-2-3】	東京造形大学 受託研究規程	【資料 5-4-5】と同じ
【資料 A-2-4】	東京造形大学公式ウェブサイト (知的財産取扱いポリシー) https://www.zokei.ac.jp/university/univ-policy/inte_property/	
【資料 A-2-5】	東京造形大学 知的財産取扱い規程	
【資料 A-2-6】	東京造形大学 知的財産取扱いに関する細則	
【資料 A-2-7】	平成 24 年度 広域大学知的財産アドバイザー派遣事業参加確認書	
【資料 A-2-8】	広域大学知的財産アドバイザー派遣先一覧	
【資料 A-2-9】	東京造形大学 社会連携委員会規程	【資料 2-2-10】と同じ
【資料 A-2-10】	東京造形大学公式ウェブサイト (社会連携活動ポリシー) https://www.zokei.ac.jp/university/univ-policy/renkei/	
【資料 A-2-11】	東京造形大学公式ウェブサイト (利益相反マネジメントポリシー) https://www.zokei.ac.jp/university/univ-policy/souhan/	
【資料 A-2-12】	産学連携知的財産 AD 派遣決定通知書	
【資料 A-2-13】	意匠権実施許諾契約書	
【資料 A-2-14】	2019 年度 第 1 回社会連携委員会議事録	
【資料 A-2-15】	2019 年度 社会連携事業一覧	
【資料 A-2-16】	大学コンソーシアム八王子 パンフレット	
【資料 A-2-17】	八王子学園都市大学 (いちよう塾) 令和 2 年 講座案内	
【資料 A-2-18】	八王子市と東京造形大学との包括連携に関する協定締結式出席者名簿	
【資料 A-2-19】	八王子市プレスリリース (東京造形大学と包括連携協定の締結式を開催)	
【資料 A-2-20】	東京造形大学公式ウェブサイト (八王子市福祉部高齢者福祉課との連携) https://www.zokei.ac.jp/activity/community_introduction/case75/	
【資料 A-2-21】	さがまちコンソーシアム 会員名簿 (令和 2 年 4 月現在)	
【資料 A-2-22】	アートラボはしもとにおける美術活動集	
【資料 A-2-23】	東京造形大学 施設等貸出細則	
【資料 A-2-24】	美術・デザイン系大学知的財産ネットワーク覚書	
【資料 A-2-25】	全国芸術系大学コンソーシアム (参加大学一覧)	
【資料 A-2-26】	東京造形大学公式ウェブサイト (接続教育プログラム) https://www.zokei.ac.jp/activity/education/	
【資料 A-2-27】	インターナショナルデザインワークショップ企画書	
A-3. 建学の精神及び使命・目的、教育研究情報の社会発信		
【資料 A-3-1】	周年事業刊行物 (「東京造形大学の 10 年」「ZOKEI」「桑沢洋子 ふだん着のデザイナー展」リーフレット)	
【資料 A-3-2】	「SO+ZO 展 未来をひらく造形の過去と現在 1960s→」リーフレット 「SO+ZO シンポジウム」リーフレット 「SO+ZO 映画祭 2011」リーフレット 「SO+ZO MOVEMENT 八王子夢美術館～来たれ！未来のクリエイター 桑沢学園のアート&デザイン展」リーフレット	
【資料 A-3-3】	SO+ZO 展 未来をひらく造形の過去と現在 1960s→ 図録)	

東京造形大学

【資料 A-3-4】	<p>創立 50 周年記念事業関連資料：</p> <p>①「グラス・リフレクションーモノの所在・場の所在ー」リーフレット</p> <p>②「現代写真の多元性、これからの写真」リーフレット</p> <p>③国際造形教育シンポジウム 開催報告</p> <p>④「ZOKEI 教育展「和紙のはたらきかけ」」リーフレット</p> <p>⑤学内講演「ロードアイランド造形大学、授業作品から見る造形教育の核心」開催案内</p> <p>⑥「リトルプレス 地域デザインの創造」リーフレット</p> <p>⑦「フィールドワークから考える 写真と映像を通じた社会連携、地域社会の記憶化」開催報告</p> <p>⑧「社会を創るアートとデザインの力」</p> <p>⑨50 周年史（リーフレット）</p> <p>⑩「球体キャンバストロイイング」開催報告</p> <p>⑪「東京造形大学×亀田の柿の種 50」開催報告</p> <p>⑫「東京造形大学×ウルトラマン 50」開催案内</p> <p>⑬「勝見勝 桑澤洋子 佐藤忠良ー東京造形大学 教育の源流」リーフレット</p> <p>⑭「「ZOKEI NEXT 50」東京造形大学の教育成果展」パンフレット</p> <p>⑮「東京造形大学ドキュメント 1966-2016」開催案内</p>	
【資料 A-3-5】	「「ふつう」をつくったデザイナー桑澤洋子の活動と教育の軌跡」開催報告	
【資料 A-3-6】	「東京造形大学 50 年史 1966-2016」	
【資料 A-3-7】	「ZOKEI 展 2019」パンフレット	
【資料 A-3-8】	「東京造形大学 大学院 論文・制作作品集」	
【資料 A-3-9】	「令和元年度 第 43 回 東京五美術大学連合卒業・修了制作展」パンフレット	
【資料 A-3-10】	学生生活手帳 (P38) 学生の催事 (グループ展等) の補助について	
【資料 A-3-11】	東京造形大学 学生の催事 (グループ展等) における補助に関する細則	
【資料 A-3-12】	東京造形大学研究報 1~21	
【資料 A-3-13】	学生・関係者の活動 参考資料	
【資料 A-3-14】	東京造形大学 公式 SNS (facebook, Instagram, Twitter)	
【資料 A-3-15】	東京造形大学 造形研究論集 2020 年度	
【資料 A-3-16】	OPEN CAMPUS 2019 パンフレット	【資料 2-1-4】と同じ
【資料 A-3-17】	CS 祭 2019 パンフレット	
【資料 A-3-18】	2017 年度 第 1 回教授会 (学長報告)	

東京造形大学

<p>【資料 A-3-19】</p>	<p>「見える化」プロジェクトによる展覧会・イベント関連資料 ①「ドキュメンタリーフォトグラフィ展「いまを写す、これからを視る」」リーフレット ②「めぐみある風景」開催案内 ③「鈴木マサルの特キスタイル展」開催案内 ④「東京造形大学 山手線グラフィック展」リリース ⑤「東京造形大学特キスタイルデザイン専攻領域卒業制作展」パンフレット ⑥「第9回富士山特キスタイルプロジェクト成果発表展」開催報告 ⑦「Three Tones-3 人のデザイナーがつくる特キスタイル空間」開催案内 ⑧「アートラボはしもとにおける美術活動集」 ⑨「ZOKEI NEXT50 東京造形大学 教育の成果展記録集」 ⑩「現在における東京造形大学の彫刻」 ⑪「造形アニメーションのすべて」パンフレット ⑫「フジヤマ特キスタイルプロジェクト記録集」 ⑬国際ダンス映画祭「身体が残る。」リーフレット ⑭「東京、青山、特キスタイルの地図。」開催案内 ⑮「もの・かたりー手繰りよせることばを超えてー」リリース ⑯「青梅写真劇場【ZOKEI PHOTO THEATER】」リーフレット ⑰「光のジャンクション 記憶とアートを繋ぐ」リーフレット ⑱青梅 PHOTO MUSEUM リーフレット ⑲シンポジウム「青春の造形 2019 美術家・デザイナーになるまで」フライヤー ⑳「ダ・ヴィンチ没後 500 年記念「夢の実現」展」リーフレット ㉑「もの・かたりー手繰りよせることばを超えてー 展示記録集」</p>	
<p>【資料 A-3-20】</p>	<p>東京造形大学 大学案内 2021 (P92-93)</p>	<p>【資料 F-2】と同じ</p>